

大垣女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和6年度

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	19
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	22
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	22
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	33
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	41
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	41
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	58
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	74
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	74
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	82
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	83
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	91
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	91
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	92
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	94

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人大垣総合学園は、大垣女子短期大学を運営してきた旧学校法人大垣女子短期大学と、岐阜経済大学を運営してきた旧学校法人岐阜経済大学が新設合併して、平成 29 年 4 月にスタートした。この合併により旧法人は解散し、本学校法人が両大学の運営を引き継いだ。

本学校法人の前身の一つである旧学校法人大垣女子短期大学は、昭和 40 年代当時、大垣市で多数稼働していた紡績工場で働く女子従業員が働きながら学べる高等教育機関の設立を目指し、大垣市をはじめ近隣市町村の首長や地元企業の経営者など、多くの人々による支援のもと、昭和 44 年 4 月に大垣女子短期大学を開学し、幼児教育科（現：幼児教育学科）を設置した。以降、音楽科（現：音楽総合学科）、美術科（現：デザイン美術学科）、保健科（現：歯科衛生学科）、国際教養科（現在は廃止）を設置し、それぞれの時代のニーズに合った組織変更を行った。平成 24 年 4 月には、それまで別の学校法人が本学近隣に設置していた日本中央看護専門学校（看護学科：入学定員 40 人）の移管を受け、これを基礎に平成 25 年 4 月、新たに看護学科を設置（日本中央看護専門学校は平成 27 年 3 月に閉校）した。

こうして大垣女子短期大学は、幼児教育学科、デザイン美術学科、音楽総合学科、歯科衛生学科、看護学科という、全く異なる学問分野で構成する 5 学科を擁する女子のみの総合短期大学を形成した。

前身のもう一つの旧学校法人岐阜経済大学は、中部圏における将来の経済界を担い活躍できる人材を大垣市で育成することを目的に、地元自治体など数多くの人々から支援を受け、公設民営大学として昭和 42 年 4 月に岐阜経済大学を開学し、経済学部を設置した。以降、経営学部、大学院経営学研究科、留学生別科を設置するなど、時代の移り変わりとともに社会のニーズに応える形で組織変更を行った。そして、平成 29 年度に創立 50 周年を迎えた。

このように、旧学校法人 2 法人はそれぞれ約 50 年にわたる大学運営を経験し、この間、地域社会のニーズに応じた教育を実践して、幾多の卒業生を輩出した。しかしながら、今後の 18 歳人口の減少を背景とする大学間競争の激化に対処し、より安定的な大学運営を継続していくとともに、本学は、地方創生等、この地域における高等教育機関として、その期待に従前にも増して応えていくため、双方が有する教育資源及び経営資源を一体的に有効活用し、経営基盤の強化を図ることを目的として、平成 29 年 4 月に新設合併、学校法人大垣総合学園が発足した。

平成 25 年 4 月の大垣女子短期大学看護学科の設置は、当時、看護師不足が深刻になっていた地域社会の要請を受けたものであった。その前年度に入学定員 40 人の日本中央看護専門学校の移管を受けた後、学生募集を停止、のちに廃止するまで運営を継続しつつ、入学定員を倍増の 80 人とする看護学科を設置するに至った。しかし、今後ますます進む高齢化によって、医療・介護・福祉サービスの需要が増大かつ複雑化していくと予測される地域社会の将来を見据え、さらに高度な看護教育を実践して一層地域医療・地域社会に貢献するため、平成 31 年 4 月に大垣女子短期大学看護学

科の学生募集を停止して、併設校である岐阜協立大学（同年 4 月に岐阜経済大学から名称変更）に看護学部看護学科を設置した。なお、令和 3 年 3 月、大垣女子短期大学看護学科の在学学生は全員卒業したことから、学科を廃止、以降 4 学科で学びを提供している。

< 学校法人の沿革 >

昭和 42 年	(旧) 学校法人岐阜経済大学設置認可 岐阜経済大学経済学部設置
昭和 44 年	(旧) 学校法人大垣女子短期大学設置認可 大垣女子短期大学幼児教育科（現：幼児教育学科）設置
平成 13 年	(旧) 学校法人岐阜経済大学 岐阜経済大学大学院経営学研究科・留学生別科設置
平成 24 年	(旧) 学校法人大垣女子短期大学 日本中央看護専門学校設置者変更認可、同校設置
平成 27 年	(旧) 学校法人大垣女子短期大学 日本中央看護専門学校廃止
平成 28 年	(旧) 学校法人大垣女子短期大学と(旧) 学校法人岐阜経済大学の法人合併（学校法人大垣総合学園）認可申請
平成 29 年	学校法人大垣総合学園設置認可（1 月） (旧) 学校法人大垣女子短期大学と(旧) 学校法人岐阜経済大学の解散（3 月） 学校法人大垣総合学園発足（4 月）
平成 30 年	岐阜経済大学看護学部設置認可
平成 31 年	岐阜経済大学から岐阜協立大学へ大学名称変更 岐阜協立大学看護学部看護学科開設

< 短期大学の沿革 >

昭和 44 年	大垣女子短期大学幼児教育科第一部（現：幼児教育学科）設置
昭和 45 年	幼児教育科第三部設置
昭和 46 年	音楽科及び美術科（現：音楽総合学科及びデザイン美術学科）設置
昭和 49 年	保健科第一部（現：歯科衛生学科）設置
昭和 52 年	保健科第三部設置
平成 3 年	国際教養科設置
平成 12 年	歯科衛生科（旧：保健科）第三部及び国際教養科廃止
平成 17 年	幼児教育科第三部廃止
平成 25 年	看護学科設置
平成 31 年	看護学科学生募集停止
令和 3 年	看護学科廃止

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

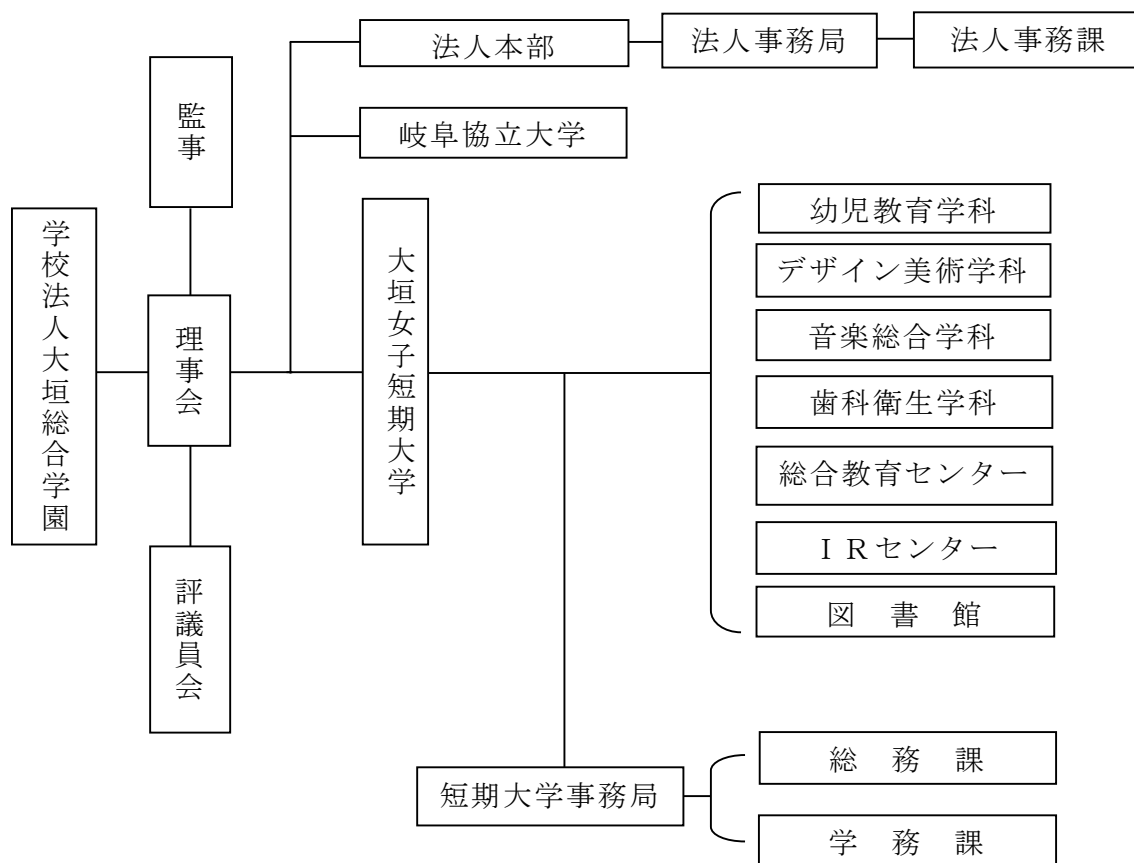
令和 6 年 5 月 1 日現在

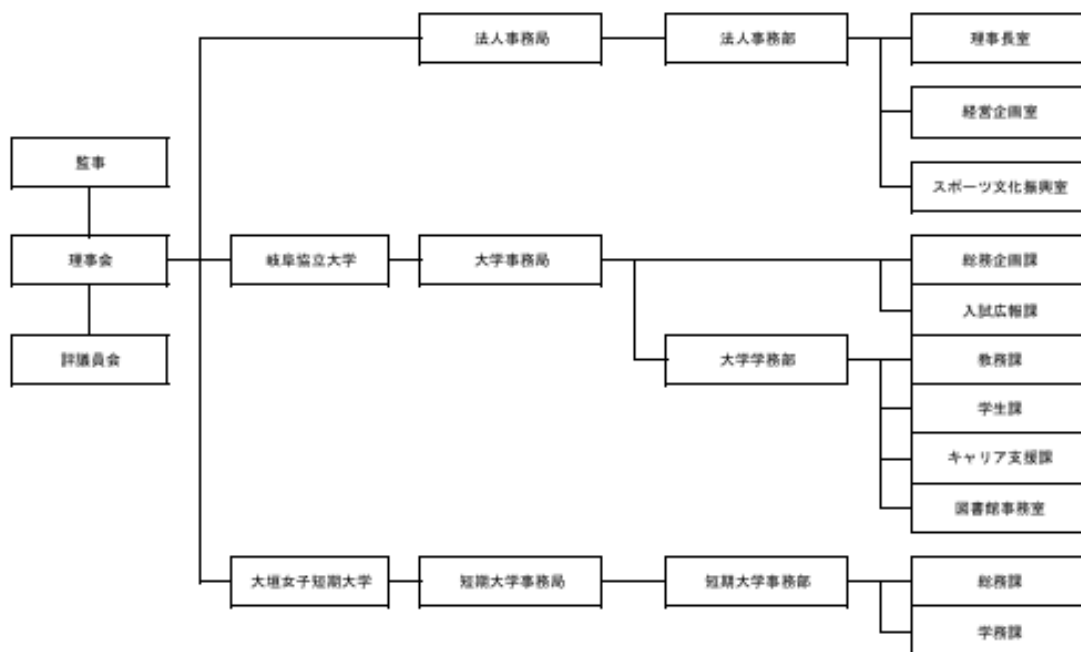
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
岐阜協立大学 (大学院及び留学生別科を含む)	岐阜県大垣市北方町 5 丁目 50 番地	430	1,640	1,693
大垣女子短期大学	岐阜県大垣市西之川町 1 丁目 109 番地	200	500	403

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- ## ■ 組織図

令和 6 年 5 月 1 日現在





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

(單位 人口：千人、趨勢：%)

地域	平成 31 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	人口	趨勢	人口	趨勢	人口	趨勢	人口	趨勢	人口	趨勢
大垣市	161.1	100.0	160.5	99.6	159.3	98.8	159.3	98.8	158.5	98.4
岐阜県	1,988	100.0	1,979	99.5	1,960	98.6	1,946	97.9	1,929	97.0

※平成31年度を100とする

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

本学における平成 31 年度から令和 5 年度までの入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率は、表 1 に示すとおりである。また、入学者の出身地別状況は、表 2 に示すとおりである。

令和 2 年度の入学定員充足率は 90%を上回り、令和 3 年度は 4 学科すべて入学定員を充足、入学定員充足率は 121.5%となった。しかし、令和 4 年度の入学定員充足率は全体で 90.5%に留まり、令和 5 年度は 83.0%、令和 6 年度は 79.0%まで下落した。

各学科の状況をみると、まず、全国的にも希少な 3 年制の幼児教育学科は、令和 3 年度は入学定員を大きく上回る 67 名の入学があったが、令和 4 年度の入学者数 36 名に留まり、令和 5 年度も 38 名、令和 6 年度も 36 名であった。3 年制の魅力を感じて入学する一定の層はあることから、引き続き保育職への就職率等これまでの実

績を積極的に告知していく。

デザイン美術学科は、全国的傾向である短期大学芸術系分野への逆風もあり、入学定員未充足の状態が続いていたが令和3年度は50名、令和4年度も51名の入学者を迎えることができた。しかし令和5年度は再び入学定員を下回り42名、令和6年度も47名に留まった。

音楽総合学科は、特色あるコース設定により、以前は常に入学定員の90%以上を確保、特に令和3年度は入学定員を大きく上回る71名の入学があり、特色あるコースが魅力あるものであると考えられた。しかし令和4年度、令和5年度、令和6年度は一転して入学定員を下回り、令和6年度収容定員充足率は84.0%に留まった。

歯科衛生学科は、高い国家試験合格率と就職率により、毎年度安定してほぼ100%の入学者を確保していたが、令和5年度の入学定員充足率は92.0%、令和6年度は62.0%まで下落した。

このように、学科によりあるいは年度により増減があり、大学全体での令和6年度入学定員充足率は79.0%と、直近5年間で最低となった。

入学者の出身地は、毎年度岐阜県が圧倒的に多く、令和4年度、令和5年度、令和6年度は入学者全体の60%以上を占めている。次いで愛知県、滋賀県の順であり、岐阜県及び隣接県からの進学ニーズが高い傾向が続いている。ただし、全国的にも珍しい管打楽器リペアコースを設置する音楽総合学科では、出身地が広域となっている。

このことから、岐阜県をはじめとした隣接県への積極的な学生募集活動を展開しており、引き続き全学科で入学定員充足ができるよう、今後も様々な施策を講じて学生確保の安定化に努める。

表1 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
幼児教育学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	42	67	36	38	36	
	入学定員充足率(%)	84.0	134.0	72.0	76.0	72.0	
	収容定員(人)	150	150	150	150	150	
	在籍者数(人)	130	149	144	136	106	
	収容定員充足率(%)	86.7	99.3	96.0	90.6	70.7	
デザイン美術学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	37	50	51	42	47	
	入学定員充足率(%)	74.0	100.0	102.0	84.0	94.0	
	収容定員(人)	100	100	100	100	100	
	在籍者数(人)	73	87	98	92	91	
	収容定員充足率(%)	73.0	87.0	98.0	92.0	91.0	
音楽総合学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	49	71	44	40	44	
	入学定員充足率(%)	98.0	142.0	88.0	80.0	88.0	
	収容定員(人)	100	100	100	100	100	
	在籍者数(人)	97	120	112	83	84	
	収容定員充足率(%)	97.0	120.0	112.0	83.0	84.0	
歯科衛生学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	56	55	51	46	31	
	入学定員充足率(%)	112.0	110.0	102.0	92.0	62.0	
	収容定員(人)	150	150	150	150	150	
	在籍者数(人)	165	159	163	150	122	
	収容定員充足率(%)	110.0	106.0	108.7	100.0	81.3	
看護学科	入学定員(人)	—	—	—	—	—	※平成31年度から募集停止 ※令和3年3月に廃止
	入学者数(人)	—	—	—	—	—	
	入学定員充足率(%)	—	—	—	—	—	
	収容定員(人)	80	—	—	—	—	
	在籍者数(人)	78	—	—	—	—	
	収容定員充足率(%)	97.5	—	—	—	—	
合計	入学定員(人)	200	200	200	200	200	※平成31年度から看護学科は募集停止 ※令和3年3月に看護学科は廃止
	入学者数(人)	184	243	181	166	158	
	入学定員充足率(%)	92.0	121.5	90.5	83.0	79.0	
	収容定員(人)	580	500	500	500	500	
	在籍者数(人)	543	515	517	461	403	
	収容定員充足率(%)	93.6	103.0	103.4	92.2	80.6	

表2 入学者の出身地別状況

県名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岐阜県	114	62.0	145	59.7	119	65.8	107	64.5	96	60.8
静岡県	7	3.8	3	1.2	6	3.3	3	1.8	1	0.6
愛知県	22	12.0	30	12.3	24	13.3	24	14.5	21	13.3
三重県	8	4.3	4	1.6	3	1.7	4	2.4	5	3.2
滋賀県	9	4.9	8	3.3	6	3.3	7	4.2	8	5.1
富山県	3	1.6	4	1.6	1	0.6	0	0	2	1.3
石川県	2	1.1	2	0.8	3	1.6	1	0.6	4	2.5
福井県	3	1.6	6	2.5	1	0.6	0	0	1	0.6
長野県	4	2.2	11	4.5	3	1.6	6	3.6	5	3.2
その他	12	6.5	30	12.3	15	8.2	14	8.4	15	9.4
合計	184	100	243	100	181	100	166	100	158	100

■ 地域社会のニーズ

本学は、田園が広がる自然豊かな環境にある地元大垣市をはじめとする近隣市町村の首長や地元企業の経営者など、多くの人々からの支援を受けて昭和44年4月に開学した。以来50年余にわたり、それぞれ時代のニーズに合った組織変更を繰り返しながら、総合女子短期大学として全国各地に26,000人を超える卒業生を輩出した。

本学では、一貫して地域に開かれた、かつ地域と一体化した短期大学づくりを柱に運営を進めてきており、各分野で高い評価を得ている。

地元大垣市では、主要政策のひとつに子育て支援を掲げている。本学では幼児教育学科を設置していることからこれに賛同し、平成20年度に、大垣市等本学近隣地域に暮らす親子を対象とした「子育てサロン（学内愛称：ぷっぷぁ）」を学内に設置した。この「子育てサロン」は、参加者同士が子育てに関する情報の共有や意見交換をすることによって子育てへの不安が軽減するなど、本学として子育てを支援する場である。この場では、幼児教育学科専任教員が参加者の相談に応じ、同学科学生も同サロンの運営に参加している。この取組は、文部科学省の平成20年度「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に選定された。また、子育て世代の地域住民にもその存在が徐々に認知され、「子育てサロン」に対する評価を得られるようになった。そのため、それまでは隔週1回開催としていたものを平成24年度からは原則毎週1回開催とし、コロナ禍では、人数制限をしながらも継続して隔週開催した。また、大垣市の委託事業「子育てママ大学」も継続して開講した。そのほか、幼児教育学科を中心とした取組として、地域の子どもたちを対象とした「こども祭」を毎年1月に開催している。この「こども祭」は、学生の学修成果を発表する場であるが、地域住民

が子どもと一緒に気軽に参加できる催し物も提供していることから継続開催し、令和 5 年度で 20 回目を数えた。

デザイン美術学科の取組として、学内に常設展示室「ギャラリーみずき」を設置し、学生、教職員はもちろん、地域住民も自由に見学できるようにしており、学生が授業等で制作した作品及び卒業者の作品を展示している。また、大垣市をはじめ近隣自治体等からマンガ、イラスト及びデザイン関連の制作依頼を受けることがよくあり、その都度作品を提供し、高評価を得ている。

音楽総合学科では、小・中学校や地域の諸団体等から催事での演奏（ピアノ、電子オルガン、ウインドアンサンブル等）の依頼を数多く受け、こうした依頼には可能な限り応えてきた。地域での演奏活動を継続したことから、岐阜県での音楽演奏の地位は確固たるものとなり、岐阜県で開催された平成 24 年の「第 67 回国民体育大会」総合開会式及び閉会式、平成 27 年の「第 39 回全国育樹祭」で、音楽演奏の中心的な役割を担った実績がある。また音楽療法コースにおいては地域の福祉施設で音楽会、音楽療法ボランティアを行い、福祉施設のニーズに応える活動を行っている。

歯科衛生学科では、大垣歯科医師会主催の「歯の健康フェスティバル（6 月）」に、また大垣市主催の「まちなかスクエアガーデン（10 月）」に、学生と教員が積極的に参加して地域住民に対する口腔ケアの啓発活動を実施した。また、令和 5 年度は、岐阜県私立大学地方創生推進事業補助金に採択され、地域の子どもたちに「歯科衛生士」の仕事の魅力を積極的に発信した。

以上の活動以外にも、地域に暮らす社会人の学び直しを推進する取組として大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム「職業実践力育成プログラム（B P）」に、本学は次の二つのプログラムの認定を受けている。

一つ目は、制度発足初年度の平成 27 年度に認定を受けた「音楽総合学科音楽療法コース」である。このプログラムは、福祉施設等で介護・生活支援・保育などの職業に就くことを目指す女性について、障がいのある人や高齢の人を対象とする音楽療法に関し、その知識と実践に必要な技術や技能を身に付けることができ、さらに福祉施設、高齢者施設における対象者のアセスメント、治療計画の作成、実践、記録及び評価に関する専門性を高めることで就業への支援を行う内容としている。本プログラムには、福祉施設等に勤務しながら音楽療法の基礎知識と実践を身に付け、就労現場に役立てようとする人の受講がある。これには毎年度受講者があり、学ぶ意欲の高い社会人が通常課程の学生に混じって学ぶことで学生への良い刺激となっている。さらに科目履修で単位を取得することにより、本学が独自で認定する「大垣女子短期大学音楽療法士認定」の称号を授与しており、こうしたことから社会人学習へのニーズに対応している。

二つ目は、平成 28 年度に認定を受けた「幼児教育学科子どもの発達と援助学コース」である。このプログラムは、福祉施設等で介護・生活支援・保育などにあたる職業に就くことを目指す人を対象としている。障がいのある子どもを対象とした療育に関する知識と実践に関する技術、技能を身に付けることを目的とし、保育施設における対象者のアセスメント、療育計画の作成、実践、記録及び評価に関する専門性を身に付けることで、就業への支援を行うものである。課程修了者には、履修証明書に加

えて本学が独自で認定する「大垣女子短期大学認定音楽療法士」の称号を授与している。発達に特性のある子どもへの支援は必要であり、こうした施設で就労する人の知識、技能の学び直しにマッチした講義内容であることから、近隣の療育施設、福祉施設、保育園等に勤務する人の受講があり、毎年度受講定員を大きく上回っている。

また、受講者等のニーズに応えるため、勤務先が休日となる土曜日に開講しており、そのうち2回は公開講座として、療育関係機関の保育者も受講することができ、受講を通じて職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大している。

本学キャンパスは、敷地内を縦に貫く形で2本の小川（用水路）が流れ、多くの木々と水が融合した小さな公園の様相を呈していることが大きな特徴である。キャンパス内に整備した「みずきの郷」には、東屋を設置して一般開放している。そのため、曜日、時間を問わず近隣住民が気軽に訪れ、水を汲んで持ち帰る姿が見られるなど、「みずきの郷」は、学生はもちろん、近隣住民にとっても憩いの場となっている。

本学の長い歴史の中で、各学科あるいは大学全体で数々の取組を実践することで、地元大垣市をはじめ、周辺地域及び岐阜県においても、女子のみの短期大学としてのその地位を確固たるものにしている。

本学では、全国でも稀少でユニークな学科を含む4学科構成による教育、即ち授業や課外活動を介して学科の枠を超えた学生交流の促進により、高等教育機関における教養教育と、専門分野の知識、技能修得のための教育を実践し、人間性豊かな人材を育成、地域社会にしっかりと結び付きながら地域貢献を続けている。

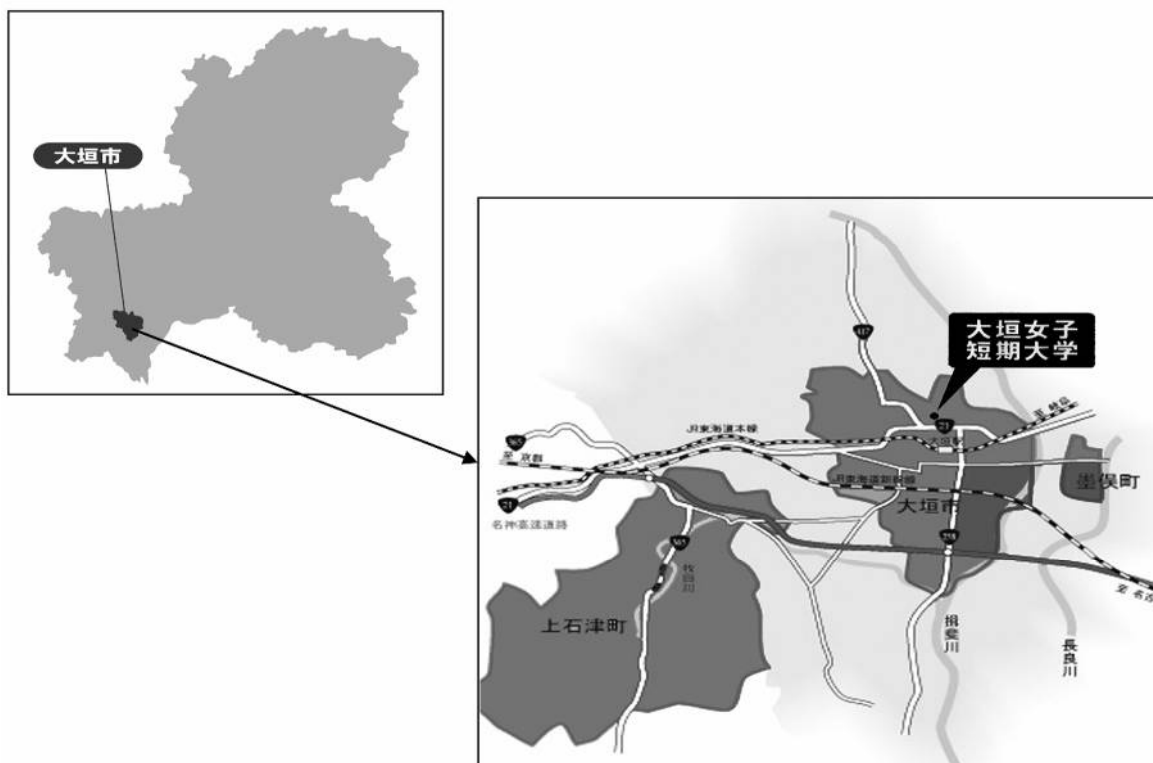
このように、本学は建学の精神に沿った教育により、今後も短期大学に求められている役割を確実に果たすことを目指していく。

■ 地域社会の産業の状況

大垣市は、岐阜県の南西部に位置し、県下で二番目に人口が多く、古くから交通の要衝として栄え、また、濃尾平野を流れる木曽三川の一つ、「揖斐川」の流域であり、豊富な地下水を有する自然の恵みが豊かな地域である。こうした水が豊かな環境を活かして明治時代末期頃から始まった繊維、化学、電気、機械工業各社がこの地域に集積し、県下有数の産業都市として発展してきた。しかし、企業活動のグローバル化に伴って生産拠点が海外に移転するなど、特に古くから操業してきた繊維関連企業は、この地域の工場の閉鎖あるいは規模の縮小を余儀なくされたが、依然として県内有数の産業都市として発展し続けている。

また、岐阜県が主体となって大垣市東部に設置したソフトピアジャパンは、日本のシリコンバレーを目指した情報産業集積地であり、IT関連産業を中心とした優良企業の誘致やベンチャー企業の集積が継続して行われている。現在では同所に、約150社の企業と大学が集うなど、地域経済を牽引する新産業の創出・育成、既存産業の高度化推進を目指す中心地となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



※大垣市には飛び地がある

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 令和元年度の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 シラバスに必要な項目を明示しているが、欠席は減点との記載があるので、改善を要する。
(b) 対策
今回、指摘されたことを受け、学生の成績評価を行う際には、『「出欠」（出席や欠席を含む）は評価項目としない』ことを学科長会議と教務委員会において情報共有し、各学科で周知した。その後、令和 3 年度シラバス作成にあたり、「令和 2（2020）年度シラバス作成要領」にその旨を記載し、専任教員、非常勤講師に依頼した。令和 3 年度シラバス作成も同様の方法で依頼した。 また、シラバスの内容に関する点検と変更については、専門科目は各学科長、教養科目は総合教育センター長が責任を有していることを明確にし、教務委員会委員と協力しながらシラバス内容の点検と改善をするよう依頼し、実施した。 ほかには、授業時間外の学修として課題及び準備、予習、復習、その他のいずれか又はその組合せを示し、課題の具体的な内容を記載することとした。

(c) 成果
学内で周知し、専任教員、非常勤講師に作成依頼した令和 2 年度、令和 3 年度シラバスからは欠席は減点との記載はなくなった。 また、15 週すべてに課題、授業外での準備、予習、復習、その他学修等の内容と、時間数等の明示をすることができた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 授業評価をさらに活性化させるためには、専任教員のみを対象にしている授業評価、及び授業評価に対する学生に向けての回答について、今後、非常勤講師の授業においても実施されることが望ましい。
(b) 対策
本学は平成 12 年度から学生による授業評価アンケートを実施しており、その集計結果は広報誌みずきや本学ホームページに掲載し公表してきている。また、専任教員だけではなく、平成 18 年度からは非常勤講師も含めて学生による授業評価アンケートを実施、公表している。
(c) 成果
学生による授業評価アンケートを集計した結果を各教員に配付している。総合教育センターが、結果を配付されたすべての専任教員と任意の非常勤教員から「授業改善計画（「評価へのコメント」「次年度に向けた改善目標」「学生への要望」を記載）」の提出を受け、これらを集約して学長に報告している。 また、評価結果は「FD information」としてホームページ上で公開している。 ほかに、評価回答率が 80%以上かつ総合評価が上位の教員に関して学長が顕彰を行うこととしている。 授業科目担当者（教員）は、これらの評価結果を授業改善に活用するとともに、学生は授業における学び方を考える契機とし、教育の質向上の機会としている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 教員はパソコン教室や図書館に設置されている情報機器を積極的に利用し、学生の学習成果の向上に努めているが、ICTを指導、管理する人材が配置されていないため、人材配置が課題である。
(b) 対策
ICTを指導、管理する専任の教員又は職員は配置していないが、学内ネットワークや情報教育機器の保守管理及び運用に関する業務を所管する部署において、担当職員を配置している。また、システム管理業務及び個人パソコンサポート、サーバ・ネットワーク機器のソフト保守点検業務等については、専門知識を持った外部業者とサポート業務契約を締結するなどし、担当職員と日常的にサポート体制を整えている。
(c) 成果
学内ネットワーク障害やパソコン等の緊急トラブルなど不測の事態には対応できている。令和元年度には、Windows7 のサポート終了に伴う Windows10 への移行について、担当事務職員と外部業者の協力のもと、スムーズな移行ができた。 令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染防止対策のために授業の一部を遠隔で実施することになり、既に導入していた学生ポータルと Microsoft office 365 を拡充し、対応することができた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 財務状況は、余裕資金があるものの、入学定員未充足の影響及び法人合併後の創立記念事業や併設大学の新学部設置に伴う準備資金等の増加により、経常収支は、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間支出超過となっている。策定した改善計画の着実な履行が望まれる。
(b) 対策 中期5ヶ年計画を策定し、平成31年度から財政改善に取り組んでいる。令和5年度に事業活動収支の黒字化を前提に法人でのビジョンを明確にして、各学科での目標学生数の確保、経常費補助金の増額、経費削減といった具体的な改善策のもと、財政改善に取り組んでいる。
(c) 成果 予算編成段階から、各学科・各課がコストに対して高い意識を持って、予算編成に取り組んでいる。平成31年度から各学科で計上していた学生募集に関する経費を当該事務担当課の予算に集約するなど、予算の管理面も強化している。また、経常費補助金の増額に取り組み、平成31年度は私立大学等改革総合支援事業に採択された。しかし、前述のとおり入学者数が年度によって増減を繰り返しており、収入の安定的確保に至っておらず、一方で支出の抑制を図っているものの収支均衡を保つことはできていない。その結果、中期5ヶ年計画の最終年度である令和5年度に事業活動収支計算書で黒字化を目指した目標は、未達に終わった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス 毎会計年度、監査を行い、監査報告書を作成し当該会計年度終了後2か月以内に理事会・評議員会へ提出し報告を行っている。ただし、3人の監事が理事会及び評議員会に一人も出席していない会があるので、監事としての監査業務を適切に執行できるよう開催日程の調整をされたい。
(b) 対策 監事に限らず、理事及び評議員には、前年度末までに次年度の理事会及び評議員会の日程を示し、本職の業務との日程調整を依頼した。 また、平成31年度から監事構成を変更した。それまでは、別に本職（公職を含む）がある者3名を選任していたため、理事会・評議員会と公職等の日程が重なることが度々あった。そこで、そうした公職に就いておらず、なおかつ本学校法人の財務を含む状況について熟知している元副理事長1名を選任した。このことにより、平成31年度において監事が一人も出席しない会はなかった。 さらに、どうしても直前又は当日の突発的事情によって出席できない会もあろうかと考えるが、会場に来ずに各出先からでも会議に出席できるようテレビ会議による審議も可とする旨寄附行為を一部変更し、令和2年4月1日施行とした。 令和3年度は監事の常勤者が1名着任したことから、機会あるごとに法人及びほかの2名の監事との意見交換や情報伝達できる体制が整い、本学においても運営面での課題の洗い出しがされ、その改善を求められた。 令和4年度より、再び監事の常勤者は不在となったが、日程調整と情報の共有を徹底し、監事としての監査業務を適切な環境整備に努めている。
(c) 成果 3名の監事は、基本は毎回全員出席であることを十分認識しており、自身は欠席してもよいといった安易な発想は全くない。また、理事会・評議員会以外にも理事長、法人事務局及び監査法人等の求めに応じて法人本部に出向き意見交換を行うな

ど、監事としての職務を果たしている。

また、繁忙のなかでも一部変更した寄附行為の条文を活用し、全員出席となるようそれぞれの監事が努力している。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
該当なし
(b) 対策
該当なし
(c) 成果
該当なし

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
該当なし
(b) 改善後の状況等
該当なし

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において付された改善意見等及びその履行状況

(a) 改善意見等
該当なし
(b) 履行状況
該当なし

(6) 学生データ

1. 卒業者数（人）

学 科	平成31／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育学科	29	45	38	41	63
デザイン美術学科	26	35	35	44	45
音楽総合学科	46	45	48	67	41
歯科衛生学科	46	58	42	53	52
看護学科	90	77	※令和3年3月廃止		
合 計	237	260	163	205	201

2. 退学者数（人）

学 科	平成31／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育学科	5	3	3	4	3
デザイン美術学科	2	1	4	5	5
音楽総合学科	1	3	4	2	2
歯科衛生学科	1	3	4	4	7
看護学科	6	1	※令和3年3月廃止		
合 計	15	11	15	15	17

3. 休学者数（人）

学 科	平成31／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育学科	3	2	2	2	3
デザイン美術学科	0	0	0	1	2
音楽総合学科	1	2	1	0	1
歯科衛生学科	5	5	4	9	3
看護学科	0	0	※令和3年3月廃止		
合 計	9	9	7	12	9

4. 就職者数（人）

学 科	平成31／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育学科	28	41	37	41	61
デザイン美術学科	12	19	23	30	29
音楽総合学科	40	36	45	57	34
歯科衛生学科	43	55	38	43	44
看護学科	83	77	※令和3年3月廃止		
合 計	206	228	143	171	168

5. 進学者数（人）

学 科	平成31／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育学科	0	0	0	0	0
デザイン美術学科	1	0	1	0	0
音楽総合学科	0	1	1	2	2
歯科衛生学科	0	1	0	2	0
看護学科	0	0	※令和3年3月廃止		
合 計	1	2	2	4	2

6. 科目等履修生（人）

学 科	平成31／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育学科	1	0	1	2	0
デザイン美術学科	0	5	1	0	0
音楽総合学科	4	1	7	4	3
歯科衛生学科	1	2	7	2	6
看護学科	0	0	※令和3年3月廃止		
合 計	6	8	16	8	9

7. 長期履修生（人）

学 科	平成31／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育学科	0	0	0	0	0
デザイン美術学科	0	1	1	3	0
音楽総合学科	2	2	0	0	0
歯科衛生学科	0	0	0	0	1
看護学科	0	0	※令和3年3月廃止		
合 計	2	3	1	3	1

(7) 教員組織の概要

(令和6年5月1日現在)

学 科	専 任 教 員 数				
	教授	准教授	講師	助教	合計
幼児教育学科	2	2	4	0	8
デザイン美術学科	2	3	0	0	5
音楽総合学科	4	1	1	0	6
歯科衛生学科	3	1	3	1	8
総合教育センター ／ I Rセンター	3	0	0	0	3
合 計	14	7	8	1	30

(8) 職員の概要（人）

(令和6年5月1日現在)

	専任	兼任	合計
事務職員	11	2	13
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	0	0
その他の職員	0	0	0
合 計	11	3	13

(9) 校地等 (㎡)

区分		基準面積	専用	共用	共用する 他の学校 等の専用	計	備考
校 地 等	校舎敷地面積	—	19,051	0	0	19,051	
	運動場用地	—	0	0	0	0	
	校地面積計	6,600	19,051	0	0	19,051	
	そ の 他	—	17,184	0	0	17,184	

(10) 校舎等 (㎡)

区分	基準面積	専用	共用	共用する 他の学校 等の専用	計	備考
校舎等	9,600	10,433	10,642	4,110	25,196	

(11) 教室等施設 (室)

講義室	演習室	実技実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
11	17	45	3	0

(12) 専任教員研究室

専任教員研究室
32

(13) 図書館

図書館等の名称	図 書 [う ち 外 国 書]	学術雑誌 [うち外国書]	電子ジャーナル [うち外国書]
大垣女子短期大学 図書館	97,205 [240]	56 [0]	0 [0]
計	97,205 [240]	56 [0]	0 [0]

(14) 図書館・体育館

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数 (席)
	926.85	139
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要
	1610.96	特になし

(15) 短期大学の情報の公表について

■ 令和6年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する こと	本学の建学の精神、教育目的、教育研究上の目的に関する事項は、本学ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/policy/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/
2	卒業認定・学位授与の方針	卒業認定・学位授与の方針は、本学ホームページにて公表している。また、大学案内に記載している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/entrance/entrance-policy/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/
3	教育課程編成・実施の方針	教育課程編成・実施の方針は、本学ホームページにて公表している。また、大学案内に記載している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/entrance/entrance-policy/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/
4	入学者受入れの方針	入学者受入れの方針は、本学ホームページにて公表している。また、大学案内、入学試験要項に記載している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/entrance/entrance-policy/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/

5	教育研究上の基本組織に関する こと	教育研究上の基本組織に関することは、本学ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する こと	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することは、本学ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/teacher/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する こと	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関することは、本学ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する こと	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することは、本学ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/life/syllabus/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する こと	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することは、本学ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する こと	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することは、本学ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/life/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する こと	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することは、本学ホームページにて公表している。また、入学試験要項に記載して周知している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/entrance/entrance-knowledge/

12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事は、本学ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/life/
----	-----------------------------------	---

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書は、平成 29 年度の法人合併により、平成 28 年度以前は本学ホームページにて、平成 29 年度以降は学校法人大垣総合学園ホームページにて公表している。 https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/29h2995/ (平成 28 年度以前は本学ホームページ) https://www.gku.ac.jp/oogakisogogakuen/index.html (平成 29 年度以降は学校法人大垣総合学園ホームページ)

(16) 公的資金の適正管理の状況（令和 5 年度）

本学では、令和 3 年 2 月 15 日改正の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に基づき、科学研究費等の競争的資金を中心とした公募型研究資金の適正な管理・監査体制の構築・運営に努めることを基本方針とし、「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を制定、本規程に則って公的研究費を適正に管理・監査し得る体制を構築して運営している。

『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』が定められて以降同ガイドラインに沿った規程となるように「大垣女子短期大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」を改正し、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、運用している。

文部科学省（科学技術・学術政策局／人材政策課）からの規程に対する具体的な指導についても適宜対応し、速やかに規程の改正を行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

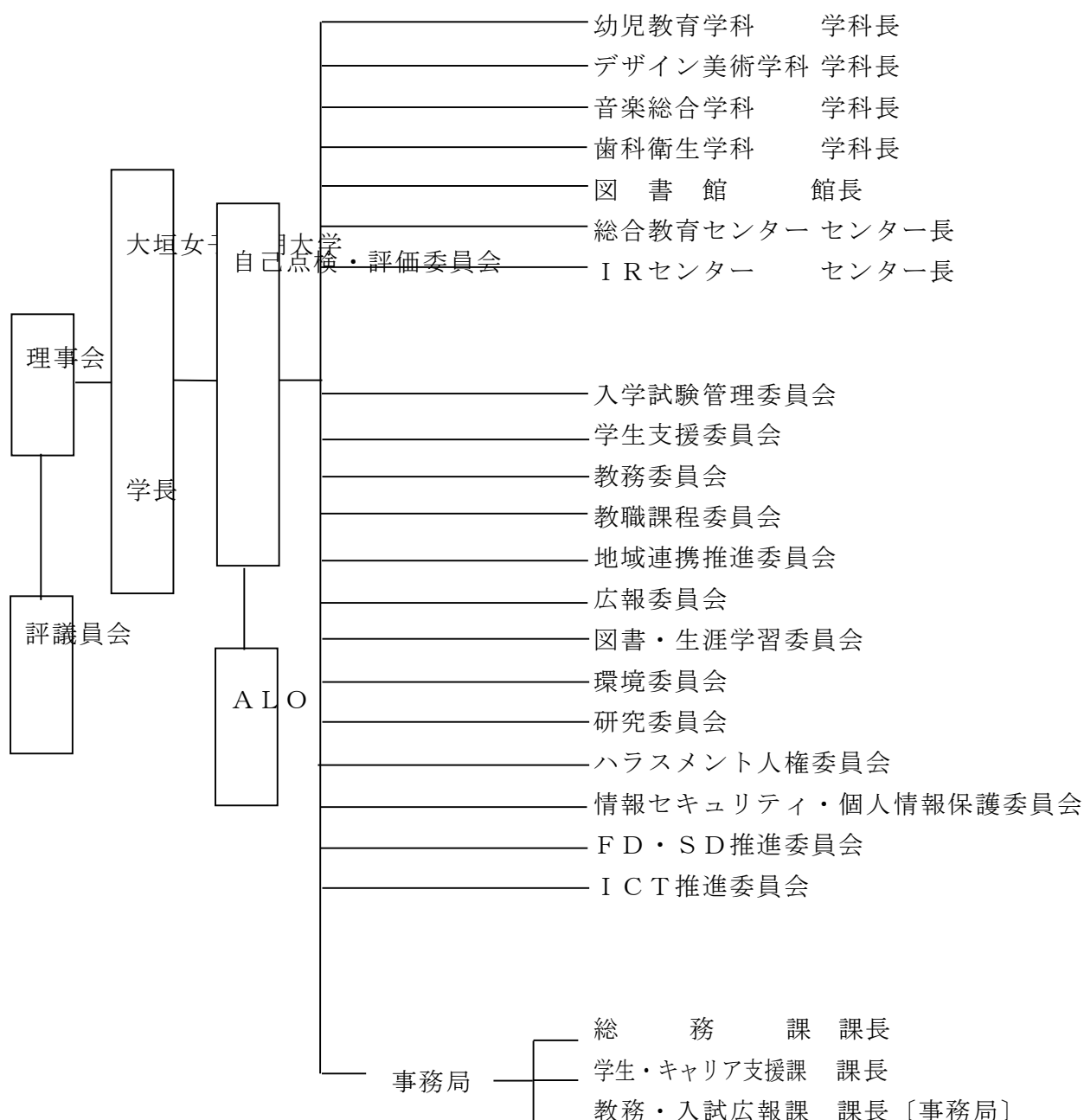
- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の授業内容及び授業方法の改善を図るための方策並びに教育研究水準の向上・

活性化のための全学的な自己点検・評価に関する事項を審議するため、「大垣女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて、自己点検・評価委員会を設置している。本委員会の構成員、事務局は以下のとおりである。

- 構成員・・・学長、副学長、各学科長、A L O、図書館長、総合教育センター長、I Rセンター長、事務局長、総務課長、学生・キャリア支援課長、教務・入試広報課長
- 事務局・・・教務・入試広報課

■ 自己点検・評価の組織図



学科、委員会、事務局各課からの評価報告を、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」で点検し、大学の活動を評価している。その後、学科、委員会、事務局各

課に指示され、「学科長会議」、「教授会」に諮問される。内容によっては法人部門の会議体である「経営委員会」、「経営会議」、「評議員会」、「理事会」への提案がなされるなど、本学の教育研究活動が推進されている。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

「大垣女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、大垣女子短期大学の授業内容及び方法の改善を図るための方策並びに教育・研究水準の向上・活性化のための自己点検・評価に関する事項について、学長が委員長となり、副学長が補佐をしながら審議している。また、自己点検・評価の計画と実施、報告書の作成、公表を行い、ALOが学内の連絡調整をしながら、認証評価受審時における対応組織としても役割を果たしている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（令和5年度を中心に）

自己点検・評価を行った令和5年度を中心として、自己点検・評価報告書完成までの活動記録は以下のとおりである。

表2 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年月日	活動内容	備考
令和5年5月12日	①令和4年度 自己点検・評価報告書の件 ②令和5年度 自己点検・評価報告書作成の件 ③令和3年度 令和4年3月卒業 卒業生雇用者アンケート結果と学修行動調査との関連の件 ④令和4年度 卒業生・保護者満足度調査及び短大生調査結果の件 ⑤令和5年度 新入生アンケート結果の件	参加者数11人
令和5年6月2日	①令和4年度 学生の学修状況の件 ②令和5年度 教育情報の公表の件 ③令和5年度 基礎力リサーチ結果の件	参加者数10人
令和5年7月7日	①令和5年度 大学ポートレートの公開情報の件	参加者数10人
令和5年11月3日	①令和5年度 卒業生雇用者アンケート（案）の件 ②令和5年度 自己点検・評価報告書（案）の件	参加者数11人
令和5年12月8日	①令和6年度 教育に関する基本方針策定の件	参加者数11人
令和5年1月6日	①令和4年度自己点検・評価報告書作成のまとめの確認	参加者数11人
令和6年1月6日	①令和5年度 大垣女子短期大学 卒業後のアンケート結果について	参加者数10人
令和6年3月1日	①令和5年度 学修行動等に関する調査結果のまとめの件	参加者数11人

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

昭和 44 年 4 月、旧学校法人大垣女子短期大学が設置した本学は、その建学の精神を『中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成』と定め、幼児教育科第一部を開設した。以来 55 年の間、それぞれの時代のニーズに合った学科の設置、学科名称、入学定員などの変更を行ってきたが、建学の精神に基づく教育は変わることなく、実社会及び実生活で役に立つ人間性豊かな人材の養成を実践してきた。そしてそれは、法人合併後の今日も受け継いでいる。

この建学の精神の中核を成すものは「中庸」である。その意味は「不偏・不易」すなわち、偏ることなく、変わることなく、常に調和が取れている人の在り方を指すものである。本学では、この建学の精神に則り、徳・知・体と、徳育を最上部に位置付けた調和のとれた人格の形成を基本とした教育を行っている。そのうえで、人間及び社会の成長・発展に必要不可欠な「勤労」を尊ぶところと、職業人としての総合能力を有し、豊かな人間性も兼ね備えた人材を養成する。

また、建学の精神に基づく教育理念を「品格をもとにした豊かな人間性と専門的な知識や技能を身につけ、それらを生かして積極的に社会に貢献できる女性を育成する。」としている。

建学の精神、教育理念などの対外的な表明として、大学案内、ホームページなどへの掲載により、積極的に内外に示している。こうしたことにより、建学の精神、教育理念などに則って実践する本学の教育は、広く社会に開かれたものとなっており、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

学内での意識共有に関しては、学生にはまず入学直後、入学生を対象に実施している全学及び各学科ガイダンスにおいて、建学の精神及び教育理念などを掲載した学生要覧を用いて主旨説明を行い、理解が深まるように努めている。また、実習室等を含む各教室及び事務室等に建学の精神を収めた額を掲示し、常に学生及び教職員の目に触れるようにしている。さらに、教授会、学科長会議等で随時建学の精神、教育理念などを確認し合い、日々の業務に反映するよう努めている。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ-A-2 の現状＞

本学では、年度によって数の多寡があるものの、長年にわたって出前講座の開設を基本としており、希望者が気軽に受講できるよう、すべての講座で受講料を無料（材料費を除く）としている。

幼児教育学科は「子育て」、「造形表現」、「運動・レクリエーション」など、デザイン美術学科は「マンガ制作」、「デザイン」、「イラスト」、「基礎美術」など、音楽総合学科は「楽器演奏」、「音楽療法」など、歯科衛生学科では「口腔ケア」、「疾病予防」、「健康増進」、総合教育センターは一般教養に関する講座も開講するなど、多様な内容の講座を提供し、地域の生涯学習拠点としての機能を果たしている。

地方自治体との連携では、平成 19 年度に地元大垣市との間で「地域包括連携協定」を締結し、それに基づく交流及び活動を継続している。また令和 4 年度には、大垣市との間で「留守家庭児童教室」の連携協定を締結、さらに大垣市、大垣ケーブルテレビとの間で「若年層消費者啓発等に関する連結協定」を締結し、2 者及び本学有志学生・教員による啓発活動を行っている。大垣市以外の自治体との地域連携協定についても、平成 29 年 3 月に垂井町、令和 5 年 2 月に安八町と協定を締結している。安八町とは岐阜協立大学、大垣女子短期大学において三者による連携協定書を締結し、まちの課題解決やお互いの人材育成、教育関連等に関し連携して協力していくこととした。

商工業事業者や各種団体との関係において、平成 29 年度に大垣商工会議所との間で「大垣商工会議所と大垣女子短期大学との連携に関する協定」を締結したが、それ以前から、各学科が各種業界団体等と密接な連携を図っている。デザイン美術学科では、学生等によるマンガ、デザイン、イラスト、絵画及び動画作品等の各種業界団体等への提供、音楽総合学科では行事、催事などを盛大に演出するための演奏、コンサートを実施している。

文部科学大臣が認定している「職業実践力育成プログラム（BP）」の制度化に伴い、本学は平成 27 年度に「音楽総合学科音楽療法コース」、平成 28 年度に「幼児教育学科子どもの発達と援助学コース」がそれぞれ認定を受けた。令和 5 年度は当初計画どおり開講し、それぞれ 4 名、43 名の受講があった。なお、この二つのプログラムについて、地元の複数の自治体、企業、教育機関等との間で協定を締結している。

ボランティア活動において、幼児教育学科では各種団体からの依頼に応じて絵本の読み聞かせやエプロンシアターの上演など出前講座等を行い、また、デザイン美術学科では地域のイベント時にブース出展するマンガ、イラストの描き方が大変好評である。音楽総合学科では、多くの団体から依頼を受け、演奏会等に出演して毎回好評を

得ている。歯科衛生学科では歯と健康に関する講演依頼が多く、大垣市内の小学校や高等学校からも出前授業や歯磨き指導の依頼があるなど、地域の要請に対応している。

令和4年度から、大垣市商店街振興組合連合会主催の「まちなかスクエアガーデン（毎月第一日曜日開催）」への出店依頼を受け、令和5年度には同時開催される「かわまちテラス」と合わせて年間6回出店し、のべ82名の3学科の学生が参加して、日頃の学修成果をもとに市民と交流した。令和2年度から4年度にかけてはコロナ禍により各種行事が中止になったが、令和5年度には地域からの依頼も増え始め、地域社会への貢献や学生が地域の人々との交流による学びを経験する場となっている。

各学科がその特徴を発揮しながら、全学を挙げて地域社会に貢献し、地域社会に愛される大学づくりを目指して活動している。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神は、短期大学の構成員及びステークホルダーすべてが十分に理解してはじめて私立学校としての存在価値がある。

本学の建学の精神に『勤労を尊び…』とあるが、本学設立当時の「勤労」と、現代社会における「勤労」に本質的変化はないが、勤労のスタイルという点ではリモートワークが一般的になるなど、大きな変化が生じている。このように文言は不変であっても、その時代に合った解釈の仕方をするべきと考えており、未来永劫、建学の精神を脈々と引き継いでいくためには、全構成員及びステークホルダーがその時代に合った柔軟な解釈をし、共通の認識を持てるかが課題である。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

建学の精神について、入学時及び毎年度始めのガイダンスなどでその内容の理解を深めているとともに、教室等の前面に建学の精神を収めた額を掲示して、学生と教職員が普段から目にすることができる環境を整えている。こうした環境により、建学の精神は日々の教育活動の中で学生にも教員にも意識付けがなされ、教育研究活動における指針として日常的に全構成員に息づいている。

本学では、キャンパス全体をCHARMING Campus（チャーミング・キャンパス）と称し、建学の精神を具現化する学びの場としてのイメージを定着させており、キャンパス全体で学びの姿勢を育んでいる。

C clean & communication	交流場所として絶好・清潔で明るいキャンパス
H healthy & hearty	健康的で温かいところが育つキャンパス
A attractive & active	魅力的で、活動的なキャンパス
R remedial & responsibility	再教育で責任感が自覚できるキャンパス
M moral & manner	社会規範が自然と身に付くキャンパス
ing	継続的改善

そのほか、本学設置学科の特性と「子育てサロン」を活用した取組、大垣市の「子

育てママ大学」事業を受託し、幼児教育学科が中心となって全学で運営に取り組んでいることが挙げられる。

本学では、大垣市の主要政策「子育て日本一」を掲げる子育て支援事業に積極的に同調し、平成 20 年度に学内に「子育てサロン」を設置。以降、継続して運営していることは前述のとおりである。これに加えて、平成 25 年度からは大垣市の委託事業「子育てママ大学（子育て支援講座）」を学内で開講している。

「子育てママ大学」は、子育て中の母親を対象とし、令和 5 年度は前年度同様前期 3 回、後期 3 回をそれぞれ 1 講座として、各講座の受講定員を 15 人に設定、1 回あたり 60 分の子育てに関するスキルアップを目的とした内容として開講した。この講座は、幼児教育学科以外の 3 学科と総合教育センターの専任教員も講師を担当し、各学科の特徴を活かした内容を提供している。また、講座「子育てママ大学」開講時間中は「子育てサロン」が託児場所となり、専任教員立会いのもと、幼児教育学科学生が託児を担当している。令和 4 年度は、コロナ禍のため託児は行わず、受講している母親の側で子どもを見守る体制をとったが、令和 5 年度は託児を再開し、講座の参加者にとっても、託児の体験をする学生にとっても有意義な時間となった。

このように、「子育てママ大学」は地元住民の子育てのスキルアップに寄与しながら、一方では、学生の体験的な学びの場ともなっている。参加申込受付開始すぐに募集定員に達し、さらに参加者アンケートでも、概ね満足との回答を得ている。このことから、「子育てママ大学」は好評を得ていると解しており、高等教育機関が地域社会に貢献する重要な取組として、今後も継続実施する意向である。

また、外部の子育てサロンを利用した取り組みとして、大垣市からの依頼による「子育てまちなかキャンパス」も毎年おこなっており、令和 5 年度も 6 回の講義に 104 名の親子が参加した。大垣駅前の子育てサロン「きっずびあおおがき」に本学教員が出向き、それぞれの専門分野を生かして子育てに役立つ話をしたり、子どもと一緒に楽しめるプログラムを提供したりした。この取り組みも、いつも行く子育てサロンで子どもと一緒に大学の授業に触れる貴重な機会として参加者から好評を得ている。

【テーマ 基準 I -B 教育の効果】

【区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

平成 22 年度の自己点検・評価委員会を中心とした「見える化プロジェクト」に取り組み、建学の精神を明確化した教育理念と学科の設置目的、これらを具体的に示した卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施

の方針（ＣＰ：カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（ＡＰ：アドミッション：ポリシー）を、全学、学科、教養教育（教養科目）及びキャリア教育（ＡＰは除く）それぞれで定めた。平成 23 年度には、建学の精神から各授業科目までを体系的に結び付けることと質の高い教育の充実を図るため、「建学の精神」－「教育理念」－「卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ：ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（ＣＰ：カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（ＡＰ：アドミッション：ポリシー）」の下位目標として、「卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ：ディプロマ・ポリシー）」を具体的に示した「到達指標」を定めるとともに、全授業科目で「到達目標」を定め、本学が目指す教育とそれぞれの授業目標につながる仕組みづくりに取り組んだ。平成 27 年度にはこれら方針等の全面見直しを図り、いわゆる学力の 3 要素に準拠した 4 観点に基づく三つの方針・到達指標・授業到達目標に全学で統一することとした。さらに平成 28 年度には、「到達指標」のルーブリック化を図り、三つの方針に加えて、本学教育の基本的な方針として「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を定めた。こうして「卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ：ディプロマ・ポリシー）」を中心とする「教育に関する基本方針」はもとより、それを具体化した各学科の教育目標、到達指標、さらに各授業科目における到達目標と、育成していく人材像とその具体的内容を明らかにしていくことで、建学の精神がすべての目標につながるよう努めている。

幼児教育学科は、教育（設置）目的を「専門的な知識と技能に基づいて、教育・保育と子育て支援にあたることのできる保育者の育成」とし、教育目標を「豊かな教養と人間性を備え、幼児教育・保育における専門的な知識と技能を身につけ、これに基づいて社会が必要とする保育者として、教育・保育と子育て支援にあたることのできる人材を育成する」として、その下位に具体的な次の 4 点の目標を掲げている。

1. 子どもに深い愛情をもち、その健やかな成長を見守り、支援できる保育者の育成
2. 社会的な課題への問題意識をもち、その解決のために努力する保育者の育成
3. コミュニケーション能力を備え、子育て支援のできる保育者の育成
4. 保育現場における実務能力を有し、地域と連携し様々な課題に対応できる実践力のある保育者の育成

デザイン美術学科は、教育（設置）目的を「造形表現力の助長とすべての学生生活を通して個々人の人間性の涵養」とし、教育目標を「「美術」の理解と表現指導を通して、思考、感受、行動に反映できる個人を育成する」として、その下位に具体的な次の 4 点の目標を掲げている。

1. 基礎表現技能の修得及び基礎理論、美術史概要の理解
2. 個人の能力と特性を見据えた造形表現力の育成
3. 美意識に基づく社会、自然観の養成
4. 美術を通して地域連携、貢献を考えられる女性の育成

音楽総合学科は、教育（設置）目的を「広範囲な教養及び高度な専門知識、技術を身につけた有能な人材の育成」とし、教育目標を「音楽の専門知識と技術を修得し、さらには音楽を通して教養と豊かな人間性を養い、音楽活動を通じて人とコミュニケーションをとることができる人材を養成する」として、その下位に具体的な次の3点の目標を掲げている。

1. 基礎的な音楽知識の修得、及び専門楽器の技術をもつ人材の育成
2. 音楽に関する学びを通して関連する歴史や自然に対する学びを同様に深め、豊かな教養と人間性を持つ人材の育成
3. 音楽活動や演奏を通じて人と関わり、地域に貢献することができる人材の育成

歯科衛生学科は、教育（設置）目的を「口腔保健・医療・福祉における専門的知識及び技術をもった人材の育成」とし、教育目標を「豊かな教養と人間性を備え、口腔保健・医療・福祉の立場から人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識及び技術をもって広く社会貢献し、さらに他医療職種とも連携を取ったチーム医療を実践できる人材を育成する」として、その下位に具体的な次の4点の目標を掲げている。

1. すべてのライフステージにおける対象者に口腔の健康を支援するための専門知識、全身に関わる医学的知識、および倫理観を持つ歯科衛生士の育成
2. 対象者の口腔の健康問題に対して、歯科衛生の立場から支援できる歯科衛生士の育成
3. 人間関係形成に必要なコミュニケーション能力を備えた歯科衛生士の育成
4. 地域との連携や地域貢献を推進していく能力を備えた歯科衛生士の育成

どの学科も、教育目標の具現化に必要となる、建学の精神に基づく全学及び各学科の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）と直接結び付く全学共通の4観点（「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」）で到達指標を明示し、さらにルーブリックによってそのレベルと基準を示している。

こうした目的・目標等に基づいた教育の質向上を目指し、さらに質保証に結び付けていくために、学修成果を明確にしていくことに努めている。学修成果では、各授業科目における「成績評価（各科目成績評定・取得単位数）」、年度及び累積の「GPA（Grade Point Average）」を個人の主な指標とし、さらに学修行動等調査などにおける「自己評価」、「資格・免許等の取得状況」、「国家試験等の結果」等に加え、各学科・各年次の「GPA分布」、授業科目ごとの「GPC（Grade Point Class Average）」及び「学生の学修状況」をまとめ、各年度の「学生の学修状況」の指標として検証している。

各教室等に掲示している建学の精神はもとより、諸方針や目標等の公開に関しては、学則をはじめ、教育に関する基本方針、関連する諸規程等を、全学生に配付する学生要覧に掲載するだけでなく、携帯端末でも閲覧可能な本学ホームページ上で、その他

の教育情報とあわせて積極的に学内外に公表している。

さらに、全学の三つの方針をはじめとして、各学科の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」及びそれに基づく教育（設置）目的・教育目標（教養教育及びキャリア教育に関するものを含む）は、各年度の実施状況の検証を踏まえ、学科会議（教養教育は総合教育センター及び教務委員会、キャリア教育は学生支援委員会及び学生・キャリア支援課で行う会議）で、必要に応じて見直しの検討を行っている。教職員にあっては、教育（設置）目的・目標の見直し内容について、共通理解を図りながら、年度計画づくりやシラバスの作成にも活かしている。このように、建学の精神や教育理念に即した教育目的・目標に基づいた教育を実践、卒業生を地域・社会に送り出しており、さらに卒業生が社会の要請に応えられているか、本学の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」及びそれに基づいた教育が地域・社会に貢献できているか等について、卒業生の就職先に対する「卒業生雇用主アンケート調査」を実施して検証を行っている。また、卒業生及びその保護者を対象として、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」を明示しつつ、入学から卒業までに身に付ける力がどの程度向上したか、本学の提供する教育に満足しているか等について、「卒業生・保護者満足度調査」を実施し、検証を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神、教育理念並びに各学科の設置目的を踏まえて「教育に関する基本方針」を明確に定め、その具現化に向けて各学科教育目標を定めて教育を行った結果の学びの成果が、学生一人ひとりの学修成果であると考えている。このため、重要となるのは、建学の精神に基づく「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」であり、とりわけ「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」が、卒業までに身に付ける学びの成果であると位置付けている。

なお、本学では入学前教育を含めて学生が入学から卒業までに本学の教育活動によって身に付ける学びを「学修」、それ以外の学びを「学習」と捉え、本学における「学修成果」とは、教育課程を含む正課及び正課外の学びによって学生が得た成果全体であると捉えている。

そのため、本学の学修成果を全学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロ

マ・ポリシー)として、すべての方針や目標を貫く4観点に分けて明確に定めている。

さらに、各学科の学修成果については、建学の精神に基づく全学の「卒業認定・学位授与の方針(DP:ディプロマ・ポリシー)」のもとで、学科の教育目的に応じて各学科の「卒業認定・学位授与の方針(DP:ディプロマ・ポリシー)」と学科目標を明確化し、これを受けて学生により具体的な内容を明示するために各学科の「到達指標」を示し、「建学の精神」－「設置目的」－「教育に関する基本方針(三つの方針等)」－「学科目標」－「学科の到達指標」の体系的な目的・目標の下に学修成果が具体的に示す形としている。なお、「学科の到達指標」は、基本方針から一貫している「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」のいわゆる「学力の3要素」に準拠した4つの観点ごとに示している。また、教養教育(教養科目)及びキャリア教育に関する到達指標は、全学科共通のものとして示している。あわせて、「学科の到達指標」と関連付けて各授業科目の「達成目標」を設定しており、これにより建学の精神から授業科目までの体系的な結び付けを図っている。

学修目標としての学修成果は、学生に配付する学生要覧、本学のホームページ「教育情報の公表」によって、広く学内外に表明している。とりわけ学生に対しては、授業等で「学科の到達目標」とともに学修成果の周知徹底を図るよう努めている。

この学修成果は、学校教育法における短期大学に関する規定及び短期大学設置基準、各資格・免許に係る法令を遵守しながら、教育に関する基本方針等に基づいて実施した結果について、「学修成果等の検証に関する方針」(平成29年度に「学修成果及び教育効果の検証に関する方針」として策定し、令和元年度に「教学マネジメントに関する要項」の一部改正にあわせて内容の大幅な見直しを図ったうえで標記のとおり改称した。加えて「アセスメント・ポリシー」としていたものを令和2年度から「アセスメント・プラン」と改称した。)に基づいて検証し、改善案とともに学修成果の見直しを含めて学科会議及び学科長会議で検討し、自己点検・評価委員会において定期的に点検を行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、建学の精神から各授業までを体系的に結び付けることで質の高い教育の充実を目指し、「建学の精神」－「教育理念」－「卒業認定・学位授与に関する方針(DP:ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(CP:カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(AP:アドミッション・ポリシー)、学修成果等の検証に関するプラン(アセスメント・プラン)」－「到達指標」－「授業の到

達目標」と、本学が目指す教育とそれぞれの授業の目標を一貫させる取組を進めているが、特に三つの方針（D P、C P及びA P）と学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）は、「教育に関する基本方針」に関連付けて、とりわけ重要視しながら一体的に定めている。

三つの方針を含めた本学の「教育に関する基本方針」は、学科長会議において、「建学の精神」及び「教育理念」に基づく中心となる骨子を議論した後に、専門教育に関しては各学科会議で、教養教育は総合教育センターが原案を作成して教務委員会で、キャリア教育は学生・キャリア支援課と学生支援委員会で、それぞれ三つの方針に関連付けながら内容を精査し、組織的に素案を作成している。その後、学長を委員長とする自己点検・評価委員会において定期的に精査し、各学科の特性と全学での共通性のバランスを考慮しながら全学で組織的議論を行い、追加や変更の必要があれば適宜見直しもしている。

決定した三つの方針を含む本学の「教育に関する基本方針」は、学科長会議はもとより、教授会、関連の委員会、学科会議等で全教職員に周知徹底して理解を図っている。非常勤講師には、毎年度授業開始前の時期に、その内容を示したリーフレットを作成して配付することで、三つの方針を含む「教育に関する基本方針」を周知している。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全体的な「非常勤講師打合せ会」は行わず、資料を個別に配付するなどして周知した。また、学生に対しては、入学直後のオリエンテーション時に各学科でその概要と、三つの方針に基づいて日々の教育活動を行っていることを説明している。

三つの方針については、本学ホームページに掲載するとともに、全学生に配付する学生要覧に記載して周知徹底を図っている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

建学の精神は不変であるも、教育目的や目標などはそうではなく、高等教育機関である本学では、社会の変化や社会的要請を受けて、その時代に応じた適切な見直しを図っていく必要がある。

即ち、社会やステークホルダーのニーズが何か、どのような人材を求めているかを十分に理解し、社会に役立つ人材、ステークホルダーが求める人材を養成する必要がある。この点、本学の建学の精神の真髄は不変であるも、具体的な教育の内容や在り方については、自己点検・評価によって見直すことが肝要である。建学の精神によって教育を行っているものが社会等のニーズに合致しているのかをチェックする必要がある。そこで本学は、これまでも卒業生及び保護者に対する「卒業生・保護者満足度調査」と、卒業生が就職した企業等に対して行う「卒業生雇用主アンケート調査」を継続実施し、本学の教育で何が不足しているのかを把握して教育現場にフィードバックする体制をとっている。前述の調査結果では、本学の教育については概ね満足しているとの回答が数多くあるなかで、当然ながら、一部には不満足という回答もある。これらの調査結果は、直ちに学長、学科長に報告されるが、それを次年度の教育方針・教育方法の改善に、迅速に反映していくことが肝要である。

これまで「卒業生・保護者満足度調査」、「卒業生雇用主アンケート調査」に取り組んできたものの、教育全般及びその効果に対してステークホルダーの意見を幅広く求める仕組みづくりが課題であった。あわせて、三つの方針を含む「教育に関する基本方針」の見直し等に関しても、計画・実施・検証・改善の組織的取組の不明確さが課題であったため、これまでの「教学マネジメントに関する要項」を大幅に改正して取り組んでいる。

各学科では、次に掲げる事柄に取り組むべき課題として認識している。

幼児教育学科では、教育（設置）目的・目標を授業などの具体的な学修場面でさらに明確に認識させるために、1 年次、2 年次の保育実習、幼稚園教育実習、3 年次の保育実務研修（インターンシップ）における現場での経験や課題を持ち帰り、学生が主体的に振り返りを行う「往還」の教育を取り入れ、担当教員が学生の質問や悩みに丁寧に対応している。しかし、良好な対人関係づくりやコミュニケーションの在り方などには、より丁寧に向き合う必要がある。挨拶や返事、場に応じた適切な受け答えができていないことなどは、雇用者からの要望も強い。対人援助を行う職種に就くことを踏まえて、更なる学びを深めていくことと、保育実践力の一層の涵養と向上が課題である。

デザイン美術学科では、「漫画を描きたい」、「イラスト、CG 制作に没頭したい」等、希望するスキルを高めたい学生が多数いることから、制作活動に一人で専念する学生も多く、人とコミュニケーションを図ることに消極的な学生もいるが、他者と関わる機会を持つことは、卒業後にも重要な事柄であることから、外部イベントへの参加や作品展示等を促すといった取組を行うことで、一定の成果は得られていると考えているが、まだまだ不十分であることが課題である。

音楽総合学科では、芸術系分野では避けられない課題として、すでに入学時に学生間の実力レベルが異なっていることが挙げられる。この課題には、教員が習熟度別教育を展開することによって対応している。入学後、新たに学ぶ学修については、一人一人の修得状況を踏まえて個別に対応している。また、学生の進路先は、必ずしも音楽の専門職や楽器店ばかりではなく、金融機関など民間企業への就職も多いため、そうすると接客に関わる適切なコミュニケーションが求められることから、その能力を育成することも課題である。

音楽療法コースの学生は、音楽療法士の専任職員として採用されることは稀であり、老人保健施設等の職員として採用され、業務のひとつとして音楽療法の仕事を行うケースがほとんどである。そのため、施設職員としてのコミュニケーション能力と問題解決能力を求められることが多い。このように、集団で協働するためのコミュニケーション能力や問題解決の力量が求められることを踏まえ、学修活動を通じてそうした能力を育成していくことが課題である。

歯科衛生学科では、大多数は歯科医院に就職しているが、知識、理解度、時間を守ることなどにおいて、各歯科医院からは高い評価を得ている。しかし、スタッフや患者との間で臨機応変にコミュニケーションを図らなければならない職場であるため、在学中にコミュニケーション能力はもとより、臨機応変な対応力を育成する必要がある。また、超高齢社会のニーズに即した学生教育の実施とともに、公開市民講座や各

種セミナー等を通して、地域住民に口腔保健の啓発を行うとともに、歯科及び歯科衛生関連の各学会、歯科医師会、及び歯科衛生士会等と連携し、本学歯科衛生士教育の目的・目標を積極的に発信していくことが今後の課題である。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

幼児教育学科は、全日制課程としては全国的にも希少な修業年限 3 年であり、保育士養成課程の高度化という社会的要請に短期大学として可能な限り対応する教育課程を設け、慢性的な保育士不足のなか、生涯にわたって幼児教育の専門職として活躍できる人材の養成を目指している。従って、保育士、幼稚園教諭二種免許状はもとより、音楽療法士、レクリエーション・インストラクター、認定ベビーシッター、准学校心理士等多くの資格、免許の取得を可能としている。加えて、大学等における「職業実践力育成プログラム（BP）」である履修証明プログラム「幼児教育学科子どもの発達と援助学コース」が、文部科学省で認定されている。このプログラムを修了すると、本学が認定する「認定療育士」が取得できる。

また、2 年課程で行う保育実習、幼稚園教育実習に加えて、3 年次に「保育実務研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（インターンシップ）を開講している。「保育実務研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、保育実務に近い内容で長期にわたる研修を行うことで、実践的研究・社会人基礎力・保育構想力を備えた保育実践力の育成を目的としている。研修期間の毎週月・火曜日を保育所や幼稚園等の現場研修日に充て、当該研修の課題や経験を週後半に大学に持ち帰り、学生と教員とで課題解決に向けた討議を行う「往還」教育を取り入れている。こうした保育実務研修及び「往還」教育の導入によって、現場での学生の保育実践力は確実に向上している。

この保育実務研修の期間は、4 月下旬から 12 月上旬までの約 6 か月（このうち大学での研修日は約 40 日）と長期にわたっていることから、短期間の実習と比較して、子どもの成長過程の実際を見て学ぶことができる。また、研修先の園での四季を通じた各種行事、保護者と保育者とのやり取り、そして、保育者同士のコミュニケーションなどに触れる機会も必然的に多く、学生は長期にわたる研修を通じて保育実践力を身に付けることができ、大学内では学ぶことができない社会人として必要な学びを一層深めることができる。厚生労働省の調査結果にもあるが、就労後 3 年未満で 4 割が離職するという実態のなかで、充実したインターンシップを取り入れることにより、本学科の卒業生は離職率が低い傾向にあり、比較的長く安定して就労している。そのため、とくに地元からの信頼は厚く、就職率や本学科への入学者数アップにもつながっている。

デザイン美術学科は、授業で培った技術を地域社会に披露する機会として、大垣地域の防犯協会の広報誌に防犯意識を啓発するためのマンガを約 20 年にわたって制作、提供している他、培った技術を活かしながら地域社会と関わる機会を設けている。また、まだ不十分ではあるが、学生の希望進路を踏まえ相当する企業と連携しインターンシップを行えるようサポートすることで、就職につながるケースも出てきている。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価のため、本学学則に基づき平成7年7月に「大垣女子短期大学自己点検・評価委員会規程」を定めた。この規程は、本学の授業内容及び授業方法改善の方策並びに教育・研究水準の向上・活性化、教学マネジメントに関する事項等を審議する自己点検・評価委員会に関して必要な事項を定めている。組織は、学長が委員長となり、副学長、各学科長、AL O、図書館長、総合教育センター長、IRセンター長、事務局長、事務局各課長・各室長を構成員としている。令和5年度の自己点検・評価の取組は、各学科、総合教育センター、IRセンター、各委員会、事務局各課は事業報告を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、自己点検・評価委員会がその計画や実績を点検している。また、自己点検・評価委員会は、各学科、総合教育センター、IRセンター、各委員会、事務局各課の1か年度の活動を総点検し、次年度以降の目標設定や活動の指針となるものについて、評価を含む多角的な検討を行っている。

この点検結果は学長に報告し、自己点検・評価委員会が毎年度「自己点検・評価報告書」を作成のうえ公表している。

自己点検・評価活動は、各学科、総合教育センター、IRセンター、各委員会、事務局各課が計画や実施後の検証結果、改善に向けた課題を含む報告を提出する必要がある。その計画や報告の作成等には、各種会議を通して全教職員が関与しているが、このことによって自己点検・評価の在り方や意義について理解が進み、全教職員の手によって改善を進めている。

自己点検・評価活動の成果が、次年度以降における本学での教育研究をはじめとするすべての活動の目標設定や改善に役立てられるよう、全教職員で取り組む努力を続けている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。

- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準Ⅰ-C-2の現状＞

本学では、「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」に基づいて、達成すべき「学修成果」を、「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」に沿って編成した教育課程を定めた学修期間で履修したのちに、全学及び各学科の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」で示す「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の各観点について、身に付けることを期待する「到達指標」に沿った内容としている。また、この学修成果を段階的に検証していくために、全学（全体）、学科（プログラム）、科目（授業）の各レベルにおいて、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」、「到達指標」、「授業科目の到達目標」に基づき、総合的に評価・検証を行い、一定の質的水準に達するための具体的な手立てや調査の内容等を示している。

「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」に示した評価・検証の手立ての状況や、評価・検証に資するための調査等の結果については、原則として報告書にまとめて学長に提出し、自己点検・評価委員会において検討・分析・審議を行い、教育の質向上、充実のために、関連部署においてアセスメント・プランを含めて改善すべき措置や内容を検討、改善するなど、結果や状況はもとより、評価・検証の在り方を含めて定期的に点検している。こうしたことを踏まえて、「学修成果」とともに、教育の方針・計画、卒業、授業、単位認定等に関する運用の基本や定義等を明確化し、あわせて学修成果等の評価・検証のために用いる主な具体的手立てについて最低基準を明示することで、一層の教育の質向上や充実を図っている。

本学運営の基本は、学校法人の理事会及び経営会議における方針審議、決定事項に基づいて、理事でもある学長のもとで組織的に計画・実施・検証・改善にあたり、さらに次の計画につないでいくという、いわゆる「PDCAサイクル」を継続して行うことであって、これは「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」に明記したとおりである。

その具体的な状況は、次のとおりである。教育の質保証と学生の学びの向上を図るための一つの評価・手立てとして重要なGPA制度の導入に際して、GPAが学修時間当たりの学修到達度を表す指標であることや、学生の状況に充分配慮したうえで指導や支援等で活用するため、「GPA制度に関する要項」を制定した。これは、総合教育センターが本学に適した形式のものを考案し、教務委員会で検討を行い、学長に報告、教授会で決定した。（PLAN）

学生要覧に「GPA制度に関する要項」を掲載し、また、毎期学生に配付する成績表や成績証明書にはGPAを表記して、教員が学生指導及び支援の際に活用するほか、学生にもGPAの活用について周知している。（DO）

GPAは、「GPA制度に関する要項」第9条（GPAの活用）の規定に基づいて

活用しているが、その数値の適正性については、G P A分布等各種統計データも参考に、教務委員会及び学科長会議で検証を行っている。（C H E C K）

その検証結果を踏まえ、必要に応じてG P A制度及び学生への指導・支援等の改善を次年度の計画に盛り込んでいる。（A C T I O N）

このように、教育の質向上・充実のため、G P AはP D C Aサイクルに基づき活用している。

学校教育法及び短期大学設置基準等関係法令の改正は、関係省庁からの通知によって認識し、本学規程等の一部改正が必要と判断した場合は、学科長会議、教授会において速やかに検討のうえ一部改正する対応を行っている。教育の質保証に関連した関係法令等の一部改正等については、教務委員会を通じて各学科教員への周知を促すとともに、関係部署において規程等の一部改正の検討を行っている。免許、資格に関わる法令等の一部改正にも適切に対応するとともに、実習等要件については厳に守るため、組織的に対応している。このように、建学の精神に基づいた一貫性のある「教育に関する基本方針」の内容や取組が、関係法令に沿ったものであることを常に確認しながら運営を進めている。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

内部質保証について、本学には課題が3点あった。

第一の課題は、学修成果をどのように評価・検証するのかについて明確な方針が必要なことであった。これについては平成28年度に検討を重ね、平成29年度から「学修成果及び教育効果の検証に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を定めて、学生に周知徹底を図るとともに運用を開始することができた。さらに運用において、これまで行ってきたP D C Aサイクルの組織的活用や成績評価の方法等を明文化して、教職員で一層確実に共通認識することの必要性、評価・検証の手立ての定量的な基準の明示の必要性などが明らかとなり、令和元年度からの「学修成果等の検証に関する方針（アセスメント・ポリシー）」では、そうしたことについて一層明確に示すこととした。

第二の課題は、内部質保証に関する方法や組織運営の在り方について明確な定めがないことであった。これについても平成29年度に検討を重ね、平成30年度から「教学マネジメントに関する要項」を定めて、建学の精神に基づく教育理念、設置目的を達成するため、教育課程の実施に係る内部組織を整備して教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質向上を図る、組織的な取組について明文化することができた。しかし、これも運用において、さらに詳細に示すべき内容の改善点が明らかとなり、令和元年度に大幅改正したため、P D C Aサイクルでの学内組織の具体的な活動内容を含め、改善を促進している。

第三の課題は、学修成果及び教育内容における客観的評価・検証の方法について妥当性の検討が十分ではなかったことであった。毎年度実施している「卒業生雇用主アンケート調査」及び「卒業生・保護者満足度調査」の結果や、学生の学修状況（G P Aの分布、G P Cの状況、学生の学修時間等）、卒業の状況（学位取得、資格・免許

等の取得、留年等）、就職状況などを踏まえた検討を行ってきたが、成績評価の総合状況や「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」と結び付く諸要素を勘案する必要性があった。これについては、令和元年度から「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」の観点と結び付いた総合的な成績評価を実施し、評価・検証方法の充実を図った。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

内部質保証に関する課題解決のため、平成 30 年 4 月に「大垣女子短期大学 教学マネジメントに関する要項」を制定した。

本学における教学マネジメントとは、学長のリーダーシップのもと、本学の建学の精神及び教育理念に基づいて「教育に関する基本方針」を定め、学修目標に向けた組織的な教育を展開し、学修成果の検証と改善の推進によって教育の質保証と向上を発展的に図っていく、運営の全般を指すものであると定義している。これにより、内部質保証と自己点検・評価の客観性を確保している。また、更なる教育の質保証と向上のため、平成 31 年 4 月に「大垣女子短期大学 教学マネジメントに関する要項」の大規模な改正を行ったが、毎年度継続して見直しを行うことで、内部質保証の充実に取り組んでいる。

この改正に合わせて、平成 31 年 4 月に「学修成果等の検証に関する方針（アセスメント・ポリシー）」も改正を行い、内部質保証に関する課題の解決に向けて、PDCAサイクルを中心とする組織的運用の基本の明示、成績評価、その方法等の明示及び評価・検証の手立ての定量的な基準の明示を行い、教育の質向上を図っている。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

I-A 建学の精神 自己点検・評価に基づく改善計画

「建学の精神」は、本学創立以来変わらないが、それに基づく実施計画や具体的な教育指針は時代の趨勢とともに変化していかなければ、時代に即した有為な人材の養成は叶わない。そして、「建学の精神」をもとにした本学全体の具体的な教育方針を、必要に応じて見直してきた。平成 26 年度には、「教育に関する基本方針」における三つの方針等の総合的な見直しを行った。これは、平成 23 年 4 月に制定した「教育に関する基本方針」の全体について、「キャリア教育」も加え、次の（5）を新設した新たな観点から総合的な見直しを行ったものである。

- （1）教育理念具現化及び設置目的達成にあたっての実効性【建学の精神で目指す人材を育成していく内容となっているか】：全体
- （2）中等教育までの到達目標分類との整合性【高大接続を見通した目標分類に

- なっているか】：主にD P、A P・目標・到達指標
- (3) 入学試験の種類及び内容との整合性【方針に明示された種類と内容になっているか】：主にA P
- (4) 教育課程編成の実効性【上記(1)～(3)及びコース変更等をふまえた教育課程方針になっているか】：主にC P
- (5) 方針・目標・指標及び教育課程の検証方法と内容の明示【目指す人材育成の検証方法を新たに示す】：新設

これらの見直しにより、建学の精神、教育理念、本学及び学科設置目的、教育方針の確認、教育に関する基本方針等を見直しを行ったことで、目指す人材像等を明確に示すことができた。

これとともに、それまで統一性がなかった「卒業認定・学位授与の方針(D P：ディプロマ・ポリシー)」などの観点を、いわゆる「学力の3要素」に準拠する4観点(①知識・理解、②思考・判断・表現、③技能、④態度・関心・意欲)により、全学及び各学科の専門教育、教養教育、キャリア教育として統一したことであり、これによって建学の精神から各授業科目までを、一層体系的に結び付けることができるようになった。

表記上の調整や内容の部分変更については、毎年度、自己点検・評価委員会で検討し、適宜変更を行いながら、建学の精神から授業までの一貫性を重視したうえで、改善を進めてきた。その結果、「建学の精神」－「教育理念」－「卒業認定・学位授与の方針(D P：ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(C P：カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(A P：アドミッション・ポリシー)、学修成果等の検証に関するプラン(アセスメント・プラン)」－「到達指標」－「授業の到達指標」と、本学が目指す教育とそれぞれの授業の目標をつなげる取組を進めることができ、これにより、教育の質保証とともに、質の高い教育の充実を目指すこともできていると考えている。

I－B 教育の効果 自己点検・評価に基づく改善計画

教育の効果について、本学は社会の変化に対応した特色ある女子高等教育の充実や、地域貢献の観点を中心に据えて、教育の実効性を高めるための改善に取り組んできた。この取組では、まず平成25年度に看護学科を設置して、地元の人材不足解消に向けて人材育成を目指し、これとともに既設学科でもその教育目的に応じた特色ある教育課程へを見直しを進めた。あわせて、社会の変化に対応できる女性の育成と、地域貢献の基盤となる豊かな人間性の涵養に向けた、特色ある教養教育づくりを進めることとし、他学科の学生との交流を授業に取り入れることなどを実行し、今日も継続している。

また、教育の効果を高めていくことに重要な役割を果たす「学びのガイドブック」として、全学科で学びの体系や系統を示す「カリキュラム・ツリー」と、それぞれの授業で身に付けていくべき力を「卒業認定・学位授与の方針(D P：ディプロマ・ポリシー)」との関連で明確に示す「カリキュラム・マップ」を作成した。さらに、各

授業において評価基準を確実にシラバスで示すことや、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」を具現化した学修成果として示す到達指標」を、ルーブリックで明示するなどの改善を進めた。

こうした改善の取組によって、平成 25 年度には、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」及び到達指標との関係性を示した「カリキュラム・ツリー」と、各授業科目の体系性及び順序性を示した「カリキュラム・マップ」を全学科（専門科目）及び総合教育センター（教養科目）で作成するとともに、「カリキュラム・ツリー」と「カリキュラム・マップ」の内容を学科長及び総合教育センター長が点検して学長に報告し、これらをホームページで公表し、以降毎年度継続している。

各学科でも、「教育目的」及び「教育目標」の観点から、学科の特性に応じた教育の継続した見直しを行うことにより、教育の効果を高める努力をしている。

幼児教育学科では、教育目的・目標に関して社会が求める保育者の資質向上、つまり、基礎学力の向上はもとより、座学と実学（実習や研修）との往還による学び、より深く考察する保育者としての基本姿勢、対人コミュニケーション能力などを向上させるために、定期的に学科内での点検、検討を行うことが重要であると考えている。

デザイン美術学科では、あらゆる教育活動を通じて専門的能力を高めることはもちろん、体験によってコミュニケーション能力の必要性を学ぶ機会を提供し、その展開を授業や学生生活のなかで継続して指導していくことが重要であると考えている。

音楽総合学科では、学科の特性上、入学時点で異なる能力差がある学生たちに、一斉の学びの場のみではなく、それぞれが成長できる課題を適宜与えて最大限の教育効果を上げている。さらに対人コミュニケーションや問題解決能力をあらゆる教育活動を通じて体得することで、可能な限り学生が希望する進路実現に向けて就職支援を継続することを考えている。

歯科衛生学科では、歯科医学の進歩や超高齢社会を迎えた国民の健康へのニーズ等に合わせてより深く探求し、コミュニケーション能力をあらゆる教育活動を通じて体得することで、従来から維持してきた高いレベルでの学びに加えて、より社会から望まれる人材となるよう、定期的に学内での点検、検討を行っている。

こうした各学科の努力もあり、平成 29 年度からは、本学の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」に沿って編成した教育課程を中心とする教育活動による学生の学修成果及び教育効果について、評価・検証するための具体的な手立て等を定め、これによって教育の質保証と学生の学びの向上を図るとともに、適切な教育改善の推進に資することを目的として、「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を策定し、一層の改善を推進している。

I－C 自己点検・評価 自己点検・評価に基づく改善計画

本学教員は、授業や所属学科の業務のほかに委員会や社会的活動への参加など、多くの業務を担当しながら教育活動を推進するための努力を継続している。そうしたなかでも教職員全員が、PDCAサイクルの循環が自己点検・評価であるという認識を高いレベルで共有し、「今実行していることをどう改善に結び付けていくのか」を継

統的に意識できるよう、自己点検・評価委員会から働き掛けを行うとともに、認識の共通理解のため、毎年度全教員参加によるFD研修会を実施するなど、FD・SD活動に取り組んでいる。短期大学設置基準の改正を受けて、平成29年度には「大垣女子短期大学FD・SD推進委員会規程」を制定し、さらに積極的な取組を推進している。今後もこうした取組を充実させながら、「自己点検・評価」の理解を深めていくことに努めていきたい。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

質の高い教育の充実を目指して、平成22年度から始まった「建学の精神」－「教育理念」－「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」－「到達指標」－「授業の到達指標」と、本学が目指す教育がそれぞれの授業までつながる仕組みづくりの取組は、積極的に見直しを継続し、高大接続を意識しつつ、いわゆる「学力の3要素」に準拠した観点で全学の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」などを統一するとともに、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」と結び付いたシラバスづくり及びその内容の目標と評価を中心とした充実、授業等の体系化を視覚化するための「カリキュラム・マップ」及び「カリキュラム・ツリー」の作成と内容を年度ごとに更新、さらに令和元年度にはカリキュラムの体系性や順序性を反映した各授業科目のナンバリングも行い、令和2年度からその仕組みの詳細をホームページ及び学生要覧で示すとともに、シラバスにもナンバリングを掲載している。

引き続き、教育の質保証の向上を目指すことは当然であるが、学修成果と教育効果の検証に取り組むことが重要であるため、平成29年度から三つの方針に加えて「学修成果及び教育効果の検証に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を策定して、その具現化のために取組を進めてきた。さらに、教育の質保証を確実なものとするために、PDCAサイクルによって組織運営の基本を確認するとともに、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」などの学修目標に対する評価・検証の手立てと最低基準の明示が必要であると考え、令和元年度から「教学マネジメントに関する要項」とともに「学修成果等の検証に関する方針」の大幅改正を図った。そして、これらを本格的に活用していくことが課題であると考えている。

こうした全学的な課題のもとに、各学科の課題事項は次のとおりである。

幼児教育学科では、豊かな人間性を備え、専門的な知識と技能を身に付けるため、保育者養成において重点を置く観点を、学生の学びの過程に準じてピックアップしながら、体系的に学生個々の学修の成果を導き出したいと考えている。

デザイン美術学科では、個々の学生の基礎学力が比較的高いことを踏まえ、成果が達成できない問題点を明確にしながら分析・検討を進め、非常勤講師を含めた教員の共通の認識へと導いている。また、個人に応じた丁寧な教育を引き続き行っていくことに加え、共同制作機会のある科目でコミュニケーション能力を高める機会を増やしている。

音楽総合学科では、コースごとで多彩な科目構成としているため、到達すべき教育

目標のさらなる明確化と、教員同士での評価基準の共有を図り、非常勤講師にも周知することにより、学生に対して客観的な評価を確立することを引き続き進めていきたいと考えている。

歯科衛生学科では、観点別評価における「技能」の観点から、各科目の授業内容を改善して、可能な限り各科目でコミュニケーション能力の評価を行うように取り組む。現在、専門科目で「コミュニケーション演習」（1 年次後期・選択）を設けているが、2 年次、3 年次においても高齢者歯科における「多職種連携」、「チーム歯科医療」など、コミュニケーション能力の向上に関する内容を盛り込んだ授業を展開したいと考えている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

建学の精神と教育理念のもとに、全学及び各学科の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」で示す「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の各領域について、総合して身に付けることが期待される到達指標に沿った内容を、達成すべき学修成果として対応させている。

「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」を明確化するために、各学科で教育目標を掲げるとともに具体的な学修成果と結び付けるよう、各学科の到達指標を体系的に示している。教養教育の基盤となる教養科目についても、教育（設置）目的と各学科の教育目標を定め、到達指標を設定している。これらに基づいて編成された各学科の教育課程は、卒業要件及び免許や資格取得の要件を明示するとともに、成績評価についても明確に示している。こうした「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」と学修成果に関する内容については、「大垣女子短期大学学則」及び「大垣女子短期大学教務規程」に明記して、学生に対してはもちろん、これを学内外に公表している。

「卒業の要件」、「成績評価の基準」、「資格取得の要件」についても、これらに明確に定め、学生要覧に掲載して学生が十分に理解できるようにしている。

幼児教育学科では3年間で95単位を取得することを卒業の要件とし、各実習の履修にあたっては、GPA値2.0以上とすることを要件としている。また、必要な単位数を取得すれば、学則に定める「幼稚園教諭二種免許状」、「保育士資格」が卒業時に取得できる。そのほか、「音楽療法士2種」、「レクリエーション・インストラクター」、「初級パラスポーツ指導員」、「准学校心理士」、「母子支援員任用資格」取得も可能である。

歯科衛生学科では、3年間で97単位を取得することを卒業の要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば、学則に定める「歯科衛生士国家試験受験資格」が卒業時に取得できる。

また、デザイン美術学科と音楽総合学科では、2年間でどちらも65単位を取得することを卒業の要件としている。この2学科では、卒業時に取得できる資格について特に学則に示してはいないが、デザイン美術学科では、デザイン関連の職業に従事す

ることを見据えた学生に対し、CGクリエイター検定、マルチメディア検定、Webデザイナー検定等の資格取得が目指せる科目を設定し、大学案内及び本学ホームページで示している。音楽総合学科（管打楽器リペアコースを除く）では、必要な科目の単位を取得することで「音楽療法士2種」の資格が取得できることから、大学案内、本学ホームページ及び学生要覧に明示している。

また、幼児教育学科、音楽総合学科（管打楽器リペアコースを除く）、歯科衛生学科では、必要な科目の単位を取得することによって、「社会福祉主事任用資格」が取得できる。

「成績評価の基準」については、「教務規程」に定めたうえで学生にも明示している。これは、全学で共通の基準を定めて適用している。成績評価は100点満点とし、60点以上を合格、それに満たないものは不合格としている。成績の評価は、課題への対応状況、授業への取組状況、筆記試験、実技試験、口述試験、レポート、論文、作品等提出物によって行い、シラバスに明記した基準に基づいて評価している。成績表示については、100点満点のうち、90～100点を秀(AA)、80～89点を優(A)、70～79点を良(B)、60～69点を可(C)、59点以下を不可(D)としている。また、一度合格点を得た科目は、再度履修することはできないこととしている。

全学の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」に基づいて、各学科、教養教育（教養科目）及びキャリア教育の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」を次のとおり定めている。

・全学 卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

1. [知識・理解] 専門的知識と社会人に求められる教養について理解を深め、必要な知識を確実に身につけることができる。
2. [思考・判断・表現] 社会で活かせる思考力と表現力を身につけ、知識や技能を活用しながら判断して、課題解決に取り組むことができる。
3. [技能] 専門的な技能や技術を確実に修得し、コミュニケーション能力を身につけて、これらを活用することができる。
4. [関心・意欲・態度] 社会や環境への関心を持ち意欲をもって学修活動に取り組めるとともに、徳性の涵養と健康な身体づくりができる。

・幼児教育学科 卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

大垣女子短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を前提として、本学所定の単位を修め、次に示すところの成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 保育の本質を理解し、保育者として専門的知識に基づき、子ども理解に基づいた援助や適切な環境構成、子育て支援を行うための知識を修得することができる。
2. [思考・判断・表現] 保育の本質を基盤に、時代のニーズに柔軟に対応した保育実践及び改善を行うことができ、外部の資源を有効に活用することができる。

3. [技能] 保育実践に必要な保育技術や情報収集能力をもち、子どもとの関係を構築し、職員と協働するとともに、地域や保護者と連携できるコミュニケーション能力がある。
4. [関心・意欲・態度] 豊かな教養と人間性、社会人基礎力を備え、常に資質能力の向上を図り、地域や保護者と連携し様々な課題に対応していこうとすることができる。

・デザイン美術学科 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）

大垣女子短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を前提として、本学所定の単位を修め、次に示すところの成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士（美術）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 美術における理論と制作を通し、美術に対する知識と理解を有することができる。
2. [思考・判断・表現] 制作において考え、選択し、表現することを、自己の制作の中で展開し、表現することができる。
3. [技能] 美術表現上、必要な技法を修得する。研究し、継続した結果、自己表現につなげることができる。そして、その表現を人に伝えるコミュニケーション能力がある。
4. [関心・意欲・態度] 美的なものに興味を持ち、多様なものを吸収し、選択する。また、真摯な態度で物事に当たり意欲的に研究し、表現につなげることができる。そして人との関わりの中、地域との連携、貢献を推進していくことができる。

・音楽総合学科 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）

大垣女子短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を前提として、本学所定の単位を修め、次に示すところの成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士（音楽）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 音楽の基礎的な理論や曲の生まれた背景を理解し、人に音楽を伝えるための知識を修得することができる。
2. [思考・判断・表現] 音楽演奏や教育を行うにあたって必要な理論を適切に判断し、相手の理解に応じて伝えることができる。
3. [技能] 音楽の専門家としての情報収集能力と技術をもち、関係職種と連携できるコミュニケーション能力がある。
4. [関心・意欲・態度] 常に自己資質の向上をめざし、積極的に音楽を通じて人と関わり、地域との連携、音楽文化の向上に向けた社会貢献を推進していくことができる。

・歯科衛生学科 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）

大垣女子短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を前

提として、本学所定の単位を修め、次に示すところの成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 全身的観点から口腔の健康支援ができるための専門的な知識や医療人として社会に貢献していくための知識を修得することができる。
2. [思考・判断・表現] 歯科衛生士として人々の健康問題の解決に向けて、生物・心理・社会的な観点から論理的に考え判断ができ、さらに適切な説明ができる。
3. [技能] 歯科衛生士としての基本的な操作的技術能力やプレゼンテーションする力があり、他職種と協働・連携するチーム医療が理解でき、患者や地域社会とも関わるコミュニケーション能力がある。
4. [関心・意欲・態度] 医療人としての自己管理ができ、将来に向けての職業的使命感を持ち、自らが関心と意欲を持って地域との連携や社会貢献を推進していくことができる。

・教養教育（教養科目） 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）

教養教育は、関心と意欲を持って主体的に取り組むことで、①専門分野の学びの基盤、②人間の在り方や生き方、③文化や社会と環境、④地域社会での社会人に求められる基本などについて、知識・理解、思考力・判断力・表現力、コミュニケーション能力、必要な技能や技術等を身につけることを目的とする。

共通教養教育の中心となる教養科目では、学科の目的に応じて、次のものを確実に培うことを目標とする。

1. [知識・理解] 専門分野を学ぶ基盤となる知識及び社会人に共通して求められる社会変化への対応と地域に貢献していくための基本的知識についての理解。
2. [思考・判断・表現] 人間の在り方や生き方、文化や社会、環境などの理解に必要で、専門分野を学ぶための基本ともなる思考力や判断力、表現力。
3. [技能] 専門分野を学ぶ基盤となる学問的な技能や知的技法及び社会人に必要なコミュニケーション能力や社会生活の基本となる技能。
4. [関心・意欲・態度] 教養について学ぶことを将来の社会的役割と結びつけてとらえ、学修への関心と意欲を持って、主体的に取り組んでいこうとする態度。

・キャリア教育 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）

キャリア教育は、社会的・職業的自立に向けて、その基礎となる①知識や理解、②思考・判断・表現する力、③技能、④意欲や態度などを育て、学生一人一人のキャリア発達を支援することを目的とする。

共通キャリア教育では、学科の目的に応じて、次のものを確実に培うことを目標とする。

1. [知識・理解] 職業や就労についての基本的事項、キャリアに関連する社会の仕組み、社会人に必要な基礎的事項等に関する知識やその理解。

2. [思考・判断・表現] 社会的・職業的な自立に向けた将来の構想、自己のキャリアについての適性と能力の認識、進路選択のための課題解決等に関する基本的な思考力・判断力・表現力。
3. [技能] 専門的知識や技術の社会的な活用、キャリアの修得や進路選択のために必要な計画の立案、協働の基礎となる集団におけるマナーやコミュニケーション等に関する基本的な技能。
4. [関心・意欲・態度] 社会の中で役割を果たしていくこと、キャリアを基本とした自己認識と将来設計、社会人に必要な行動様式を身につけていくこと等に関する望ましい関心・意欲・態度。

各学科の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」は、卒業と同時に短期大学士の学位を授与していることから、社会的・国際的にも通用性がある。

また、幼児教育学科で取得可能な幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、歯科衛生学科で取得を目指す歯科衛生士国家資格は、社会的にも評価が高い。デザイン美術学科で取得を目指すCGクリエイター検定や、音楽総合学科で取得を目指す音楽療法士2種など、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」からなる本学の学びは、就職にも役立つことから社会的に通用性がある。

また、これらの内容は法令の改正や社会情勢の変化、社会的要請等を踏まえつつ、各学科、教務委員会、自己点検・評価委員会等で毎年度検討し、見直しの必要がある場合には、学長に報告することとしている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

全学及び各学科の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」に対応して、全学の「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」

を定め、これに基づいて各学科の「教育課程編成・実施の方針（ＣＰ：カリキュラム・ポリシー）」を、教養教育については教養科目の「教育課程編成・実施の方針（ＣＰ：カリキュラム・ポリシー）」を、それぞれ定めている。これらに対応する「教育課程編成・実施の方針（ＣＰ：カリキュラム・ポリシー）」と、学修成果の指針となる到達指標に対応して、各学科の教育課程を編成している。

教育課程は、目的、目標に沿って人材育成がなされるよう、体系的なシーケンスと、わかりやすく適切なスコープに配慮するよう心掛けている。また、短期大学設置基準、児童福祉法施行規則、教育職員免許法施行規則、歯科衛生士学校養成所指定規則等の関係法令に従い、体系的に編成している。これらを反映した「カリキュラム・マップ」により、各授業科目と「卒業認定・学位授与の方針（ＤＰ：ディプロマ・ポリシー）」との関連性を明確に示している。

教育課程は、大きく教養科目、専門基礎科目、専門科目で構成し、資格・免許の取得及び国家試験受験に必要な分野・科目を設定している。

履修単位数の上限については、「大垣女子短期大学履修に関する要項」において、各学期に履修できる単位数の上限を定めている。また、成績等により履修単位数の上限を緩和する条件も定めている。

成績評価についても短期大学設置基準等に則り、明確な基準を設けて厳格に適用するため、学則、教務規程及び履修に関する要項に明記している。また、科目ごとに授業の時期・形態・単位数・時間数・担当者・授業内容・授業方法・到達目標・観点別評価（評価の観点・評価方法）・評価の特記事項・ＩＣＴ活用・課題に対するフィードバック・テキスト・参考書・教材・授業外での学修・課題等をシラバスに示すとともに、授業の最初にこれらを説明することで、効果的な教育がなされるようにしている。成績評価は授業科目担当教員に一任、授業科目の到達目標もシラバスに明記している。

シラバスは、「大垣女子短期大学シラバス作成要領」に基づき、毎年度非常勤講師を含めた授業科目担当教員全員が作成している。シラバスには、授業内容、到達目標、観点別評価（学修成果）、評価方法・基準、テキスト、参考書・教材、授業時間外での学修を明示し、受講学生へのメッセージの一部にはオフィスアワーの時間と場所も明記している。

本学では、通信や放送による授業を行う学科・専攻課程は有していないが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和２年５月以降に一部授業をオンライン形式で実施し、ＩＣＴツールを活用して行った。

授業科目担当教員の配置は、短期大学設置基準及び「大垣女子短期大学教育職員の資格基準に関する規程」に基づき、担当する授業科目に関連した十分な業績や資格があること等を確認し、適切に行っている。専任教員が担当できない授業科目は、外部人材（非常勤講師）に依頼している。教育課程編成・実施の方針、編成内容、実施状況については、法令等の改正はもちろん、その教育効果や学生の実態等も考慮しながら、各学科、教務委員会、自己点検・評価委員会等で検討し、見直しの必要がある場合には、学長に報告して、適宜見直しを行っている。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学では、建学の精神、教育理念及びこれに基づく「卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）」を達成するため、基盤となる教育活動として教養教育を重視している。そして教養教育を、個人が社会との関わりや経験をもとに体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付けていく、ものの見方や考え方に関する価値観の総体と捉え、中央教育審議会の答申（平成 14 年「新しい時代における教養教育の在り方について」、平成 17 年「我が国の高等教育の将来像」、平成 20 年「学士課程教育の構築に向けて」、平成 24 年「大学教育の質的転換」、平成 28 年『「卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（A P：アドミッション・ポリシー）」の策定及び運用に関するガイドライン』）の趣旨に沿いながら、専門教育、キャリア教育とともに本学の柱となる教育と位置付けて取り組んでいる。取組にあたっては、教育方針や目標の具現化に資するために全学で教育内容の体系を示す「カリキュラム・ツリー」と、それぞれの授業がどのような上位目標と関連しているのかを示す「カリキュラム・マップ」を平成 25 年度に作成したが、以降毎年度、実態に即しているか見直しの検討を行っている。

教養教育は、その中心となる教養科目の履修を通して、①専門分野を学ぶ基盤となる知識及び社会人に共通して求められる社会変化への対応と地域に貢献していくための基本的知識についての理解[知識・理解]、②人間の在り方や生き方、文化や社会、環境などの理解に必要で、専門分野を学ぶための基本ともなる思考力や判断力、表現力[思考・判断・表現]、③専門分野を学ぶ基盤となる学問的な技能や知的技法及び社会人に必要なコミュニケーション能力や社会生活の基本となる技能[技能]、④教養について学ぶことを将来の社会的役割と結び付けてとらえ、学修への関心と意欲を持って、主体的に取り組んでいこうとする態度[関心・意欲・態度]を身に付けるとともに確実に涵養することを到達目標とし、全学の目的としている。また、これらとともに、各学科の教養教育の目標を定め、専門教育、キャリア教育とあわせて、教養教育の目的・目標の達成を総合的に目指している。

こうした目的・目標については、学科長会議、教授会、教務委員会、学生支援委員会、各学科会議等で全学的に教職員の共通理解を深めながら、教養教育を確実に推進できるよう努めている。

教養教育の目的・目標を達成するため、全学の「教育課程編成の方針（全学 C P：カリキュラム・ポリシー）」に基づく教養教育（教養科目）の「教育課程編成の方針」

を定めたうえで、教養科目を、主として専門基礎教育、専門教育につながる基礎としての学問的な知識、技能及び思考方法を学ぶ科目群である「教養基礎」と、主として社会人に必要な基礎的なコミュニケーション能力や社会生活の基礎となる知識、技能及び行動様式を身に付け、あわせて就業力等の育成を図る科目群である「社会人基礎」に分類している。

平成 25 年度から「教養基礎」の内容を「人文」、「社会」、「自然」、「総合」の 4 つに区分し、令和 5 年度も専門教育の基礎となる学問的な知識、技能及び思考方法を学び、基礎的な知の基盤づくりと人間に関する理解力を高める科目群をバランスよく配置した。また、興味や関心に応じて幅広い選択履修ができるようにオリエンテーション等での告知や資料配付を行い指導の充実を図るよう努めた。「社会人基礎」では、平成 28 年度から教養とともに学生が卒業後に自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培っていくことを目指す科目として「教養・キャリア基礎演習」を開講している。あわせて、一般教養として必要な基礎学力を定着、深化、発展させるための科目として、平成 28 年度から開講していた「基礎教養特講」について見直しを行い、令和 4 年度から、卒業後のキャリア形成を目的とし、就職を意識した学修ができるよう、学修効果が高まる受講形態の「就職試験対策演習 A」（前期）、「就職試験対策演習 B」（後期）として開講した。就職試験に向けた基礎的な知識や実践的な力をつける内容を充実させ、令和 5 年には複数の学科から多くの学生が受講した。

また、「教養・キャリア基礎演習」において、所属学科以外の学科学生の交流と学生の人間的成長、学びの確認などを目的として、総合教育センターの主導のもと、4 学科や総合教育センターの専任教員が分担して担当する「基礎ゼミ」のコマを平成 25 年度から継続実施している。このゼミは 4 学科の全 1 年次学生を学科混成の小グループに分けて行うもので、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止あるいは変則的な実施とした年度もあったが、令和 5 年度はコロナ禍以前と同様の形態で実施することができた。

教養教育に関する企画策定及び実施については、本学における今後の短期大学教育の在り方を検討し、教育内容や方法の開発と改善を推進する機関として平成 21 年度に設置した総合教育センターが、学長の命を受けて担当し、統括している。総合教育センターには 4 人の専任教員を配置し、ここで教養教育にかかる目標等を立案し、各学科及び事務局担当者と総合教育センター教員による協議で調整し、教務委員会（内容に応じて学生支援委員会）で検討した後、学長に報告・提案して学科長会議、教授会で決定することとしている。また総合教育センターは、全学のシラバス作成要領案を作成するとともに、教養科目を担当する非常勤講師に対して、事前にシラバスの記入方法をはじめ、目的や到達目標、学修成果を明確にしていくための評価方法等の説明と依頼を行い、非常勤講師も共通理解のうえに各授業を行うことを目指している。なお、教養科目のシラバス内容はすべて総合教育センター長がチェックを行い、必要に応じて訂正や内容の変更を依頼している。

教養教育は、専門分野を学ぶ基盤であることを教養科目の目的や到達目標で明記し、教養科目での学びの目標を具体的に示す到達指標においても明確に示している。

また、前述した教養教育の到達目標に基づき、専門分野の異なる 4 学科の学生に共通する、専門分野の学修の基礎・基盤となる教育を行うことを目標にしている。授業を担当する各教員は、この教養科目の到達目標に関連付けた形で各科目における到達目標を設定し、シラバスを作成したうえで授業を実施している。また、専門教育を担当する教員も、主に 1 年次に受講する教養教育の到達目標を熟知し、その成果を踏まえて専門科目の授業内容を構成し、実施している。

これらを実現するため、まずは学生の特性に合わせた適切な科目の選択並びに履修を支援することが重要であるとの認識のもと、各学科のアカデミック・アドバイザー及び教務・入試広報課がこれを実行に努めている。

教養教育の効果の測定と評価には、明確な目標設定と教育評価の確実な実施が重要であると考えている。これに基づいて、本学では「教育に関する基本方針」を策定し、これと授業における到達目標を結び付けながらシラバスに明記、さらに「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」において検証の原則や方法を定めて、教育の効果の測定・評価することに努めている。

具体的には、各授業科目担当教員が、本学の「教育に関する基本方針」をもとに目的・目標に沿って科目ごとに到達目標を設定し、その到達状況について観点ごとの評価基準に基づく評価を適切な方法で行うこととしている。各授業科目においては、全体の評定だけでなく観点ごとの到達状況についても明示して、効果の測定が厳格なものとなるよう努めている。授業実施後の学修成果の状況は、総合教育センターが I R センターと連携して G P A、G P C、観点ごとの到達状況等に基づいて総合的に検討し、次年度に向けた教養科目の在り方等を教務委員会とともに継続的に検討している。

授業以外の取組でも、総合教育センターが中心となって教務委員会、教務・入試広報課と連携しながら「教養ミニトーク」実施内容の取りまとめ、「就職試験対策演習 A」、「就職試験対策演習 B」の実施と受講状況、教育評価等のまとめを行っている。また、「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」のなかで初年次教育スタートプログラム（「短期大学での学びのスキルの獲得、短期大学教育と本学に関する基本的事項の理解、ノート・テイキングやレポートの書き方についての理解」の実施、「初年次教育基礎ゼミ」（学科混成小グループによる短期大学教育の理解と他学科学生とのコミュニケーションを目的とした取り組みを実施している。

そのほかにも、各学科が行う入学前教育の実施状況のまとめ等を行い、入学後の教育の中での活用を促進し、取組及び学生への教育効果について評価し改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果の測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の建学の精神は、「中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成」である。

また、学則第 1 条において「教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神を基本理念とし、広い教養を培うとともに深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を有する女性を育成し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に貢献することを目的とする。」と定めている。この目的に沿い、社会人、職業人を養成する教育機関として各学科の設置目的を謳っている。

このとおり、本学は「職業教育」を教育の柱として、教職員は常に学生が卒業後、実社会で活躍できる人材の養成に不断の努力をしている。

各学科の教育活動はもちろん、学生支援委員会に職業教育の推進を委ね、社会人として身に付けておくべき素養の育成に全学で取り組んでおり、職業教育の役割・機能、分担は明確に定めている。

職業教育に関しては、全学科 1 年次前期に「教養・キャリア基礎演習Ⅰ（1 単位）」、後期に「教養・キャリア基礎演習Ⅱ（1 単位）」をいずれも必修単位として開講している。これらの授業内容は、学生支援委員会で企画、立案し、教務委員会と協議、連携を図りながら取り組んでいるコマもある。また、学科の特徴及び独自性があることから、前述の 2 科目以外に別の時間を設けて独自のキャリア支援を実施し、社会人としての基本的なスキルが身に付くような場を提供している。

国家資格が取得できる幼児教育学科及び国家資格取得を目指す歯科衛生学科は、福祉施設、医療機関などでの就労を目指す学科であるため、職業への接続を図る教育が主体となる。特に、福祉施設や医療機関で行う実習は、本学の学びの集大成である実践的な職業教育の場と位置付けている。

このように、専門的職業への接続を図る教養教育と、各学科の特色ある専門教育の連動した実施体制は明確である。

学生支援委員会の構成員である教員と学生・キャリア支援課職員が中心となり、「卒業生雇用主アンケート調査」及び「卒業生・保護者満足度アンケート調査」を実施し、その結果情報は全学科にフィードバックし、就職支援の結果や課題を共有することに努め、社会が求める人材像や社会人として必要な資質等を理解し、教育の場に活かすように取り組んでいる。

職業教育の測定・評価については、「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」及び学科独自のキャリア支援講座の際に受講学生が記載する「受講ノート」の感想等を集約し、分析している。また、「卒業生雇用主アンケート調査」及び「卒業生・保護者満足度調査」の結果など、各種分析結果をもとに、授業内容や方法の改善に全学を挙げて取り組んでいる。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示

している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」とともに、建学の精神と教育理念に基づく全学の「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」と各学科の「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」を定め、入学者の受入れを適切に行っている。

本学は、「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」に基づいて実施した各種入学試験の結果を、学生が入学時に有する力と捉え、「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」に沿って編成された教育課程を履修することで、学生が確実に身に付け達成することを期待しているものが学修成果であるとしている。この学修成果の具体的な内容は、全学及び各学科の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」に基づく「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の各観点からなる到達指標として示しており、「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」は学修成果に対応している。

全学及び各学科の「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」は、入学試験要項の冒頭に記載し、本学受験を検討している者に明示している。また、進学相談会やオープンキャンパスにおける各学科の説明においても、「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」や入学後の具体的な取組を説明し、理解を促している。

全学及び各学科の「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」では、本学における全学及び各学科の人材育成の方針と概要をわかりやすく示すことで学修成果が把握できることに加え、入学者が望む学びの内容と合致するかどうかが入学前にわかるように配慮している。また、入学者選抜の方法やその内容についても、全学及び各学科の「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」に基づき、入学者本位であり、かつ学科の特性に沿うものとなるようにしており、入学者選抜の方法は、「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」に対応している。入学者選抜の方法は、一般選抜のほかに、総合型選抜、指定校推薦、公募推薦及び特別選抜入試（社会人・学士等、外国人留学生）があり、選抜は、それぞれ

の方法により実施している。

全学及び各学科の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」に基づいて示した「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の各観点と、本学入学者選抜方法の関係を示した表からもわかるように、高大接続の観点により、多様な入学者選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に入学試験を実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、本学ホームページの「教育情報の公表」で明示している。

本学におけるアドミッション・オフィスは「入学試験管理委員会」であり、委員会は、学長、副学長、学科長、総合教育センター長、事務局長、入学試験実行委員長、教務・入試広報課長で構成している。

受験者からの問合せに対する対応は、教務・入試広報課の担当職員が、入学試験要項、大学案内などの資料をもとに説明を行っているが、問合せの内容によってはそれ以外の事務職員での対応や、内容によっては専任教員が行うなど、複数者で対応できる体制としている。また、電話やメール等での問合せにも随時適切に対応している。

入試事務は、願書受付、判定資料作成、結果通知などは教務・入試広報課が行い、試験前日の準備、当日の対応、片付けなどは、事務職員全員で行っている。これに先立ち、受験者確定後は、「入学試験実施体制」を作成して全教職員に配付し、当日のスケジュールと役割について各自が確認している。特に事務職員は、当日の運営が円滑に進むよう、事前打合せも行っている。

専任教員又は教務・入試広報課職員が高等学校を訪問した際に知り得た情報や要望等は、専用システムのフォームに入力して蓄積し、機会あるごとの情報共有に活用している。「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」、入試区分、選抜方法等は、毎年度各学科で見直しの検討を行い、入学試験管理委員会で意見集約、検討したうえで、次年度の入学試験要項を作成している。なお、選抜にあたっては、入学試験の手順、心得、評価基準等を記載した「入学試験監督要領」を作成して公正かつ正確に行うよう、該当の専任教員に配付し、内容の確認を促している。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

教育の質を保証する観点から、学修成果の査定は重視しているが、適切な教育改善の推進に資することを目的とした「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を策定しており、学修成果には具体性がある。

また、本学の初年次教育においては、入学者が高等学校の教育から高等教育へと円

滑に移行し、本学での学修活動や学生生活をスムーズにスタートさせ、かつ建学の精神、教育理念及び学科目標等に沿った学修成果の達成を実現させることを支援している。

学修成果と教育効果は、それぞれのレベルにおける「卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）」、到達指標、到達目標に基づき、次の 3 つの評価・検証の手立てによって総合的に評価・検証ができる。

（１）全学レベル：全学D Pが達成されたかどうか

- ①単位取得成績の観点別達成の総合的な状況
- ②退学率・休学率に関する総合的な状況
- ③就職率・進学率（専門関連分野への就業率・進学率及び就業地域の状況を含む）の総合的な状況
- ④資格・免許等の取得に関する総合的な状況
- ⑤短大生調査（短期大学基準協会が実施）・学修行動等調査、授業評価等の総合的な結果
- ⑥全学D Pに関する学生の自己評価の総合的な結果

（２）学科レベル：学科D P及び到達指標が達成されたかどうか

- ①卒業要件の達成に関する状況（単位取得の状況、G P A）
- ②学年ごとの成績状況（単位取得状況、成績分布、G P A、G P C、単位取得成績の観点別達成状況）
- ③専門分野に関連する資格・免許等の取得に関する状況（国家試験の合格状況を含む）
- ④専門関連分野への就業率・進学率の状況
- ⑤留年・退学・休学の状況
- ⑥短大生調査・学修行動等調査、授業評価等の結果
- ⑦学科D P及び到達指標に関する学生の自己評価の結果

（３）科目レベル：シラバスに示すD Pと一貫性をもつ授業の到達目標が達成され、単位認定されたかどうか

- ①単位認定とその成績
- ②試験・制作物・提出物等の結果
- ③実験・実技・実習等の結果
- ④出席や学修活動に対する取組の状況
- ⑤素点及び観点別評価の結果
- ⑥授業評価の結果
- ⑦到達目標に関する学生の自己評価の結果
- ⑧科目のG P C

これらの評価・検証により、学修成果は一定期間で獲得可能である。

評価・検証に資するための調査等は、本学における教育・研究・社会活動全般の状況を把握して、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」の検証だけではなく、その他の諸方針や組織及び運営の見直しに活用し、あわせて社会への説明責任を果たす際の資料としている。またそれは、社会的、職業的自立に向けた指導、就業力育成、就職・キャリア支援及び学生生活支援等の在り方と実施について検証する手立てともなり、適切な学生支援に資するために活用すべきものであることを、「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」に示している。これには各種調査等の結果の取扱いについても明記しており、調査等の結果を報告書にして学長に報告し、自己点検・評価委員会において検討、分析、審議を行っている。調査等の結果はIRセンターに集約し、IRセンターは必要に応じて分析を加えた報告書を学長に提出していることから、学修成果は一定期間内で獲得が可能であり、測定が可能であると考えている。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7 の現状＞

本学では、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」に沿って編成した、教育課程を中心とする教育活動による学生の学修成果及び教育効果について評価、検証するための具体的手立て等を定めた「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を策定しており、本方針の策定は、教育の質保証と学生の学びの向上を図るとともに、適切な教育改善の推進に資することを目的としている。

「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」には、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」、到達指標、到達目標に基づき示した手立てや、本学が学修成果や教育効果の評価・検証を主な目的として行う調査等を明示し、GPA、卒業要件の達成に関する状況、単位取得、国家試験の合格状況、資格・免許等の取得に関する状況等を活用している。

ほかにも、短期大学生調査、学修行動調査、学生による授業評価アンケート、卒業生雇用主アンケート調査、卒業生・保護者満足度調査等の結果も活用している。

インターンシップについては、文部科学省が「学生が在学中に自ら専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」としており、在学中の各種実習科目の単位を取得することが卒業要件や資格取得要件となっていることから、体系立てたインターンシップを行っていると言い換えることができ、資格・免許の取得に関する状況

として活用している。

就職率、進学率、退学率、休学率等の状況も評価・検証の手立てとして活用している。

学生の学修状況については、量的・質的データに基づき、学修成果のまとめを本学ホームページの「教育情報の公表」で公表している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

本学では、卒業生の就職・就業状況に関して、毎年度すべての就職先に対して「卒業生雇用主アンケート調査」を実施しており、学生支援委員会就職部会及び学生・キャリア支援課がこれを取りまとめて結果を全学にフィードバックするとともに、その結果のうち、課題だと考える内容については各学科、関係する委員会等で検討を行っている。さらに、実習を必須としている学科については、実習先の評価や意見について同様の検討を行っている。これにより、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」について点検するとともに学修成果についても点検し、関係する科目の授業内容の改善等に活用している。

教育機関は、社会のニーズ、ステークホルダーのニーズが何か、どのような人材を求めているかを十分に理解し、即ち Market In の感覚で社会に役立つ人材を養成する必要がある。この点、本学の建学の精神の真髄は不変であるものの、具体的な教育に係る戦略として自己点検・評価を行っていく必要がある。また、指示待ち傾向が強く、コミュニケーション能力に課題がある人物が多いというイメージを払拭するような人材の養成が急務と思われる。さらに、崇高な建学の精神によって教育していても、社会が求めているものに合致しているのかをチェックする必要がある。本学では毎年度「卒業生雇用主アンケート調査」を行い、教育で何が不足しているのかを知って教育現場にフィードバックする体制をとっている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

幼児教育学科では、「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」を実現するための科目間連携の在り方、再編が可能な科目などを精査するなど、教育課程における「カリキュラム・ツリー」及び「カリキュラム・マップ」の検証を、児童福祉法施行規則、教育職員免許法施行規則等の改正時期に合わせ、随時継続的に行うことが課題である。

デザイン美術学科では、専門性を高めるとともに、学生の主体的なコミュニケーション能力を高め、かつ社会性を育むために、制作した自身の作品について、制作過

程のエピソード、作品の魅力等を言語化できる「表現する力」が必要だと考えている。また、従来の歴史的価値観に加え、特に就職に結びつきやすいデザイン教育に力を入れているが、さらなる強化を行うことが課題である。

音楽総合学科では、専門科目において、「卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）」に対応しながらも、時代に合った魅力を創造し、また、現代社会の諸課題に敏感に反応できる鋭い感覚を養い、さらにスキルを高めて学修を通じて自己実現できるよう、各学生の理解度に応じた対応ができる教育課程を編成していくことが課題である。

歯科衛生学科では、学生が主体的・対話的に学ぶ態度の育成に重点をおくことを考えている。特に、問題解決能力の育成においてP B L（Problem Based Learning）が有効的な手段であり、色々な授業に導入しつつある。また、「教育課程編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）」を実現するための科目間連携の在り方、科目内容の観点精査をするため、常に科目間の「カリキュラム・ツリー」、「カリキュラム・マップ」の継続的な検証・改善を行いつつ授業を進めているが、一人ひとりの習熟度に応じた学生への具体的な事前・事後学修の徹底が課題である。

全学的には、教育課程編成について、「カリキュラム・ツリー」、「カリキュラム・マップ」による教育効果を高める努力を行うこと、ナンバリングによって可視化した各科目の体系性や順序性を学生の履修計画に効果的に反映させるため、学内関係組織で改善を進めていくことなどが課題である。

幼児教育学科では、「入学者受入れの方針（A P：アドミッション・ポリシー）」に基づいて入学試験で合格と判定したにもかかわらず、入学後に保育に対する自分のイメージと実際との違いを再認識し、保育実習や教育実習などの場面において、自分を過小評価して自信を失う学生がいる。よって、保育の素晴らしさ、やりがい、社会的意義等についてあらゆる機会を通じて感じ取り、再度目標を持って、将来設計を立てていけるように支援する体制づくりが、継続した課題である。この課題に対して、引き続き学生との個別面談を定期的実施し、あわせて保護者との連携を一層強化することにより、学生の意思を反映したきめ細やかな対応に、学科教員一丸となって取り組んでいる。

デザイン美術学科では、学生のニーズの多様性に加え、比較的基礎学力が高い学生が多いことから、高等学校での学びと、「入学者受入れの方針（A P：アドミッション・ポリシー）」がマッチングするよう、入学後の学びに必要な基礎的、基本的な技能について、入学試験でどのように課し、選考していくかが継続した課題である。

音楽総合学科では、「入学者受入れの方針（A P：アドミッション・ポリシー）」に基づいて入学試験で合格と判定したにもかかわらず、入学後に、演奏家、指導者、管打楽器リペア技術者、音楽療法士に対する自分のイメージと実際の違いが判明し、進路選択を再考するケースがあることが課題である。令和4年度から、将来を見据えたキャリア支援を充実させるべく、1年次には音楽業界や職種への理解を深め、自身にあった進路を見つけ、将来像を明確にしたうえで、2年次にはその専門性を高めるため、細かな教育課程改編を行い、各コースで卒業後の進路を明確にし、それに向けて希望コースでの専門科目を分かりやすく分類した。

歯科衛生学科でも同様に、歯科衛生士に対する自分のイメージと実際との違いが入学後に判明し、進路選択を再考するケースがある。歯科衛生士としての具体的目標を持たせることができるように、教員、学生相談室、

学生・キャリア支援課等が連携し、個々のケースに応じたきめ細やかな支援体制づくりが継続した課題である。

幼児教育学科では、学修成果を査定するためのルーブリックの試行を行っているが、未整備な部分も多いため、引き続き検証していく。また、GPA制度を導入して実習指導に活用したことで、学生自らの学修意欲が高まり、自らの課題に向き合うことができたことなど改善できた点はあるが、目標値に達しない学生に対するフォローとして、随時学生との面談を実施し、日常生活における点検、学修意欲が向上するための講話、手立て等を教員によって実施している。なお、教職カルテを活用しているが、その活用方法を引き続き検証していく。

デザイン美術学科では、芸術系であるがゆえ、定量的な学修成果の査定を行うことの難しさはあるが、作品を通じて「表現する」、「技術を磨く」、「技能を修得する」ことが一層高められるよう、ルーブリックの活用を含め、評価、検証できる体制づくりをしていくことが引き続き課題である。

音楽総合学科では、一般的に芸術系科目の評価は教員の主観による評価にならざるを得ないことが多い。その反省を踏まえ、複数の教員が合同で評価する演奏会方式としている。このことにより、幾分改善しているが、量的及び質的に成果を査定するための観点の整理は、引き続き課題である。

歯科衛生学科では、チーム医療、多職種連携医療への対応が重要な課題であり、そのためには観点別学修成果の一つであるコミュニケーション能力の育成が求められる。一方、この能力は、客観的測定による見える化が大変困難であることが課題である。また、学修成果を査定するためのルーブリックの導入を進めてはいるが、全科目を体系的に整備していくことも課題である。

以上のように、各学科において様々な形で学修成果を数値化して査定を行い、量的及び質的に成果を検証してその結果を学生に認識させるとともに、不足する場合には個別の学修指導も実施している。こうした学修成果の査定方法については、教育効果を検証しながらさらに見直しを図っていくことが不可欠であり、量的なものと質的なものについて評価していく実証的な研究が引き続き必要である。こうした改善に向けた取組を、各学科、教務委員会、総合教育センター、IRセンター、自己点検・評価委員会等で組織的に進める。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

本学では、平成 30 年度に「教学マネジメントに関する要項」を策定した。これは、本学の建学の精神に基づく教育理念のもとで、設置目的を達成するための方針を定め、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質向上を図る組織的な取組を明確にするためのものである。教育課程

に関しては、専門教育は各学科が、教養教育については総合教育センターが、キャリア教育については学生支援委員会が計画したものをもとに教務委員会で検討し、自己点検・評価委員会においても検討、見直しを行い、学長及び学科長会議で審議結果を報告している。

また、教員の教育実践に関して、教員のFD研修の実施によってその充実を図るとともに、特に新任の専任教員に対しては、初年次研修を計画・実施して教育実践力の涵養を図ることとし、令和元年度から実施している。令和5年度にも新任教員2名に対して実施し、新任教員の本学での円滑な教育活動の遂行を支援するとともに、本学学生についての意見や組織への要望等を取りまとめ、学長への報告を行った。また、教学マネジメントに資するため、IRセンターは学生の学修状況及び学修成果に関するデータを学長及び学科長会議に報告することで、教育の質向上に努めていくことができるよう組織的な取組を明確にした。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学修成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学修成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学修成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学修成果を認識して、学修成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学修成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学修資源センター等の専門的職員は、学生の学修向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学修資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

全学の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」に基づき、

各学科の「卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）」を定め、教員はその方針に対応した成績評価基準により学修成果を評価している。この成績評価基準は、シラバスに明示することによって学生に周知している。具体的には、達成すべき成果の観点とは各学科の「卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）」に基づき、全学科共通で「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の4つの観点としている。この共通の4つの観点は、各学科がその特性に合わせて内容を定め、学修成果の獲得状況を評価している。授業担当者は、どの観点の能力が一定レベル（60%）以上達成しているか、あるいは不十分なのかというチェックを行い、評価している。

また、観点別達成状況のほかに、各科目成績評定、取得単位数、G P A（Grade Point Average）の3点を指標として評価し、適切に把握している。

教員は、学生の成績評価を行う一方で、学生による授業評価を受けている。「学生による授業評価実施要項」に基づき、専任教員及び非常勤講師は、担当する全ての授業科目において授業評価を受けている。この評価によって得たデータは総合教育センターが集計・分析を行い、各教員にフィードバックしている。そして、学生による自己評価の結果と学生による授業評価の結果のまとめ及び授業評価の結果に対するコメント、今後の授業における目標、受講学生に対する要望の3点についてまとめ、客観的指標（学生による授業評価結果のレイダーチャート）と併せてFD Informationと題した報告書にまとめ、教員はもとより学生にも公表し、さらに本学ホームページに公表して、授業改善に活用している。

また、「FD研修会実施要項」に基づき、毎年度FD研修会を開催し、所属学科を超えて教員同士で学生の実態や課題について情報共有したうえで、授業・教育方法について検討する機会を設けている。学生相談室からも、守秘義務を考慮したうえで個別相談事例の特性を集約し、学修及び学生生活で特別な配慮の必要な学生が抱えている課題と対応策について、情報提供を行っている。このFD研修会での各教員の成果は、目標達成の度合いや話題についての感想、今後のFD活動への意見などの項目を含む「FD研修報告書」として提出され、次年度以降のFD活動改善に活かしている。令和5年度のFD研修会では新たに導入した「基礎力リサーチ」の結果の学内活用事例を紹介し、学修指導や学生支援への活かし方を学科で検討した。

そのほか、各学期で授業交流会を行っており、専任教員は年間1科目以上について課題意識を持って他の教員の授業を参観し、報告書に記述することとしている。報告書には、参観した授業の課題や改善点も記載するため、参観を受けた教員にとっても授業改善につながる機会となっている。

授業内容については、専任教員と非常勤講師とで打合せを行い、専任教員は学科会議に加えて授業担当者同士で打合せの機会を持つなど、授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員は、教育目的・教育目標に基づいて具体化した到達指標にしたがって、各科目における到達目標を定めてシラバスに記載している。到達目標を達成したかどうかは、観点別達成状況に基づいて評価している。

学生の履修指導については、必修科目と選択科目の違い、教養科目と専門科目への

理解、講義、演習、実習の授業形態や単位制度、GPA制度、観点別の学修成果などについて、高等学校とは大きく異なる履修方法に対し、各学科の教員が履修登録時に学生要覧、シラバスなどを用いて丁寧に説明、指導する体制を整えている。学生の履修状況については、各科目担当教員はもちろん、各学科に配置した教務委員が学生一人ひとりの状況について把握し、アカデミック・アドバイザーにその情報を伝達して学生の個別対応などに役立てている。学期終了時には、定期試験の結果も踏まえて、各学科で全体的な指導やアカデミック・アドバイザーによる個別指導を実施している。このように、教員は学生に対して丁寧な履修指導と卒業に至るまでの指導を行っている。

事務局には「総務課」、「学生・キャリア支援課」、「教務・入試広報課」を置き、それぞれに事務職員を配置している。事務職員全員が本学の「建学の精神」を理解したうえで職務を遂行している。所属部署により、学生への関与の直接、間接の度合いの違いはあっても、学修成果の状況によって学生の動向がどうなっていくのかを認識し、理解している。

また、学生と直に接する部署では、日常の生活状況や授業等への出席状況を把握することに努め、学生が継続的に目標達成のための取組を十分に行うことができるように指導している。

一方、間接的に学生の大学生活を支援する部署では、学生が学修に専念できるキャンパスの整備に取り組んでいる。

また、所属部署の業務を通じて本学の教育目的・目標を理解し、年次計画に基づいた学修成果達成のための取組がどの程度達成できたかを把握している。

そのほか、日本私立短期大学協会等が主催する各種研修会等に積極的に参加し、自己研鑽を積んでいる。また、人事異動により、学生と接する窓口業務を経験した事務職員が多い。このように、長い期間一つの部署に留まることを避けることにより、様々な業務に従事しつつ、学生に対して履修及び卒業に至るまでの支援ができる体制づくりに取り組んでいる。

以上の取組以外にも、学生が学修成果を獲得するために、あるいはその成果を一層高めていくために、教職員は教室、実習室などの学内施設や実習設備だけではなく、あらゆる教育資源の有効活用を考えている。その一つとして、授業を図書館で行う工夫や、シラバスに示した参考図書については、教務委員会と図書・生涯学習委員会が連携して確実な整備を図っている。また、予習などでの図書館の活用について、図書・生涯学習委員会を通して各教員に呼び掛けるとともに、学修資料の重点的な購入（幼児教育学科における絵本・紙芝居・児童文学書、デザイン美術学科におけるマンガ、デザイン、美術資料、音楽総合学科における楽譜・ビジュアル資料、歯科衛生学科における最新の口腔関係資料）、並びに図書館事務職員による資料検索の支援等を、各学科と図書館が連携しながら進めることで、学びの利便性を高める努力をしている。さらに、教育資源の有効活用の観点からコンピュータの活用にも努めている。コンピュータの活用技術について学ぶ教養科目や専門科目では、3室あるコンピュータ教室の使用はもちろん、その他の授業でもコンピュータとプロジェクターを活用して学修成果の向上に役立てている。加えて、事務局執務スペース前のロビーや各学科のサ

ロン等にも学内LANに接続したコンピュータを配置、ほかにも学内の様々な共有スペースと講義室、演習室に無線LAN（Wi-Fi）接続サービスを提供しており、各自が所有する機器（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）を利用して、学生の自主的学修に使用できるようにしている。

このように教育資源の有効活用を図っているが、図書館には学生の学びを支える図書資料の継続的な充実が必要であり、各学科の特性を踏まえた重点的な資料購入（幼児教育学科における絵本資料の充実など）を進めるとともに、コンピュータについては、技術の進歩が著しく早いことから定期的な入替えを視野に入れ、学修にあたって利便性を高めていくための整備を、継続して検討している。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学修成果の獲得に向けて学修支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学修、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学修の動機付けに焦点を合わせた学修の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学修支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学修上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学修支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学修上の配慮や学修支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学修支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

本学では、入学手続者に対する入学前教育として、全学共通及び各学科の課題を課している。全学共通課題（レポート作成）については、短期大学での学びの基礎となる学びのスキルを獲得するために課題レポートの作成を課している。内容は、レポートの書き方についてルールを示して理解し、5つのテーマについて調べたこと及び自分自身の考えを書いてまとめ、入学後に提出してもらい、入学後の学修意欲を高め、学校生活へのスムーズな適応と学修活動のスタートを支援している。

さらに、入学後に全1年次生が履修する必修科目「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」の中で振り返るとともに、レポートの書き方の実践的な授業を行い、定着を図っている。

各学科は、自らの意思や将来の目的を再確認して、各分野の学修意欲を高めるとともに、これまでの学習から大学での学修への円滑な移行を図ることを目的として、各学科独自の課題を課している。その具体例として、デザイン美術学科では、マンガ作品又はモチーフの鉛筆デッサン作品の制作を課題としている。これで制作した作品は、学内のギャラリーで展示している。その他の学科でも、入学前教育として取り組んだ課題を入学後の授業で活用している。このように、大学での授業に必要な知識や技能の習得を入学前教育に導入し、その後の大学での学修へと結び付けている。

また、幼児教育学科では、入学前課題のその他の取組として毎年度3月下旬に「入

学前面談・キャンパスライフ模擬体験」を実施している。この取組では、教員との面談と在学生との交流を行っており、学生生活等の情報を提供することにより、入学後の不安の解消につなげている。

入学後、4月上旬の概ね一週間をオリエンテーション期間とし、この期間に事務局職員が学修及び学生生活のためのガイダンスと、各学科教員が学科ガイダンスを行っている。特に後者では、学修方法や科目の選択などについて、学生が興味を持って学修に臨めるように丁寧に指導している。

在学生についても同様に、年度始めの学科ガイダンスにおいて、成績評価と併せて行う学修成果について、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」をもとに具体的な説明を行っている。さらに、各授業のオリエンテーションでは、授業担当者がその授業の特性やねらいと併せて、学修成果の具体的な説明を行っている。このように、学生が獲得すべき成果の具体的な姿を主体的にイメージできる場面を設けている。

学修成果の基盤となる各学科の「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」を含め、三つのポリシーなど本学の「教育に関する基本方針」は学生要覧に掲載し、学生が常に目にして意識できるようにしている。シラバスにおいても、すべての授業において到達目標を明記し、Web上で随時確認できる環境を整えている。

基礎学力が不足する学生への対策として、従来から「教養・キャリア基礎演習」で本学独自の「基礎教養テスト」を実施していたが、実施後の活用は行われておらず、学生へのフィードバックも十分でなかったことが課題であった。そこで令和5年度には新たに外部テストの「基礎力リサーチ」を導入し、結果に基づいた振り返り授業や各自の苦手分野への補助教材「基礎力チャージ」の自主学習教材を総合教育センターが作成し学内LMS(学生ポータル)による配信を行った。また、学生の取り組み状況をアンケートによって把握し、利用促進のための資料とした。これらの新しい取り組みは、1年次生が教養の基礎的な力の必要性を実感し自身の学修課題を見出す機会となった。このように、学生一人一人の学力の向上を目指す取組を組織的に行っている。

また、学生一人ひとりの学修課題や分析を的確に行うことができる環境として、教員1人に対して学生10人程度を受け持つ「アカデミック・アドバイザー制度」を設けている。この制度によって各アカデミック・アドバイザーは、担当する学生の指導を日常的に実施している。また、学修成果の到達度についても数値化しているため、特に観点別の評価が60%に満たなかった学生には、個別に面談を行っている。

一斉学修や一方向的教授などの授業形態から、小集団学修や討論、カンファレンスなど多様な授業形態へと、学生が主体的に学びを展開するアクティブラーニングを展開するように継続して工夫している。こうした工夫により、小集団で確かめたり再構成したりして、進度の速い学生はより学びを深化・統合できる機会を多く設け、進度の遅い学生には勉強方法の改善を図っている。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行ってい

る。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学修を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための組織として、学生支援委員会に学生生活部会を組織し、各学科の教員、学生相談室担当教員、学生・キャリア支援課職員で構成している。学生支援委員会は毎月1回開催し、様々な行事・取組について各学科の意見等を集約するなど、学生の支援に努めている。また、アカデミック・アドバイザー制度を取り入れており、個々の教員がアドバイザーとして学修支援や生活支援を含めた学生指導を行っている。事務職員は、学生・キャリア支援課（保健室担当を含む）が中心となって、厚生補導や健康管理を行っている。

学生自治会として「学友会」を組織している。学生・キャリア支援課職員が学友会担当として諸活動の支援・指導を行っており、学生支援委員会においてその活動内容を報告して全学科が共通の認識を持つとともに、学生が主体的に活動できるよう支援にあたっている。

クラブは、表4に示すとおり「体爽部」をはじめ全13クラブあり、16.1%の学生がクラブに加入している。活動には、専任教員がクラブ顧問となって活動の支援を行っている。また、各クラブの予算は前年度の活動報告及び当年度の活動計画に基づき配分している。オリエンテーション期間中に実施したFSC（ファースト・ステップ・キャンパス）内で、各クラブの紹介をし、部員募集を行った。しかし、令和5年度は、aim、アナログゲーム部、サービスデザインサークル、BEE LABの部員を獲得することができず休止せざるを得なくなった。加入率も前年度より5.4ポイント下がり、新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動が縮小されたことが大きな要因であると思われる。また、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染対策厳守の誓約書を提出したクラブのみ活動を認め、事前活動申請書、事後活動報告書を提出することで学生の安全を守っている。

みずき祭（大学祭）は、全学生が参画する行事として位置付けており、新型コロナウイルス感染症が５類へ移行になったことから令和５年度は、４年ぶりに一般開放で開催された。みずき祭（大学祭）を経験した学生がいない中、飲食企画などの出店もあり、地域の方々にも楽しめる大学祭となり、学生の経験値を上げることができた。

また、毎年度七夕飾りやクリスマスツリー、ひな人形の展示を行うことで、季節感や日本の伝統行事を感じる心を醸成している。

表３ 令和５年度学友会活動

行事名	開催時期	参加人数
F S C（新入生歓迎行事）	４月６日	約１７０人
七夕笹飾り	７月	－
みずき祭	１０月２７、２８日	約７６７人
クリスマス会	１２月	４８
ひな人形飾り	３月	

表４ クラブ一覧

		クラブ名	顧問	部員数(人)
1	体育系	体爽部	垣添 忠厚	14
2		バレーボール	今井 藍子	4
3	文化系	踊ってみた	川島 民子	3
4		軽音部	大林 泰二	10
5		児童文化	光井 ・ 宮本	7
6		写真	水嶋 広美	6
7		J A Z Z	菅田 文子	3
8		s o n g & s o n g	光井 恵子	3
9		ピアノ・エレクトーンアンサンブル	横井 香織	1
10		ボカロ部	菅田 文子	12
11		手話コミュニケーション部	菅田 文子	9
12		T u L i P（大垣女短ジェンダーについて考えるサークル）	茂木 七香	3
13		美文字書道	横井 香織	2
合 計				75 加入率 16.1%

学内にカフェテリア（学生食堂）、売店を設置しているほか、みずきサロン、みずきホール（講堂）、ギャラリーみずき、和室を整備し、通路や屋外空間などにはバランスよくベンチなどを配置している。また、「短期大学生調査」の結果を参考に、施設・設備の改善を継続して行い、学生が快適に学生生活を過ごせるように配慮している。

本学では学生寮は所有していないが、近隣のアパート所有者で組織する「大垣女子短期大学下宿管理者協議会」が斡旋する、本学学生限定のアパートがあり、進学相談会やオープンキャンパスなどにおいて、入居希望者に適宜告知している。

通学に関しては、ＪＲ大垣駅と本学との間で、地元の路線バス運行会社に委託する

ことにより、直行便（女子短大スクール線）を運行している。この便は、授業時間や定期試験の日程、時刻に合わせて運行しているが、みずき祭（大学祭）やこども祭など諸行事の場合には、その都度臨機応変に時刻を設定して運行している。また、岐阜協立大学スクール線の経由便増便や、時刻を変更するなど学生の利便性を高めている。自転車通学の学生には、構内に駐輪場を設置して無料提供している。利用には届出制としており、受付業務を学生・キャリア支援課が行い、かつ安全運転の意識付けをしている。そのほか、自家用車通学の学生には、本学学生が優先利用できる有料駐車場を近隣に確保しており、その利用手続も学生・キャリア支援課が窓口として対応、車両情報などの申告を義務付け、無断駐車が発生しないよう指導を行っている。

経済的支援に関しては、学内奨学金制度として「大垣女子短期大学奨学金規程」を整備して学内奨学金制度を設けており、表 5 に示すとおり、令和 5 年度は合計で 22 人の制度適用があった。学外の奨学金制度は、日本学生支援機構、各県独自の保育士就労支援制度などの募集があれば学内掲示板に掲示、周知するとともに、該当学科の専任教員経由でも周知している。そのほか、授業料等学納金の一括納入が困難な学生に対しては、分納・延納制度を紹介するなど、個別の相談に応じている。

表 5 令和 5 年度学内奨学金奨学生

種類	人数（人）
成績優秀奨学金	2
修学支援奨学金	3
同窓生奨学金	16
社会人奨学金	1

学生の健康管理に関しては、保健室に看護師資格を持つ職員（学生・キャリア支援課所属）を配置し、学生の日常の健康管理、疾病発生時の応急処置、学生相談窓口業務などを行っている。学生の健康診断は、毎年 4 月初旬のオリエンテーション期間中に行い、今年度も全員が受診した。各学生に診断結果とともに保健室への来室案内文書を配付し、希望者には個別相談を行っている。また、年間を通して「保健室だより」を発行し、健康への意識付けを行っている。

メンタルヘルス面では、保健室の隣に学生相談室を配置し、常勤相談員（兼任教員）1 人と非常勤相談員（週 1 回）1 人がカウンセリングを行っている（ともに臨床心理士・公認心理士資格所有）。オリエンテーション時に学生相談室の機能と利用方法の説明を動画で実施し、相談例も紹介して来談を促した。例年実施している UPI（学生精神的健康調査）は、学内 LMS（学生ポータル）を用いて Google フォームで実施した。回答内容に応じて必要な学生には個別に連絡し、メール相談や対面相談を行った。これらの調査結果は一年次生の必修授業（教養・キャリア基礎演習Ⅰ）にて学生・キャリア支援課と学生相談室との合同授業を実施し、周知を図った。年間を通じて学生相談室発行のたよりを作成して学内 6 か所に掲示し、心の健康についての知識の提供や意識の向上を行った。令和 5 年にピアサポーターとして登録した学生 3 人（ピアヘルパー資格取得者）の周知もこの紙面上で行った。

なお、令和 5 年の保健室及び学生相談室の利用状況は、表 6 及び表 7 に示すとおりである。

表 6 令和 5 年保健室及び学生相談室利用状況 (延べ人数 単位：人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8・9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2・3 月	合計
応急処置	12	22	34	30	13	32	30	40	17	0	230
健康相談	4	0	3	7	8	1	11	2	4	0	40
そ の 他	2	0	34	17	21	39	17	16	18	2	166
合 計	18	22	71	54	42	72	58	58	39	2	436

表 7 令和 5 年学生相談室利用状況 [() は実数] (単位：人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8・9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2・3 月	合計
面談件数	12 (10)	14 (11)	10 (8)	12 (7)	5 (4)	9 (8)	7 (6)	9 (8)	7 (7)	2 (2)	87 (71)

「短期大学生調査」と「学生・保護者満足度調査」を毎年度実施し、結果は学生支援委員会を通じて各学科に報告後、全職員に周知している。各学科の総括を学生支援委員会で共有することにより、他学科の取組を取り入れることができ、学生支援の幅を広げることに役立っている。

留学生は、近年在籍の実績はない。一方で、国際交流の一環として平成 22 年度からフランス国ユーラジウム校と交流している。以降、同校と交流を重ね、平成 26 年度には「学術交流協定」を締結するに至った。表 8 に示す「学生交流実績」のとおり、本学とユーラジウム校とは交流を継続しているものの、令和 2 年度から新型コロナウイルス感染拡大の影響で短期研修は中止とした。同様に、ユーラジウム校からの特別聴講生も受入を中止した。

社会人学生は、他の学生と同じ環境で学んでおり、アカデミック・アドバイザーが適宜個別相談に応じるなど、適切な指導を行っている。社会人を経験した学生は学修意欲が高く、積極的に学友との友好関係を築いている。

障がいのある学生を受け入れるための対応については、「大垣女子短期大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」及び同方針に沿った「障がいのある学生への支援に関するガイドライン」を策定して、その受入に備えている。令和 4 年度から、入学前から有する障害を開示し対応を求めた学生への対応を行っている。入学前の段階から学生支援委員会の障害学生支援部会を中心とした関連部署の教職員から成る対応チームで多方面での対応について検討を行い受け入れることから、事前に問題点を予測し関連部署全体での検討と情報共有を十分に行った上での受入れとなり、入学後の大学生活への適応は概ねスムーズであると認識している。しかし、精神的要因を持つ一部の学生は、大学生活に適応できず休学や退学に至るケースが見られ

るため、その対策を検討する必要がある。引き続き、入学後に障害が明らかになった学生への対応も含めて、その対応を整備していきたい。

長期履修学生を受け入れる体制については、「長期履修学生規程」を定め、学ぶ意欲のある学生を幅広く受け入れる体制を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価は、教養科目のなかに「社会人基礎」分野を設け、「社会活動演習」を開設している。この科目では、その活動状況等に応じて評価し、在学期間を通じて 1 単位を認定している。

表 8 学生交流実績

	ユーラジウム校特別聴講生	本学短期研修生
平成 24 年度	4 人	6 人
平成 25 年度	2 人	5 人
平成 26 年度	5 人	中止
平成 27 年度	5 人	中止
平成 28 年度	0 人	中止
平成 29 年度	3 人	中止
平成 30 年度	5 人	3 人
令和元年度	1 人	0 人
令和 2 年度	中止	中止
令和 3 年度	中止	中止
令和 4 年度	中止	中止
令和 5 年度	中止	中止

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

各学科の専任教員と学生・キャリア支援課職員で構成する学生支援委員会就職部会を組織し、緊密に連携を図って就職支援を行っている。この部会は 2 か月に 1 回の割合で開催し、就職内定状況やキャリア支援のための授業、就職支援講座の検討、企業等への求人依頼など、多岐にわたり議論し、支援を行っている。また、アカデミック・アドバイザー制度を利用して、学生個々の情報を当該学科と学生・キャリア支援課で共有し、個別の支援に役立てている。

学生・キャリア支援課に隣接して「学生支援コーナー」設置、求人票などを自由に閲覧できる資料コーナーと相談コーナーを設けている。各学科のサロンなど談話ス

ペースにも「就職支援コーナー」を設置しており、事業所パンフレットや求人票、企業説明会などの案内をいつでも閲覧することができるようにしている。また、ホームページ上の学生ポータルサイトでは、時間や場所を問わず求人票等の情報閲覧が可能な状態にしており、学外でも就職活動ができる支援体制を整えている。また、就職試験対策としての面接指導や履歴書添削は、アカデミック・アドバイザーや学生・キャリア支援課職員だけでなく、総合教育センターの教員と連携して行っている。

資格取得のための支援については、例えばピアヘルパーは、社会人に必要なコミュニケーション能力と他者を援助するための知識や技能を有することを示す資格であるが、関連科目の受講と資格試験の受験、合格が必須である。このため、履修登録時に情報提供して積極的な取得を呼び掛けるとともに、正課外の時間には専任教員が受験対策講座を行っており、すべての学生が受講できることを広く告知している。また、公務員試験対策も同様に対応している。さらに、同一法人の岐阜協立大学キャリア支援課と連携し、同大学で開講される様々な資格取得対策講座を同大学生と同条件で受講できるように整備している。

学生支援委員会就職部会にて、10、11、1、3月の就職内定状況と卒業時には進路状況を報告し、適宜その傾向を把握して対策を検討している。また、卒業生雇用主アンケート調査を実施し、その結果を各学科にフィードバック、学科内で共有・検討し、その結果をもとに「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」、「就職支援講座」の内容に反映している。そのほか、同一法人の岐阜協立大学の業界説明会に参加できるようにし、企業理解や応募の機会を設けた。障がいのある学生への就職情報は学生相談室で集約し、相談のあった学生には個別に情報提供している。

進学については、「学生支援コーナー」に進学に関する資料を設置しており、常時閲覧可能である。また、編入学希望の学生に対しては、アカデミック・アドバイザーが個別に編入学試験対策等の支援を行っている。留学については、学生・キャリア支援課が情報の収集と提供を行い、留学相談の窓口になっている。

進学については、「学生支援コーナー」に進学に関する資料を設置しており、常時閲覧可能である。また、編入学希望の学生に対しては、アカデミック・アドバイザーが個別に編入学試験対策等の支援を行っている。留学については、学生・キャリア支援課が情報の収集と提供を行い、留学相談の窓口になっている。

以上のように、就職、進学等を支援する様々な取組を行った結果、令和5年度卒業生の進路状況は、表9に示すとおりとなった。卒業者201人のうち就職者は168人、進学者は2人であり、就職率及び進学率はそれぞれ83.6%、1.0%であった。個人事業主3人を含めると、就職率は85.1%であった。

表9 令和5年度卒業生の進路状況（令和6年5月1日現在、単位：人）

学 科	卒業生	就職希望者	就職者	進学	その他
幼 児 教 育 学 科	63	61	61	0	2
デザイン美術学科	45	31	29	0	16
音 楽 総 合 学 科	41	34	34	2	5
歯 科 衛 生 学 科	52	45	44	0	8
合 計	201	171	168	2	31

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

多様化する学生の支援は、個々の職員の対応によるところが大きく、全学的な体制づくりが課題である。そのためには、学生のあらゆる相談に応じる「何でも相談窓口」を設けることや、その対応ができる人材の育成が必要である。特に支援を必要とするのが、発達障害あるいはその傾向がみられる学生である。こうした学生は年々増加傾向にあり、学修上の問題を抱えているものの、支援の対象として認識され難い。また、精神不安定な学生が増えたことにより、学生対応が一層難しくなっている。よって、学生の状況を十分に認識して適切に支援するためには、職員に専門的知識の情報を提供することや、各学科の教員、学生相談室スタッフ、保健室職員、事務職員で情報の共有と連携が不可欠である。発達障害学生への対応や学生相談室利用者の特徴についてFD研修で学ぶ機会を設ける情報共有を行っているが、個々のケースにより必要な対応が異なるため、継続的な研修の計画と実施が課題である。

クラブ活動など学生が主体的に行う活動が一部の学生だけになってきており、学科や年齢を超えたコミュニケーションなどが年々低調になっている。このことは、時間割が過密であるため、活動の時間を確保することの難しさもあるが、他の学生との関わりが苦手な学生、そうした活動を必要としないと考える学生が増加していることが要因となっている。また、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限が拍車をかけている。施設の老朽化によりテニスコートが使用不可になるなど、課外活動場所の確保も問題である。どのような状況でも、学生が自主的に活動できる場を作っていくことも今後の課題である。学友会（学生自治会）活動においては、限られた人数で活動するため、個々の委員の負担が大きく、そのうえ、日々の活動が目に見える形で評価される機会が少ないことから、これらが要因となって、参加する意欲、活動する意欲の低下につながっていると推測される。活動費の補助はできるだけ行っているが、学生の達成感が一層得られるような対策を検討していきたい。

就職支援関連では、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」などの内容の充実が課題である。就業先が学生に求めるものが学科によって異なっており、学生がスムーズに社会に移行できるような内容にしていく必要があると考える。全学科共通して「社会人基礎力」が求められており、「キャリアや職業観の醸成」も課題の一つである。授業・講座だけでなく、普段の学生生活を通して身に付けることも必要である。よって、学生・キャリア支援課職員が連携し、「社会に出る前の最後の学びの場」としていかに学生生活を充実させるかが課題である。また、就職支援の方法は変化するスピードが早い

ので、常に新しい情報を収集して必要であれば素早く取り入れる柔軟性が課題である。

「就職支援コーナー」の充実も課題である。現状でも学生が自由に求人票など閲覧できる状態ではあるが、就職活動をスムーズに行える環境を整えることを検討していきたい。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

学生・キャリア支援課では、「短期大学生調査」に加え、学生に対する満足度調査だけでなく、保護者に対する満足度調査など複数の調査を行い、ステークホルダーの要望を聞く体制を整えている。調査結果は集約・分析し、学生支援委員会委員を通じて各学科にフィードバックし、学科内の学生支援の取組に反映できるようにしている。また、学生FD委員会で出された要望を集約・分析し、まとめたものを学長に提出するなど、上層部にも確実に伝わる素早い対応を行っている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

Ⅱ-A 教育課程 自己点検・評価に基づく改善計画

教育の水準の維持・向上に向けて、平成 30 年 4 月に「教学マネジメントに関する要項」を制定した。これは、本学の建学の精神に基づく教育理念のもとで設置目的を達成するための方針を定め、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質向上を図る組織的な取組を行うことを規定したものである。本学と各学科の設置目的及び各学科の教育目標に基づく三つのポリシーに向けた不断の見直しを図り、引き続き短期大学士としての要件を満たし得る力を身に付けていく。そのためにも組織的な取組となるよう、FD活動の充実と、学生指導や支援に反映させるために学生の学修状況及び学修成果に関するデータを活用し、教育の質向上に努めている。

地域貢献では、大垣市との間で包括連携協定を締結してから一層活発になり、各学科の専門性を活かした連携の取組を行ってきた。また、職業実践力育成プログラム（BP）では、自治体や企業等と連携しており、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムに認定された 2 講座について、社会人を対象に開講している。

学科間の交流では、毎年度、総合教育センターが「初年次教育実施要項」を作成している。その取組の一部として、全学科の学生で交流する「初年次教育基礎ゼミ」を平成 25 年度から実施している。この取組では、原則として学科長を除く全専任教員が全学科の 1 年次生 7 人～10 人程度を担当し、学科を超えた学生同士の交流と科目の到達目標の達成を図ることができるよう指導している。学生には、課題作文を読んで自分の考えをしっかりと発表し、他の学生の発表をしっかりと聴くことで、様々な

目標を持って学ぶ仲間がいることを認識できる、有意義な機会である。

系統立てた学びの質を高めるため、「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」を全学科と教養科目で作成して公表することで、学生自らが主体的に理解できるようにしている。

シラバスは、受講学生が授業の目的や流れを理解し、学修に効果的に取り組むとともに、授業担当者も学生への適切な学修の指導と支援を行うことができることを目的に作成するよう、シラバスの作成要領で促している。シラバス作成では、建学の精神から各授業科目までの目標等の一貫性を重視している。学修成果を検証する基準（各授業で到達の評価基準と検証方法を明示）として観点別評価を全授業科目で行い、学修成果の明確化と向上に努めている。

Ⅱ－B 学生支援 自己点検・評価に基づく改善計画

教員が学生の学修成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学修評価の改善が求められ、全学科で科目の系統化とそこで身に付けていくべき力を明確に示した「カリキュラム・マップ」の作成、これと関連して各授業における学修の評価基準について、ルーブリックを活用して明示していくことが課題であった。そこで平成 25 年度に各学科と教養科目の「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」を作成し、毎年度公表してきた。また、平成 28 年度には各学科、教養科目及びキャリア教育のルーブリックを作成し、以降毎年度見直しを行っている。

平成 27 年度には総合教育センターが「大垣女子短期大学における学修成果にかかる評価及び調査等の実施に関する基本方針」を策定し、平成 28 年度には、本学の「卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）」に沿って編成した、教育課程を中心とする教育活動による学生の学修成果及び教育効果について、評価・検証するための具体的手立て「大垣女子短期大学学修成果及び教育効果の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を定めた。これらについては、当然ながら事務職員も理解をしており、他部署と連携を図りながら、教員と学生への対応能力を高めている。

教育資源の有効活用について、学生の学びを支える図書資料の継続的な充実は、図書・生涯学習委員会が中心となって、各学科で学生の学びに必要な図書を選定し、予算の範囲内で購入をしている。また、授業でインターネットを活用できるよう、I C T委員会を設置し検討を重ね、各所に無線L A N整備を進めている。

学修成果の活用やシラバスへの記載等については、前述の教育課程の実施状況等でも記述しているとおり、「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」、「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」の策定及び改正を実施し、「教学マネジメントに関する要項」には、組織的な取組ができるよう整備している。

多様化した学生への支援では、学生個々の状況に応じた対応が必要であり、総合的な支援体制の整備と仕組作りが課題である。平成 25 年 6 月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月に施行されたことに合わせて、本学では「大垣女子短期大学における特別な配慮が必要な学生への支援に関す

る基本方針」と、「特別な配慮が必要な学生への支援に関するガイドライン」を策定した。これにより、具体的な支援の目的や、支援体制を整えた。また、学生支援や学修において特別な配慮が必要な場合には本人の申し出に基づいて配慮依頼の申請を行えるシステムも整え、授業科目担当教員や所属学科教員、職員などを対象として情報を共有し学生からの要望を伝えて対応してもらうことが可能となっている。

学生の厚生補導に関しては、多様な支援を必要とする学生が増加していることから、保健室の隣に配置した学生相談室にて、メンタルヘルスケアやカウンセリングを行っている。学生相談室では、修学上の様々な問題や悩み（クラブ活動・家庭・健康・障がい・人間関係・ハラスメント・性別・進路等）など、誰に相談して良いのかわからないとき、相談できる相手がいないときに気軽に利用するよう呼び掛けており、専用のメールアドレスで24時間の相談予約受付を行っている。

障がいのある学生を受け入れるための施設の整備については、すべての校舎入口をバリアフリー化しており、また、複数の校舎の1階に身障者用トイレを設置するなど、徐々に整備を進めている。

学生の就職指導については、働く力や就業力の育成について、教員と学生・キャリア支援課職員が協働して取り組んでいるところであるが、平成28年度に岐阜県との間で就職支援に関する協定を締結するなど、地域社会を支える人材の育成・確保に向けて相互に取り組み、学生の就職支援に向け対応してきた。4学科で最も課題であるデザイン美術学科の就職率向上策について、教養科目の「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」及び就職支援講座の内容について、就業力、社会人基礎力、コミュニケーション能力を養うことに重点を置いた取組を行ったことで、一般企業への就職率が高くなった。また、教務・学生システムにより、学生の情報を学生・キャリア支援課内で共有することができ、適切な個別対応を行うことができた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」に基づき、各授業科目が卒業するまでに身に付ける能力のどの項目と関連するのかについて、授業科目と教育目標の関係を示した「カリキュラム・マップ」と、授業科目の系統性と学修の順序を示した「カリキュラム・ツリー」の作成と公表を行った。また、令和元年度に「科目ナンバリングに関する要項」と「科目ナンバリング実施の手引き」を策定し、授業科目に適切な番号を付して分類することで、学修の段階や順序等を示すことができる。

本学も独自の形態や内容で「初年次教育」に取り組んでいるが、2年制又は3年制という修学期間の短さと、職業実践能力や資格・免許等の取得に向けた過密な時間割のため、十分な時間をかけた取組を行うことは困難である。一方で、高等教育機関への進学率が高くなるとともに入学者のニーズが多様化し、初年次教育の重要性はさらに高まっており、短期大学でも充実した内容の構築が課題となっていることから、毎年度入学生の状況をみながら対応を図ることが、長期的な検討課題となっている。

教育の質保証と学生の学びの質向上には、「学修成果の可視化」が必要であることから、本学も建学の精神に基づく諸方針の整備とともに、これを授業の到達目標に結

び付けていく目標の体系化にも取り組んできた。学修成果の可視化については、成績評価に加えた観点別評価を導入し、学修支援ポータル（教学システム）の活用を進めた。一方、ネットワークに関する専門知識を持った職員が不在であるも、学修成果の可視化をより積極的に推進するために、ネットワークに関する専門知識を持った職員を養成、配置することとしているが、ICT推進委員会と教務委員会が連携して教学システムを有効活用していくこともまた課題である。

FD研修会への参加については、教職協働への理解を深めるとともにSD活動とも連携した教育の質向上を推進するため、必要に応じて事務職員にも参加をしている。

教職員には、限られた時間で多種多様な業務を担う役割がある。そのため、学生の学修支援などに十分な取組が行われていない実態もある。

学生の厚生補導に関する業務は、学生の多様化とともに今後ますます複雑化してくると推察される。それに伴い、学生・キャリア支援課職員の対応力が求められる。そのためには情報の共有はもちろんのこと、職員個々のスキルアップが課題である。特に、近年増加している発達障害及びその疑いのある学生に関する知識や突発時に起こる様々な事象にどう対処するのかを判断する力は必要である。また、判断基準に個人差がないよう、学生・キャリア支援課内で情報の擦合せも必要であり、一定以上の水準を保つことで、学生サービスにつながると考えている。

就職支援では、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」の内容のブラッシュアップが課題である。「卒業生雇用主アンケート調査」や就職支援に関する各講座等に係る調査の結果や各学科の総括から見直しを図り、各学科の実態に合わせた内容を検討する。また、学生が自身の意思を持って社会に出ることができるように、ライフプランを含めた就業観を育み、キャリアカウンセリングを行うことで、就職率・就職希望率の向上につなげていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

大垣女子短期大学の教員組織は、「教育課程編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）」に基づき、短期大学設置基準に定める専任教員数（32 人）を充足している。また、資格、免許に係る指定規則等にも則って編成している。

専任教員の職位別人数は、令和 5 年度は教授 15 人、准教授 7 人、講師 8 人、助教 1 人である。その職位は、教員の教育実績や研究業績に基づいており、短期大学設置基準の規定を充足している。

また、専任教員の年齢構成は、61 歳～70 歳は 6 人、51 歳～60 歳は 14 人、41 歳～50 歳は 6 人、31 歳～40 歳は 3 人、30 歳以下は 1 人と、ベテラン・中堅・若手とで構成している。

非常勤講師は、各学科が科目の専門性等を鑑みながら毎年度委嘱しており、補助教員は配置していないが、その役割を担う非常勤の指導助手を、デザイン美術学科、音楽総合学科、歯科衛生学科のそれぞれで委嘱している。

専任教員の採用・昇任については、「大垣女子短期大学教育職員の採用に関する規程」及び「大垣女子短期大学教育職員の資格基準に関する規程」に基づき適切に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教育活動に支障が生じない範囲で教員個人の裁量に任せている。各専任教員の主な教育研究業績、所属学会、社会的活動業績は、大学ホームページの「教員一覧」で広く公表している。

科学研究費補助金について、令和 5 年度は 0 件の申請でした。また、共同研究の分担者として令和 5 年度は 0 件でした。

教員の研究活動に関する規程は、「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」、「『大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程』に係る実施要領」、「公的研究費に係る内部監査の実施要領」、「大垣女子短期大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」、「大垣女子短期大学研究費取扱規程」、「大垣女子短期大学公的研究費補助金取扱いに関する規程」、「大垣女子短期大学研究倫理基準」、「人対象研究の審査に関する内規」で定め、公的研究費を含む学術研究が適切な方法で進められ、その信頼性と公平性を確保することを目的として、研究者が研究遂行のうえで遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。

規程の整備、学内の研究支援などの充実を図りながら、第 2 期中期計画に定める目標数値の達成に、教職協働で外部資金の獲得のために、様々な取り組みを実施したい。

本学は、毎年度「紀要」を発行しており、既に 63 号発刊となった。令和 5 年度は、原著論文 3 本（すべて学内者）、報告 3 本（すべて学内者）、作品 1（すべて学内者）を収めている。これらの研究成果は学生への教育に資しており、また、それぞれの所属学会にも寄与している。なお、紀要への投稿については、「大垣女子短期大学紀要投稿に関する内規」に具体的ルールを定め、運用している。

全専任教員は、研究を行う研究室を有している。研究室の面積は平均 24 m²程度であり、オフィスアワー等を行う際にも十分な広さである。なお、一部の専任教員（職位は講師）は 2 名が在室する部屋を研究室としているが、研究上の支障はない。

専任教員には、本学での教育に費やす時間以外に、研究や研修等を行う時間が確保されている。授業期間については週 32 時間の勤務としており、担当授業時間以外の時間は、研究に充てることができる。また、学生の夏季休業期間など授業がない期間は、多くの時間を研究等に充てることが可能となるよう配慮している。

専任教員の海外での研究活動（留学、海外派遣、国際会議出席等）に関することは、「大垣女子短期大学研究費取扱規程」、「大垣女子短期大学海外旅費規程」を整備し、これらにより運用しているが、令和 5 年度は実績がなかった。

専任教員の F D 活動は、毎年度 1 回以上全教員参加の F D 研修会を実施している。

この研修会は、総合教育センター及び教務委員会FD専門部会が企画し、FD研修会実施要項に基づき、運営している。令和5年度は、教養教育・専門教育・キャリア教育の充実を目指すために、学生理解、授業技術に関する知見の習得を目的とし、基礎力リサーチの実施状況と結果について情報共有し、今後の学生指導に役立てる方法を見出すことを目標とした、第1回目FD研修会を9月に実施した。これらFD研修会への教員の出席率は、97%であった。また、研修会の運営を担う担当教員は、外部の研修会に多数参加するなど、知識と技術の向上に努めている。

FD研修会のほか、授業交流会も毎年度実施しており、令和5年度も多くの教員が課題意識を持って他の授業を参観し、互いに長所や改善点等を指摘し合うことで自己の授業を振り返って改善を図り、全学の授業改善を推進していくことを目的として実施した。

学修成果を向上させるため、専任教員は毎週開催する各学科会議に出席、学科長は毎月第一金曜日に開催する学科長会議にも出席し、学科間・教員間で積極的に情報交換を図っている。事務職員に対しても、学科長会議等において学科長が事務局管理職者と情報を共有するなど、学科と事務局の連携を密にしている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織の責任体制は、「学校法人大垣総合学園事務組織規程」で明確にしており、各事務職員は、オンラインが主流となった各種研修会に積極的に参加して専門知識の修得に努めている。

事務職員は、「総務課」、「学生・キャリア支援課」、「教務・入試広報課」のいずれかに所属、具体的な担当業務は、当該の管理職者が割り当てているが、個々の能力や適性に鑑みて担当業務を決定している。こうしたことにより、個々の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務関係規程は、前述の規程に加えて「学校法人大垣総合学園業務分掌規則」、「学校法人大垣総合学園文書取扱規程」、「学校法人大垣総合学園会計規則」、「学校法人大垣総合学園資産運用規則」、「学校法人大垣総合学園会計規則施行規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」、「学校法人大垣総合学園物件の管理事務

取扱内規」等諸規程をそれぞれ定めている。

事務室は、正門すぐ右手のA号館1階に 342.16 m²（ロビーを含む）の広さを有しており、前述の3課は同じフロアで執務を行ってワンストップサービスを提供している。このことは、日常的に他部門の動向が判るため、相互に連携しやすく、時間帯によっては人員が手薄となる部門のフォローがしやすいというメリットもある。

情報機器は、専任教員及び専任事務職員1人1台のパソコンを貸与しており、専任事務職員は学内サーバーにデータ保存できるなど、適切に情報機器を導入、活用している。

事務職員が日常的に必要な備品等については、日常業務に支障がないよう、部門ごとの執務空間のすぐそばにキャビネットを配置し、夜間及び休日は格納して施錠している。そのほか、事務局全体で必要な備品、部門ごとに必要な備品は、使用頻度と金額を考慮し、管理職者が必要と判断した場合に導入している。

事務職員のS

D活動は、「大垣女子短期大学FD・SD推進委員会規程」を整備したうえで毎年度SD活動に係る方針を策定し、FD活動に係る方針とともに年度初めに学内に表明している。事務職員は、オンラインが主流となった外部の各種団体主催の研修会に参加し、事務職員としての能力開発を行い、そこで得た知識をほかの事務職員に教示している。こうしたことにより、直接的、間接的に教育研究活動等の支援を行っている。専任教員も含めた全学でのSD研修会も令和5年度は、岐阜県内の進学動向を理解すると共に、本学の専門性や環境などの強みを知り、第2期中期計画において定めた重点目標達成に向け、短期大学の生き残りをかけて何をすべきかを考え、取り組むことができることを目的とし、岐阜県の進学動向を理解することと、第2期中期計画の目標達成に向け業務改善等に取り組むことができることを目標として9月に開催した。構成員のうち92.91%の参加があった。

事務職員は、所属の管理職者を中心に日常的に業務の見直しや事務処理の改善に、不断の努力を続けている。組織的な点検・評価は行っていないが、勤続年数や経験年数の長短に捉われず、部門ごとに業務の見直しや事務処理の改善を行っている。

事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう、日常的に教員や関係部署と打合せを行うなど、常に連携している。専任教員は、毎日事務局を訪問することを全学的な習慣としていることから、日常的な対面での打合せなど、日々連携を図ることは容易に可能である。また、他部門の事務職員とは、前述のとおり常に同じ空間で執務していることから、連携する先方の動きに配慮しながらも、すぐに打合せに入ることができる環境であり、日常的に連携を図ることへの障害はない。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教員及び事務職員の就業に関することは、「学校法人大垣総合学園（大垣女子短期大学）職員規則」をはじめ、関係諸規程で定めており、これらの規程は、学内専用Web掲示板（Group Session）により、誰もがいつでも閲覧できるようにしている。

専任教員の就業は、前期・後期それぞれの勤務予定表により教員が申告し、学科長を経て学長が承認している。専任教員は、自らの責任のもとで日々就業し、出勤簿に捺印している。事務職員は、出勤簿に捺印するとともに、本学所定の「勤務報告書」によって各課長が時間管理し、超過勤務を行う場合は、予め「勤務報告書」で所属課長の承認を得たうえでやっている。

出張は、専任教員、事務職員ともに事前に管理職者の出張命令を受けて実行している。出張中は、常に管理職者との間で連絡できるように配慮している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員に欠員が生じる場合は、独立行政法人科学技術振興機構が運営するJREC=IN（研究者人材データベース）を利用して公募している。特定分野の人材補充をするケースがほとんどであるが、専任教員の採用条件に妥協することなく、安定的に優秀な人材を確保し、短期大学設置基準を上回る人数の採用ができるかが課題である。

本学は、地方のコンパクトな短期大学であることを利点と捉えている。専任教員が学生と日常的かつ頻繁にコミュニケーションを図ることを重視しており、学生一人ひとりを大切にする教育を実践している。このことにより、教員と学生との間の距離は大変近く、学生にとって学修に取り組みやすい環境となっているのが本学の特徴のひとつである。これには、全教員の教育活動に対する強い思い入れが込められている。

一方で、研究活動に力を注ぐ者が少ないことから、科学研究費補助金などの外部資金の獲得に向け、専任教員の意識改革を促していく必要がある。しかし、全学的に足並みを揃えた意識改革には、大きな課題がある。

昨今、学業以外にも多くの悩みを抱えている学生が増えている。そのため教員は、自分が日々実践している『教育』という人を作る崇高な仕事に就いているということを感じ、その使命を全うする努力、姿勢を構築していくことが課題である。

事務職員数は、同規模の他短大と比較すると同等かやや少なめであると考えているが、現状の経営状況からすると安易な増員はできない。事務職員数と学生数は、一概に比例するものではないが、今後も事務職員数は増やすことなく、いかに学生サービスと大学事務の質保証が担保できるかが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は、19,051 m²であり、その面積は短期大学設置基準を上回っている。

校舎面積は、全 11 棟合計で 25,195.98 m²であり、岐阜協立大学専用又は共用の部分もあるが、この面積もまた短期大学設置基準を大きく上回っている。校舎間の通路はすべてバリアフリーであり、障がいのある学生等にも対応している。エレベーターはB号館(4階建)、C号館(3階建)、I号館(3階建)にそれぞれ設置している。

体育館は一部 2 階建てで 1,610.96 m²の面積があり、本学の教育課程上、適当な広さを有している。

講義室は全 11 室、演習室は全 16 室、実験・実習室は全 45 室、情報処理学習室は全 2 室を用意し、各学科の教育課程編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）に基づいて行う授業に対応できる十分な数を整備している。

授業を行うための機器・備品は、各学科の要望に応じて適切に購入、修繕等整備している。講義室、一部の演習室、実習室には視聴覚機器類を整備しており、これらの機器は半期ごとに事務職員が点検を行っている。点検の結果、不良箇所を発見した場

合には、その都度迅速に修理等の対応をしている。本学は、設置学科の特性上、楽器類を多数整備している。これらのうちピアノは専門業者による調律を定期的に行っており、適切に維持・管理している。管楽器については、楽器修理のスペシャリストが専任教員として2名在籍、学内で修理できることが大きな強みである。また、吹奏楽器は、大編成が可能な種類・数の楽器を所有している。

情報処理学習室及びデザイン美術学科専用のコンピュータ教室に整備している情報機器類は、教育に支障がない適当な台数を用意している。また、授業での使用はもちろん、授業時間外にもコンピュータによる課題制作などに取り組む学生がいることから、機器の異常や故障が発生した場合には、専任教員、事務職員、専門業者が適宜対応している。専門的なソフトウェアの更新や、OS（オペレーティングシステム）などの基本的なソフトウェアの更新作業は、専任教員と事務職員が専門業者と連携し、行っている。

歯科衛生学科では、歯科臨床実習用の診療ユニットを多数設置しているが、教育の一環として専任教員の指導のもと、1か月に1回学生による簡単な点検と、年1回専門業者による定期点検を行っている。なお、平成25年度にG201教室（歯科基礎実習室）、平成28年度にG103教室（第2歯科臨床実習室）、平成30年度にG101教室（第1歯科臨床実習室）のユニット等の全面改修を、令和元年度にはデジタルX線装置と歯科診療台との間で情報連携等をする映像配信システムをG101教室及びG103教室に整備した。

図書館は面積が926.85㎡あり、図書は93,901冊、CDやDVDなど視聴覚資料3,304点を所有、閲覧室用座席139席を設けて学修、読書にふさわしい環境を整えている。また図書購入にあたっては、「学校法人大垣総合学園会計規則」、「学校法人大垣総合学園会計規則施行規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」により執行している。特に学生希望の図書については、リクエストボックスを設けて常時受け付け、リクエストがあった際には、特に迅速に執行している。除却の仕組みは、前述の規則、規程により適切に実施している。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産は、「学校法人大垣総合学園会計規則」、「学校法人大垣総合学園会計規則施行規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」、「学校法人大垣

総合学園物件の管理事務取扱内規」に基づき、各学科及び各課が管理している。

地震への備えと防犯対策に関しては、学生が注意すべき事項を学生要覧に掲載し、注意を喚起している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、外部業者と契約を交わしたうえで、定期的に管理運用に関する助言を受けながら、不正アクセスやコンピュータウィルス等に対して最善の対策を講ずるよう配慮している。また、平成 28 年度に「情報セキュリティポリシー」を策定し、コンピュータ類の管理とともに情報セキュリティ管理上の役割と権限を明確にした。

省エネルギー対策に関して、日頃から不要な照明をこまめに消すなど、細かい心掛けをしているのはもちろん、教室、廊下等の照明器具をLED化するとともに、トイレ、廊下及び階段には人感センサーを設置することで一層の省エネルギー化を図っている。照明器具のLED化は、平成 28 年度から使用頻度による優先順を定めて毎年度計画的に行っている。空調機器は、設置から相当年数経過した古いものから順に省エネルギータイプの機種に更新することも計画的に行っているのと同時に、専門業者による年 2 回の定期点検、事務職員による年 2 回の自主点検を行っている。さらに、専用の計測器を設置し、学内全体の電力使用量を監視している。本学では、このように積極的かつ計画的に省エネルギー対策に取り組んでいる。

省資源対策として、瓶などの資源ごみはリサイクル化推進の観点から構内のゴミ集積場に集積し、専門業者に定期的な回収を委託している。また、特に紙類のリサイクル化を推進しており、ダンボールはもちろん、雑誌、チラシ、裁断ごみ等について、構内に保管倉庫を設けて集積し、古紙回収業者に定期的な回収を委託している。なお、この保管倉庫は日常的には施錠し、防犯、防火の措置を講じている。機密書類も同様に学内で一定時期に集積し、裁断又は自治体のごみ処理施設に直接持ち込んで焼却処分するなど、適切に対応している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

本学は開学して 50 年余が経過したが、竣工から 40 年超又は 50 年超経過した校舎が複数存在し、老朽化に伴う修繕が必要な箇所が年々増えている。直近で校舎建替えを行ったのは平成 16 年度であり、以降は一部改修や部分的な修繕により維持している。一方で、近年は経営の安定化を図るため、急を要しない改修や修繕は先延ばしにしており、財政の安定化と老朽化した建物への対応という、相反する課題をどのように仕分けしていくかが大きな課題である。しかしながら、学生の安全確保や教育研究環境の維持・向上の観点から、限られた予算のなかで優先して取り組むべきものから整備を進めていく。

現在のところ、専門業者に委託する定期点検等も含め、維持管理は適切にできているものの、老朽化した施設・設備修繕又は更新のための費用捻出もまた、重要課題である。よって、経営状況の改善に取り組みつつ、不具合箇所の改修や修繕等に係る予算を一層計画的に配分し、整備を進める。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

各学科の「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」に基づいて、学生の学修支援及び情報処理能力の向上のために、必要な学内の無線LAN設備、コンピュータ関連設備、備品などを整備し、提供している。また、授業時間外も活用できるよう、授業で使用する時間以外はコンピュータ教室を開放している。さらに、ロビーやサロンなどにコンピュータを配備して、学生利用への便宜を図っている。また、情報処理技術の向上のため、教養科目のうち、選択科目（一部の学科では必修科目）として「情報科学」、「情報活用」を開講。学生は、必要に応じて履修することができる。

各学科のコンピュータ整備状況は、幼児教育学科では、実習に関わる教材作成や「子ども研究」の論文作成などを行うためにコンピュータ 4 台を H206 教室に配備し、学生が自由に使用できる場を提供している。

デザイン美術学科では、デジタルキャラクターの作成、アニメーション制作等で使用する専門的なソフトウェアの充実とハードウェアの動作性能の向上を図っており、コンピュータ教室（D302、D303、D304、D402 各教室）のソフトウェア及びハードウェアの更新を定期的に行っている。なお、これらコンピュータ教室のうち D302 教室及び D303 教室は、本学科の専門科目以外に、前述の教養科目「情報科学」、「情報活用」でも使用している。

音楽総合学科では、学生自ら作成・編集した楽譜、あるいは録音した音源から起こ

した楽譜を作成する専用ソフトを備えたコンピュータを B303 教室に整備している。また、これは音楽療法コースの卒業論文制作でも使用している。2 階サロンに学生用コンピュータを設置し、プレゼンテーション資料作成などに使用している。

歯科衛生学科では、平成 28 年度、G106 教室（エックス線室）にパノラマデジタル X 線装置を導入した。これと同時に G103 教室（第 2 歯科臨床実習室）、平成 30 年度には G101 教室（第 1 歯科臨床実習室）の大規模改修をそれぞれ行った。さらに令和元年度には、学修環境を一層歯科医療の現場に近付けるため、デジタル X 線装置と G101 教室及び G103 教室に配備した歯科診療台との間で情報連携等を行う映像配信システムを導入した。

専任教員には、個々の研究室に学内 LAN（有線）とコンピュータを配備している。また、授業で学生がプレゼンテーションを行う場面もあるため、一部の教室にノートパソコンを備え付け、それ以外の教室でもパソコンでのプレゼンテーションができるよう、複数台のノートパソコンを事務局で所有、管理しており、必要の都度貸し出している。一部の教室には学内無線 LAN を整え、これを活用してインターネット検索や動画視聴するなど、一層効果的な授業を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

前述のとおり、コンピュータ関連設備及び学内 LAN 等の設置には、できるだけ対応しているところである。このようにハード面においては充実を図っている。一方、機器の日常的な維持管理や、より高度な活用方法の指導、機器の性能向上に伴う計画的な設備更新の提案などを行う人材が不足している。学内にコンピュータ関連設備、学内 LAN 設備等が増加、充実していくに比例して、こうした人材は一層必要であり、機器の一体的な管理・運用に対応し得る高度な知識・技能を持った人材の育成又は雇用が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

- ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去 3 年間の学校法人全体の資金収支差額及び事業活動収支差額は、表 10、表 11 に示すとおりである。

過去 3 年間の学校法人全体の資金収支差額は、令和 3 年度は 198,653 千円、令和 4 年度は 184,021 千円の収入超過であったが、令和 5 年度は△229,254 千円であった。

過去 3 年間の学校法人全体の事業活動収支差額は、残念ながらいずれの年度も支出が収入を上回った。

表 10 過去 3 年間の資金収支差額（学校法人全体）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
資金収支差額	198,653 千円	184,021 千円	△229,254 千円

表 11 過去 3 年間の事業活動収支の状況（学校法人全体）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業活動収入計	2,922,153 千円	2,988,110 千円	2,932,855 千円
事業活動支出計	3,199,233 千円	3,134,326 千円	2,953,628 千円
事業活動収支差額	△277,080 千円	146,216 千円	△ 20,773 千円

過去 3 年間の事業活動収支（短期大学分）は、表 12 に示すとおり令和 3 年度は△23,721 千円、令和 4 年度は 8,352 千円、令和 5 年度は△36,933 千円であった。

表 12 過去 3 年間の事業活動収支の状況（短期大学分）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業活動収入計	702,796 千円	704,158 千円	665,371 千円
事業活動支出計	726,517 千円	695,806 千円	702,304 千円
事業活動収支差額	△23,721 千円	8,352 千円	△36,933 千円

過去 3 年間の本学校法人の貸借対照表の状況は、表 13 に示すとおりである。令和 5 年度は、総資産のうち純資産の占める割合（純資産構成比率）が 93.2%であり、負債に関して、その内訳は次年度学生生徒等納付金である前受金と、退職給与引当金が大部分を占めており、借入金はないことから、令和 6 年 3 月 31 日現在の学校法人全体の財政状態は健全であるといえる。

事業活動収支は再び支出超過となったが、入学者数を安定的に確保し健全な財務状態を維持させたい。

表 13 過去 3 年間の貸借対照表の状況（学校法人全体）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
資産の部合計	17,143,076 千円	16,966,533 千円	16,941,050 千円
負債の部合計	1,176,772 千円	1,146,445 千円	1,141,735 千円
純資産の部合計	15,966,304 千円	15,820,087 千円	15,799,314 千円
純資産構成比率	93.1%	93.2%	93.3%

資金運用は、「学校法人大垣総合学園資産運用規則」に基づき、適切に行っている。リスクの高い金融商品は避け、定期預金、国債といった、一般的に安全・安定的と考えられる金融商品で運用している。

過去 3 年間の短期大学における教育研究経費比率の状況は、表 14 に示すとおりで

あり、どの年度も 30%を超えている。教育研究用の施設設備及び図書等についても、基準Ⅲ-B-1 で記述したとおり、必要なものは計画的に予算計上し、適切に配分、執行している。

表 14 過去 3 年間の教育研究経費比率の状況（短期大学分）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教育研究経費比率	34.0%	32.3%	33.0%

監査法人の監査には、積極的な協力体制をとっている。当該監査にかかる監査法人の意見及び指導に対しては、所管の総務課職員がその都度適切に対応している。また、会計処理上の特殊な事案が発生した場合、その都度監査法人の指示を仰いで処理しており、本学校法人の財務諸表は、その適正性が確保されている。

寄付金は、現在は修学支援及び教育研究設備の充実を目的として、年間を通じて募集している。寄付金は、総務課で管理簿により適切に管理し、募集目的に沿って使用している。なお、学校債は発行していない。

本学の過去 3 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率等は、表 15 に示すとおりである。令和 3 年度の入学定員充足率は 121.5%、令和 4 年度入学手続者は、全学科で入学定員以上の人数を確保、入学定員充足率は 91.0%となった。令和 5 年度入学定員充足率は、100%を下回る 91.0%となり、収容定員充足率も悪化した。しかしながら、幸い借入金はないことから、本学校法人の財務体質は、健全に維持できているといえる。

表 15 大垣女子短期大学の過去 3 年間の入学者数推移等（各年度 5 月 1 日現在）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入学定員	200 人	200 人	200 人
収容定員	500 人	500 人	500 人
入学者数	243 人	182 人	166 人
在籍者数	515 人	518 人	463 人
入学定員充足率	121.5%	91.0%	83.0%
収容定員充足率	103.0%	103.6%	92.6%

本学校法人では、平成 30 年度を初年度とする「学校法人大垣総合学園 ビジョン・中期計画（2018～2022）」を策定した。以降、年度ごとの事業計画及び予算はこの計画に基づいており、計画最終年度の令和 4 年度も各部門の方針等を集約、調整を図っ

たうえで、評議員会の審議を経て理事会で決定し、執行した。それら事業計画と予算は、学長の指示を受けて事務局長から各部門長、各部門長から各部門の構成員へと速やかに通達されている。

予算は、「学校法人大垣総合学園専決基準規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」に則って適正に執行している。

日常の出納業務は、「学校法人大垣総合学園会計規則」に基づき総務課会計担当者が実施し、総務課長がこれを監督、さらに事務局長に報告している。また、とくに支出については法人事務局が一括して振込処理しており、管理監督体制は一層強固なものとなっている。資産及び資金の管理・運用は、「学校法人大垣総合学園資産運用規則」に則って適正に管理・運用し、資産管理簿及び資金出納簿に適切に記録している。

月次試算表は、毎月終了後に総務課会計担当者が速やかに作成して、総務課長、事務局長、副学長、理事である学長に報告、同時に法人事務局で集約して法人事務局長、副理事長に報告している。理事長には経営会議で定期的に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

学校法人大垣総合学園は、大垣女子短期大学看護学科を改組転換して、平成 31 年度に岐阜協立大学看護学部看護学科を設置した。これにより、大垣女子短期大学は 4 学科となったが、令和 4 年度に策定した「学校法人大垣総合学園ビジョン・中期計画（2023～2027）」により、明確に方向性を示している。

しかし、設置の 4 学科の教育の充実を図ることは当然であるが、入学定員の充足は常に大きな課題である。

多様な分野の学科で形成する短期大学としてそれぞれの学科の特徴を地域活動への貢献活動に活かすとともに、学生の人間力の向上の場にもしていきたい。

本学の遊休資産は、学生会館みずきの使用を全面的に停止、電力供給等も停止した。老朽化とランニングコストの削減に繋がるものであるが、取壊しには多額が必要であることから、現時点では遊休資産と位置付けている。それ以外の所有資産は、すべて有効活用している。

各年度の事業報告及び財務諸表は本法人のホームページで公開し、また、「ビジョン・中期計画（2023～2027）」は学内専用Web掲示板で全専任教員、事務職員に示し、SD研修会において説明する機会を設けるなど、危機意識を共有している。また、学科別収支計算書を作成、各学科に示して学科運営に活用している。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

本学校法人は、貸借対照表では、財政状態は健全であるといえるものの、本学の事業活動収支は入学定員未充足を主要因とする支出超過の状態が続いており、かつ施設設備の老朽化による修繕箇所は年々増加している。入学定員未充足の傾向がこのまま続けば、いずれは財政悪化も必死である。

令和3年度以降の収容定員は500人である。このことは、僅かの定員割れでも財政に大きく影響することになるため、入学定員充足率を恒常的に安定化させることが喫緊の最重要課題である。

令和3年度入学予定者は全学科で入学定員を確保できたが、令和4年度及び令和5年度はともに未充足である。よって、入学定員充足率を安定化させ、健全な財政状態を、維持する施策を打ち出したい。また、事業活動収支において収支均衡の状態に改善することはもちろん、老朽化した施設・設備の更新等に備えるため、資金収支においても、減価償却引当特定資産への繰入れを計画的に行いながら、支払資金が増加する経営を目指したい。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

平成29年4月に旧学校法人大垣女子短期大学と旧学校法人岐阜経済大学が合併し、新設の学校法人大垣総合学園がスタートした。この合併は、18歳人口の減少を背景とする大学間競争に対処するとともに、地方創生等、地域の高等教育機関としての期待に従前に増して応えられるよう、双方が有する教育資源及び経営資源を一体的に有効活用し、もって経営基盤の強化を図るために行ったものである。この合併により、財政基盤は強固なものとなった。その象徴となったものが岐阜協立大学看護学部看護学科の設置である。これには、大垣女子短期大学看護学科の人的、物的、教育的資源を最大限に有効活用したことにより、必要最小限の支出にとどめることができた。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

専任教員の募集は公募とし、独立行政法人科学技術振興機構が運営するJREC＝IN（研究者人材データベース）を利用して応募者を募っている。今後も必要な人材を必要な時期に安定的確保を目指していきたい。

研究活動において、過去に科学研究費補助金などの外部資金が採択された実績はあるが、近年は採択実績がなく、令和 5 年度も採択実績はなかった。引き続き、科学研究費補助金等各種外部資金の確保のため、研究委員会を中心に教員の意識改革を促し、科学研究費補助金の応募を推進している。

事務職員数は、同規模短大と比較すると少なめであると考えているが、現状の経営状況からすると安易な増員はできない。事務職員数と学生数は、一概に比例するものではないが、今後も専任職員を増やすことなく、現員でいかに大学事務と学生サービスの質保証を担保できるかが課題であり、引き続き学内外での研修を含め事務職員個々の能力開発を推進したい。

教職員の人事管理は、整備した諸規程に基づき、適正に行っている。

本学は平成 31/令和元年度に開学 50 年となり、その長い歴史をともに歩んできた建物が複数あることから、老朽箇所が多くなっている。しかし、経営状況を鑑みて、修繕等の対応を先延ばし傾向にある。そのような状況下でも教育研究環境の維持・向上を図るため、限られた予算で優先順位を付け、物的資源の改修等整備を進めている。

各種設備に関するメンテナンスは、専門業者に委託する定期点検等も含め、適切に維持管理しているが、老朽化した施設設備が多いため、それらの維持は喫緊の課題となっている。これについても、限られた予算のなかで優先順位を付け、物的資源の整備を順次進めている。

こうした現状と将来計画を踏まえたうえで、各年次の計画により継続的に準備を進めなければならない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育の質保証のため、担当授業科目を適切に教授できる教育研究業績を有した専任教員の確保が重要である。しかし現在の経営状況に鑑みると、安易な人的投資はできないこともまた、学内では共通理解できている。よって、退職者補充についても安易な募集とはせず、場合によっては学科を横断して教授でき得る能力を兼ね備えた人材の確保に努める。また、専任教員の定年到達年度を管理しており、早い時期から後任者の確保に努める。

事務職員は、限られた人的資源を最大限に活用するため、学校法人全体での人員配置を計画しており、現在は各々のキャンパスで執務している両大学総務、財務部門の業務統合と、それに伴う適正な人員配置を目指し、令和 6 年 3 月、大幅な組織改編と人員配置を行った。

老朽化が進んだ校舎については、現状行っている程度の部分的な修繕は今後も継続して行い、使用可能な状態、機能を維持する。しかしいずれ到来する建替え時期に備え、中期計画の進行とともに入学定員の確保、人件費の抑制など、経営改善を進めることによって資金を調達、減価償却引当特定資産への繰入れを計画的に行ったうえで、古い校舎から建替えを行う。

学内のパソコンやLANなどのコンピュータ設備に関して、令和 5 年度、本学同窓会組織より D304 教室のパソコンの入れ替えの寄付を受けた。教員の利便性を高め、また、学生の学修効果を考慮しながら、パソコンの備付けと有線LANが未整備の教

室については、今後も順次整備していく。また、無線LAN設備についても、使用状況及び経営状況を考慮しながら、拡充を進めたい。

これらコンピュータ関連設備の拡充を進めるにあたり、コンピュータやネットワークの高度な知識・技能を備えた人材が一層必要である。しかし現状では、専門知識を有した人材を雇用することは難しい。そのため、在職の事務職員を専任の担当者と定め、日々のコンピュータ関連業務を行っている。そのなかで、外部有識者及び専門業者からノウハウを得ることにより、かつ外部で行われる研修等を受講することによって、人材を育成していく。

財政基盤を本学単体で捉えた場合、近年は減価償却引当特定資産への計画的な繰入れができていないため、十分な減価償却引当特定資産を有しているとはいえない。事業活動収支を収支均衡の状態にすることはもちろん、老朽化した施設設備の更新に備えるため、減価償却引当特定資産への定期的な繰入れを行ったうえで、支払資金が増加する経営を目指したい。そのためには、全学科入学定員以上の継続した確保が必須である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

機動力強化の観点から、学校法人大垣総合学園寄附行為第 5 条の規定を大幅に見直し、令和 2 年 4 月 1 日施行で理事は 5 人以上 7 人以内、監事は 2 人以上 3 人以内としたうえで、令和 5 年度は理事 6 人、監事 3 人で構成した。また、迅速な対応を図るため、理事長のほかに常勤の副理事長 1 人を置いている。

理事長は、日本を代表する企業グループのトップであり、業界の要職はもとより、地元経済界でもいくつかの重要なポストに就くなど、その存在感は抜群である。新法人スタートと同時に本学校法人の理事長に就任したが、多方面にわたる知見が非常に高く、設置校の建学の精神、教育理念・目的等を十分に理解のうえ、強力なリーダーシップのもと、本学校法人を代表して業務を総理し、発展に寄与している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。

理事長は、学校法人大垣総合学園寄附行為第 15 条の規定に基づき、本学校法人の業務を決し、理事会を年に 4 回開催しているが、理事会は理事長が召集し、議長は理事長が務めている。なお理事長は、理事の職務の執行を適切に監督している。また、理事会及び評議員会には 3 人のうち 2 人以上の監事は必ず出席し、その都度意見を述べている。

理事会は、理事 6 人のうち半数の 3 人が外部理事であり、その 3 人がステークホルダーの役割も果たしていると考えており、その責任を果たしている。また、外部理事の経歴及び人脈は多岐にわたることから、学外の様々な情報が入手でき、理事及び監事同士の情報交換は、学外でも頻繁に行われている。

理事会は設置学校の運営に関する法的責任があることを、各役員は十分に理解しており、各役員は責任を持ってその運営にあたっている。

理事会は、「学校法人大垣総合学園経営会議規則」、「学校法人大垣総合学園組織規則」、「学校法人大垣総合学園理事会業務委任規則」、「学校法人大垣総合学園業務分掌規則」等、学校法人及び短期大学の運営に必要な意思決定を図るための各規程を整備している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップは強力であるも、とくに役員及び評議員は、地元の行政機関や民間企業のトップ等要職者によって構成されていたことから、これまでは本職の業務と理事会の日程が重なり、やむを得ず理事会及び評議員会を欠席する事案が発生していた。しかし、理事長の強力なリーダーシップにより、役員及び評議員の定数を減らし、機動力の強化を図った。また、本学校法人特有の組織「サポート組織」を発足させ、役員及び評議員以外の有識者の意見を取り入れる構造を構築した。このように、理事長のリーダーシップは大いに発揮されていることから、これに関する課題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

前述のとおり、理事長は日本を代表する企業グループのトップであることから、多方面にわたって人脈がある。こうした人脈をフル活用し、本学校法人にメリットの可能性のある話題については、積極的に法人事務局に紹介するなどしている。

役員の解任及び退任については、学校法人大垣総合学園寄附行為第 10 条に定め、適切に対応している。

役員及び評議員が機動力をもって学校法人の運営にあたるため、理事及び評議員の人数を大幅に縮小することの寄附行為の一部変更（令和 2 年 4 月 1 日施行）を行った。

また、役員が理事会を欠席することを解消するため、テレビ会議システムによる会議出席も可とする寄附行為の一部変更を行った。

加えて、本学校法人特有の組織「サポート組織」を発足させ、これまで学校法人運営に参画した各方面の有識者 16 人を構成員とし、理事会及び評議員会を支援する体制を整えた。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長の学校法人内での位置付け及び役割は、「学校法人大垣総合学園組織規則」及び「学校法人大垣総合学園理事会業務委任規則」の規定により、明確に示している。学長は、「大垣女子短期大学学長選出・任命等規程」に基づき候補者を選任し、理事会で承認を得て就任している。

学長は、教学運営の最高責任者として日常的に教学運営の職務遂行に努め、強力なリーダーシップを発揮している。学長は、人格が高潔で学識に優れ、大学運営に関して全専任教員、事務職員から認められており、建学の精神に基づき、教育の質保証に向けて、常に努力をしている。

教授会は、「大垣女子短期大学学則」第 48 条の規定により設置し、「大垣女子短期大学教授会規程」第 4 条の規定に基づき、学長が議長となり、短期大学の教育活動について重要な事項を審議している。開催は月 1 回を原則とし、それ以外にも学長の判断により、適宜開催している。議事録は、「大垣女子短期大学教授会規程」第 9 条の規定に基づき、教務・入試広報課で作成、議事録署名者による確認を経て保管している。

教授会では、三つの方針「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育課程・編成の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方

針（ＡＰ：アドミッション・ポリシー）」に加え、「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を常に念頭において諸課題の議論をしているが、議論の結果が学修成果に結び付き、最終的には建学の精神の具現化につながっていると認識している。

学長は、教学に関する各種委員会を設置し、それぞれの規程に基づいて適切に運営している。議事録は、それぞれの委員会庶務を担当する事務局各課にて作成し、適切に保管している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長が強いリーダーシップを発揮して本学を牽引している背景には、学長と専任教員、事務職員との間に信頼関係があることが挙げられる。

教学に関する各種委員会は学長の諮問機関となっており、専任教員はこれら委員会のいずれかの構成員である。しかし、これによって学長、専任教員の双方に業務上の負担がかかることが多い。このことが、教学における意思決定や教員の教育研究活動に影響を及ぼさないよう人員の配置を考慮したい。

教育系、医療系、芸術系と、多様な学科を有する本学ならではの取組を、本学すべての構成員が積極的、意欲的に参画できる意識改革が課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

平成 29 年度の法人合併にあたり、旧学校法人大垣女子短期大学の役員、評議員はもとより、本学の教員、事務職員、ステークホルダーからは、賛否の様々な意見が出された。その際学長は、強力なリーダーシップを発揮し、当時の理事長とともに意見集約と丁寧な説明のため奔走した。その結果、大きな混乱もなく理事会、評議員会において合併推進の了解を取り付けた。

また、大垣女子短期大学看護学科を改組転換し、岐阜経済大学（現：岐阜協立大学）に看護学部看護学科を設置する計画を進めるか否かの議論となったときも、前述と同様に強力なリーダーシップを発揮して本学内の意見をまとめ上げた。

急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の対策、授業の進め方等について、先頭に立って学内構成員に的確な指示を出した。また、入学式、卒業式は規模を縮小しながらも挙行了した。

上記以外に、幼児教育学科に新たな資格取得を支援する仕組みを取り入れ、音楽総合学科に新たな学びのコースを開設するなど、学科長と連携して各学科の学びの充実を図っている。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、「学校法人大垣総合学園寄附行為」第 14 条の規定に基づき、学校法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況について、両大学の学長はじめ部門責任者との間で適宜ヒアリングを行うとともに適宜監査を実施している。また、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜意見を述べている。

決算時の監事による監査については、学校法人の業務、両大学の教育活動、財産の各状況及び学生募集活動の結果について、副理事長、学長及び事務局長から詳細な説明を受け、立ち会っている監査法人からの報告も受けている。その際監事は、学校法人、設置大学に対して適宜質疑を行うなど、適切に監査を実施している。監査結果については監査報告書を作成、署名捺印し、当該会計年度終了後 2 か月以内に開催する理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、学校法人大垣総合学園寄附行為第 19 条の規定に基づき、理事定数の 2 倍を超える数で構成しており、令和 3 年度の現員は 15 名である。また、私立学校法第 42 条に規定のとおり、評議員会は理事会の諮問機関としての機能を果たしており、あらかじめ評議員会の意見を聴く体制で運営をしている。また、理事会で承認された事項について評議員会で報告を行うなど、理事会と評議員会は常に情報共有を図っている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

教育情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、第三者が閲覧しやすいように本学ホームページに「教育情報の公表」シートを設けている。

私立学校法第 47 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、それらは監査報告書とともに法人事務局及び大垣女子短期大学事務局に備えて置き、利害関係人から請求があった場合には、これを閲覧に供することができるようにしている。

また、学校法人大垣総合学園のホームページにこれらの情報を公表し、本学ホームページとのリンクも行っている。学校法人合併以前の旧学校法人大垣女子短期大学の事業報告は、大垣女子短期大学のホームページに掲載している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

平成 29 年度の新法人設立と同時に就任した理事長のリーダーシップのもと、地元政財界の要職者が役員及び評議員に就任しているが、この地域の特性として、政財界の各組織を活用した横の連携が強固であることから、本学校法人の経営にもそうした特性が大いに発揮されている。しかし、さらに大学間競争が激化しているなかで、理事会の経営判断はたいへん難しいものになるため、適切かつ迅速な判断ができるよう、日常の意思疎通の向上とともに、適切な情報の迅速な提供を図っていくことが重要である。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

多くの社会的要職者で構成している理事及び評議員について、人数が多いが故、やむを得ず理事会又は評議員会を欠席する事案が発生していたが、その課題解消及び機動力の強化を目的として、各々定数の大幅減少をさせる旨寄附行為の一部変更を行い、令和 3 年 4 月 1 日に施行した。このことにより、役員及び評議員間の意思疎通及び判断にかかる機動力が向上した。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学校法人の合併以降、役員及び評議員の構成は前回の認証（第三者）評価受審時よりも大幅に変更となった（増加した）が、令和 3 年度に減員した。しかし、いずれの時期も理事及び監事は寄附行為に定めたとおり適切に選任し、それぞれの経歴等を鑑みてバランスよく構成しており、理事会は適切に運営している。評議員も、寄附行為

に定めたとおり選任し、それぞれの経歴等を鑑みてバランスよく構成しており、評議員会は適切に運営している。今後は、理事会及び評議員会の開催回数も含め、理事、評議員相互の一層の連携と活性化を図っていくことが課題である。

教学に関する各種委員会の構成員である教員の人数は、各学科同数で選出していることから、学科によっては負担の大きい教員も生じている。今後も、負担過多とならないよう配慮していきたい。

理事長の強力なリーダーシップのもと、理事の強力な結束力によって確実な運営ができています。しかし、さらに大学間競争が激化しているなかで、適切かつ迅速な意思疎通を図っていかなければならない。このことに伴って寄附行為の一部変更を行い、少人数の理事、評議員構成とすることとし、令和2年4月1日施行したが、当初の目的どおり迅速な意思決定が行われている。

情報の公表は、法令の趣旨に則り積極的に行っているが、特にホームページでの情報について、どのページに掲載されているのかが分かりづらいのが引き続き課題である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長をトップとする理事相互の情報共有体制について、理事会開催日はもとより、事務局からの文書送付により、また、必要の際には理事間の一斉メールを活用するなど、日常的に情報共有を図っているが、今後さらにメール及びオンラインを活用した迅速な情報共有を図っていく。

本学専任教員は、教学に関する各種委員会の構成員になっている者が多くおり、そのことが負担となっている教員もいる。このことが、本来の教育研究活動に影響を及ぼさないよう配慮したい。例えば、事前にメール等により委員会での協議内容を共有することや、委員会の終了時間を定めたうえでその時間内に終了するよう議事を進める工夫である。一部では実行できたが、引き続き負担過多への配慮を各方面に促す。

理事会に対し、迅速かつ適切な判断ができるよう、意思疎通の向上とともに、迅速性、確実性をもって適切な時期に適切な情報の提供を行っていくことが重要であると考えている。

また、評議員の役割も重要性を増しているため、理事と同様に、迅速性、確実性をもって適切な情報の提供を図っていくことが重要である。

ホームページでの情報の公表について、閲覧者が容易に掲載ページに辿り着けるよう、随時ページ構成や配置を見直していく。